和気町地域防災計画

平成 30 年 1 月

和気町

目次

第１編　総則 1

第１章　計画の主旨 3
第２章　防災会議 6
第３章　町の概要 8
第４章　地震被害想定 11
第５章　浸水被害想定 28
第６章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 29

第２編　災害予防対策計画 41

第１章　防災業務体制の整備 43
第２章　広域的応援体制の整備 45
第３章　情報・通信施設･設備等の整備 48
第４章　消防・水防体制の整備 50
第５章　救助・救急・医療体制の整備 52
第６章　避難体制の整備 55
第７章　要配慮者等の安全確保 61
第８章　食料・飲料水・生活必需品の確保 66
第９章　文教対策の強化 69
第 10 章　治山対策の推進 72
第 11 章　造林対策の推進 74
第 12 章　土砂災害対策の推進 75
第 13 章　河川の防災対策の推進 79
第 14 章　ため池・農地等の防災対策の推進 80
第 15 章　市街地の防災対策の推進 82
第 16 章　地盤沈下対策の推進 84
第 17 章　道路の防災対策の推進 85
第 18 章　ライフライン施設の防災対策の推進 87
第 19 章　廃棄物処理対策の推進 90
第 20 章　危険物等施設の防災対策の推進 91
第 21 章　火災予防対策の推進 93
第 22 章　林野火災予防対策の推進 95
第 23 章　防災意識の向上 97
第 24 章　自主防災組織の確立 99
第 25 章　住民及び事業者の地区防災活動の推進 101
第 26 章　防災訓練の実施 102
第 27 章　防災対策の整備・推進 105

第 28 章　複合災害対策の推進 106
第 29 章　災害教訓の伝承 107
第 30 章　緊急物資等の確保対策 108

第３編　風水害災害応急対策計画..... 109

第１章　防災体制 111
第２章　防災活動 129
第３章　災害広報及び報道 143
第４章　災害救助法の適用 146
第５章　避難及び避難所の設置 148
第６章　消火活動 159
第７章　救出 164
第８章　食料の供給 165
第９章　飲料水の供給 167
第 10 章　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 168
第 11 章　医療・助産 169
第 12 章　遺体の捜索・検視・処理・埋葬 171
第 13 章　防疫・保健衛生 173
第 14 章　廃棄物処理等 175
第 15 章　住宅の供給・応急修理及び障害物の除去 177
第 16 章　文教災害対策 179
第 17 章　社会秩序の維持 183
第 18 章　交通規制 184
第 19 章　道路啓開 186
第 20 章　輸送 188
第 21 章　電気の供給 191
第 22 章　ガスの供給 192
第 23 章　水道の供給 193
第 24 章　防災営農 195
第 25 章　水防活動 198
第 26 章　自衛隊の災害派遣 201
第 27 章　応援・雇用 206
第 28 章　ボランティアの受け入れ・活用 208
第 29 章　義援金品等の募集・受付・配分 210
第 30 章　雪害対策 212
第 31 章　林野火災 213

第４編　地震災害応急対策計画..... 217

第１章　応急体制 219

第２章　地震情報の伝達 237
第３章　被害情報の収集伝達 238
第４章　災害救助法の適用 247
第５章　広域応援 249
第６章　自衛隊災害派遣要請 251
第７章　緊急活動 256
第８章　資機材調達 258
第９章　救急・医療 259
第 10 章　避難及び避難所の設置・運営 261
第 11 章　道路啓開 271
第 12 章　交通の確保 273
第 13 章　消火活動 275
第 14 章　危険物等の応急対策 279
第 15 章　災害警備活動 280
第 16 章　緊急輸送 281
第 17 章　救援物資等の受け入れ・活用 282
第 18 章　ボランティアの受け入れ・活用 284
第 19 章　要配慮者対策 286
第 20 章　被災者に対する情報伝達広報 288
第 21 章　デマ・パニック防止対策 291
第 22 章　食料供給・炊き出し 292
第 23 章　飲料水の供給 294
第 24 章　生活必需品等調達供給 296
第 25 章　遺体の捜索・検視・処理・埋葬 297
第 26 章　災害時廃棄物処理等 299
第 27 章　防疫及び保健衛生 303
第 28 章　文教対策 305
第 29 章　ライフライン施設応急対策 309
第 30 章　住宅応急対策 314
第 31 章　公共施設等応急対策 317

第５編　その他災害応急対策計画 321

第１章　道路災害対策 323
第２章　航空機事故災害対策 325
第３章　危険物等災害対策 327
第４章　高圧ガス災害対策 330
第５章　火薬類災害対策 332
第６章　放射性物質災害対策 334
第７章　有害ガス等災害対策 336

第８章　集団事故災害対策 337

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画..... 341

第１章　総則 343

第７編　災害復旧・復興計画..... 345

第１章　地域の復旧・復興 347
第２章　公共施設等の復旧・復興 350
第３章　激甚災害の指定 352
第４章　災害復旧事業に伴う財政援助・助成 354
第５章　災害復旧事業に必要な融資等 355

第１編　総則

第１章　計画の主旨

第１　計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、和気町防災会議が作成するものであり、本町の地域に係る防災に関し、和気町（以下「町」という。）及び町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱、住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、町、国、県及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。あわせて、町、国及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、町、国、公共機関、県、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

【資料】和気町防災会議条例

第２　計画の性格

本計画は、和気町の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 本計画は、岡山県地域防災計画に基づいて作成されたものであり、水防法に基づく岡山県水防計画とも調整をとっている。
- 本計画は、災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、和気町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けるとともに、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明らかにしたものである。

第３　計画の構成

本計画は、国及び岡山県の計画に合わせるとともに、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう災害の種類ごとに計画を作成し、次の６編をもって構成している。

第１編　総則
第２編　災害予防対策計画
第３編　風水害災害応急対策計画
第４編　地震災害応急対策計画
第５編　その他災害応急対策計画
第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第７編　災害復旧・復興計画

第４　災害の想定

本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

・暴風等による災害
・大雨等による災害
・地震による災害
・上記のほか異常気象による災害
・危険物の爆発等による災害
・可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
・有害ガスの漏洩・拡散等による災害
・道路構造物の被災等による道路災害
・航空機事故における災害
・その他の特殊災害

第５　用語の意義

本計画における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 町本部　和気町災害対策本部をいう。

(2) 県本部　岡山県災害対策本部をいう。

(3) 本部長　和気町災害対策本部長をいう。

(4) 県本部長　　岡山県災害対策本部長をいう。

(5) 町防災計画　和気町地域防災計画をいう。

(6) 県防災計画　岡山県地域防災計画をいう。

(7) 防災関係機関　県、町、消防団、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上の重要な施設を管理する機関をいう。

(8) 避難場所　災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。

(9) 指定緊急避難場所　災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。

(10)避難所　公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。

(11)指定避難所　災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをいう。

(12)要配慮者　高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(13)避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第２章　防災会議

第１　町防災会議

和気町防災会議は、町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されている。

１　組織

防災会議の会長は町長とし、委員は次のとおりとする。

- 岡山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- 教育長
- 消防団長

２　所掌事務

防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- 町防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- 町水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
- 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- 上記までに規定する重要事項に関し、町長に意見を述べる。
- 上記までに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

【資料】和気町防災会議条例

第２　町防災計画等の作成又は修正

１　町防災計画

町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき町防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

町防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県防災計画を参考とし、特に県防災計画において計画事項として示すものについては、町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、町防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

2　地区防災計画

町は、町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

第３章　町の概要

第１　自然的条件

１　地勢

本町は、岡山県の県東南部に位置し、面積 144.23k ㎡、南は備前市、西は赤磐市、北は美作市、美咲町に隣接している。

２　気候

本町の気候は、おおむね瀬戸内型気候に属し、南の四国山脈、北の中国山脈に囲まれ、年平均気温は 14.1℃と県南平均に比較してやや低く、年平均降水量は、1204.3 ㎜で県南部としては雨が多いといえる（和気地域気象観測所（アメダス観測所）における平年値（1989～2009年））。

第２　社会的条件

１　人口・世帯数

本町の人口は、昭和 50 年をピークとして減少傾向にあり、平成 24 年の人口は、15,419 人（平成 25 年３月末住民基本台帳）と減少している。

また、世帯数については、平成 24 年の世帯数は 6,250（平成 25 年３月末住民基本台帳）と、平成 19 年から微減傾向にある。

２　年齢構成

平成 22 年国勢調査の 65 歳以上人口は 5,086 人と、総人口（15,362 人）の 33.1％を占めており、老年人口の比率は、岡山県の比率 25.1％を上回っている。

３　産業

平成 22 年国勢調査の産業別就業人口は、第１次産業 7.1％、第２次産業 33.0％、第３次産業 59.8％となっている。

４　交通

本町の道路網は、南北方向に走る国道 374 号が中心となっている。

また、山陽自動車道和気インターチェンジから、県都岡山市へは約 45 分、岡山空港へは約 60 分以内でアクセス可能となっている。

第３　災害履歴

１　風水害

昭和 40 年以降の和気町合併前の旧町が被災した災害やその他の災害で人的被害、住家被害を中心とした主な風水害は次のとおりである。

(1) 昭和 47 年７月９日～13 日　集中豪雨

梅雨前線が停滞し活発化したため、７月９日～７月 13 日の間に 350㎜ の雨量を記録し、県下４市 17 町に災害救助法が適用され、死者 16 名、負傷者 43 名、住家全壊 270 戸、半壊 516 戸、床上浸水 3,588 戸の大きな被害をもたらした。

旧佐伯町では、浸水家屋 288 戸とあわせ、道路決壊 111 箇所などの土木被害や田畑冠水 74ha の農作物被害をもたらした。また、旧和気町においても、浸水家屋 63 戸とあわせ、道路決壊 27 箇所、田畑冠水 107ha などの土木被害や農作物被害をもたらした。

(2) 昭和 51 年９月８日～13 日　集中豪雨

台風 17 号の影響により、８日から 13 日までの総雨量は、711㎜ を記録し、旧和気町においては、住家全壊３戸、半壊 16 戸、浸水家屋 1,445 戸とあわせ、道路決壊 106 箇所、田畑冠水 280ｈａなどの土木被害や農作物被害をもたらした。

旧佐伯町では、住家全壊１戸、浸水家屋 117 戸とあわせ、道路決壊 161 箇所などの土木被害や 516ha の農作物被害をもたらした。

(3) 昭和 54 年 10 月 18 日～19 日　台風 20 号

台風による大雨により、旧佐伯町では、死者１名、浸水家屋 115 戸とあわせ、道路決壊 161 箇所、農業施設 234 箇所などの土木被害や農作物被害を受けた。

(4) 平成２年９月 17 日　台風 19 号による被害

集中豪雨は、５時間で 221㎜ を記録し、町内全域同時刻に中小河川がはん濫し、旧和気町の被害は、人的被害負傷者３人、住家全壊１戸、半壊 19 戸、浸水家屋 438 戸とあわせ、河川決壊 124 箇所、道路決壊 95 箇所、田畑冠水 265ha の土木被害や農作物被害を受けた。

(5) 平成 10 年 10 月 18 日　台風 10 号による被害

10 月 17 日 23 時 30 分頃、台風 10 号は玉野市付近に上陸し、吉井川津瀬観測所では危険水位 9.60ｍをはるかに超え、昭和 54 年以降過去最高水位となる 10.46ｍを記録した。旧和気町の被害は、床上浸水１戸、床下浸水 39 戸とあわせ、河川８箇所、道路７箇所、公園１箇所が被災した。

(6) 平成 16 年９月 29 日　台風 21 号による被害

集中豪雨は、４時間で 141㎜ を記録し、多くの浸水被害をもたらした。なお、この年は、８月５日に台風 11 号、10 月 20 日に台風 23 号が上陸し、既に被災した河川や道路が増破し、甚大な被害をもたらした。

2　地震

昭和 40 年以降、岡山県で震度４以上を観測した地震は、次のとおりである。

(1) 昭和 43 年８月６日　（愛媛県西岸　M:6.6）（岡山４）

８月６日、愛媛県西岸でマグニチュード 6.6 の地震が発生した。岡山県では岡山市で震度４を記録した。特に人的被害、物的被害は発生していない。

(2) 平成７年１月 17 日　兵庫県南部地震　（淡路島　M:7.3)(岡山４）

１月 17 日５時 46 分頃、淡路島、深さ 16km でマグニチュード 7.3 の地震が発生した。死者 6,434 人、負傷者 43,792 人、全壊及び半壊棟数 249,180 棟の大きな被害をもたらし、特に神戸市内では、死者 4,571 人、負傷者 14,678 人の被害となった。岡山県では、軽傷１人と特に大きな人的被害、物的被害は発生していない。

(3) 平成 12 年 10 月６日　鳥取県西部地震　（鳥取県西部　M:7.3）（岡山５強）

10 月６日 13 時 30 分頃、鳥取県西部、深さ９km でマグニチュード 7.3 の地震が発生した。岡山県では、哲多町、落合町、大佐町、新見町、美甘村で震度５強を記録した。負傷者 18 人、住家全壊７棟、半壊 31 棟、一部破損 943 棟、岡山市、新見町、大佐町、勝山町、八束村で 1,167 戸が断水となり、国道 181 号等で落石により通行止めとなった。

(4) 平成 13 年３月 24 日　芸予地震　（安芸灘　M:6.7）（岡山４）

３月 24 日 15 時 27 分頃、安芸灘、深さ 46km でマグニチュード 6.7 の地震が発生した。岡山県では、負傷者１人、17 棟の住宅が一部損壊、1,148 戸で停電の被害が発生した。

(5) 平成 14 年９月 16 日　（鳥取県中・西部　M:5.5）（岡山４）

９月 16 日 10 時 10 分頃、鳥取県中・西部、深さ 10km でマグニチュード 5.5 の地震が発生した。岡山県における震度は、八束村、中和村、川上村、上斎原村、湯原町、落合町で震度４が記録された。岡山県においては、特に人的被害、物的被害は発生していない。

出典：災害履歴の被害件数等については、合併前２町の地域防災計画書、岡山県地域防災計画（資料編)、おかやま防災ナビ、災害発生状況等を取りまとめた。

第４章　地震被害想定

第１　断層を震源とする地震

１　断層型地震の被害想定調査について（平成 25 年度）

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、岡山県では、平成 25 年度、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

２　想定した断層型地震

県は、岡山県周辺において国が定めている主要活断層の４地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される８地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模をもとに、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

さらに、この解析の結果、県内で震度６弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある７つの地震について、被害想定を行った。

■各断層の位置

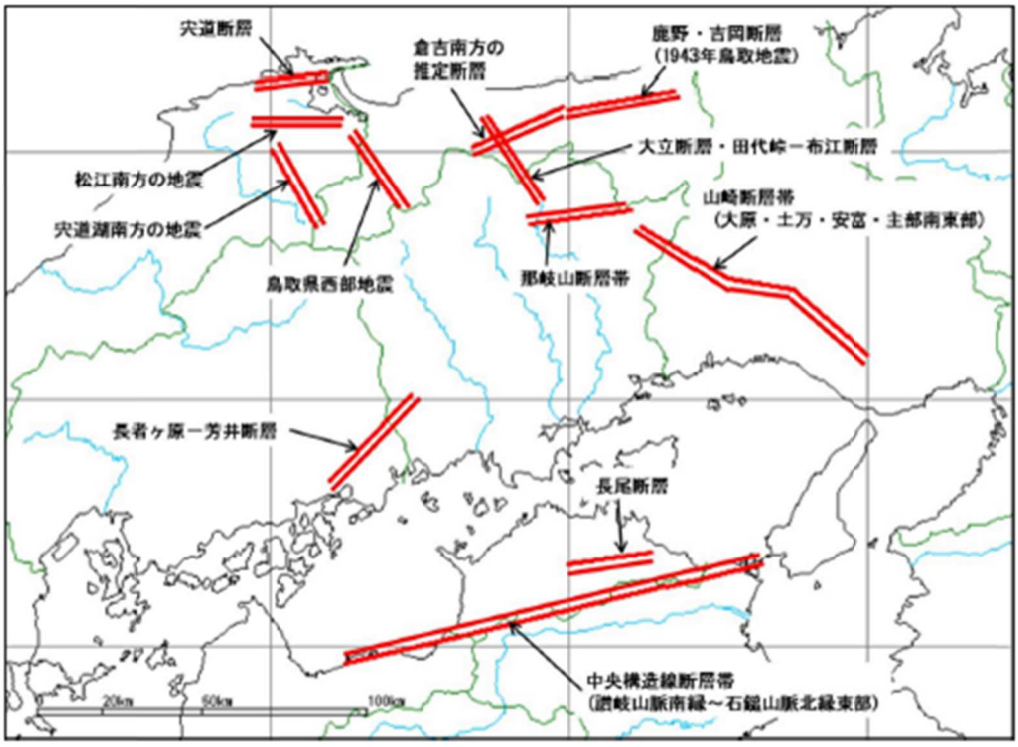

■12 断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模 （延長・深度）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	Ｍ 8.0	L= 80km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	Ｍ 7.6	L= 32km W=26km	国(地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	Ｍ 8.0	L=132km W=24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原－芳井断層	Ｍ 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	Ｍ 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	Ｍ 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	Ｍ 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	Ｍ 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	Ｍ 7.1	L= 26km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	Ｍ 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	Ｍ 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	Ｍ 7.1	L= 22km W=13km	島根県

※　地震の規模欄のMは、マグニチュード。

３　震度分布等

断層名	山崎 断層帯 (※)	那岐山 断層帯 (※)	中央構造線 断層帯 (※)	長者ケ原－ 芳井断層	倉吉南方の 推定断層	大立断層・ 田代峠 －布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ 0～1%	0.06～ 0.1%	ほぼ 0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	６強	６強	６弱	６強	６強	６強
町内最大震度	５強	５弱	４	４	４	５弱

断層名	鳥取県 西部地震	鹿野・吉 岡断層	長尾断層 (※)	宍道湖南 方の地震	松江南方 の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ 0%	推計していない	推計していない	0.10%
県内最大震度	６強	５強	５弱	４	４	４
町内最大震度	４	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

※１　断層名欄の※は主要活断層

※２　マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し、被害想定に用いたもの

※３　発生確率は今後 30 年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

第２　岡山県全体の被害想定結果

１　想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる３種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く、帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12 時、冬・18 時の３種類）で被害想定を行った。

２　被害想定

県内で、震度６弱以上の震度が想定されている７つの各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおりである。

(1) 山崎断層帯の地震

美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。

美作市・奈義町を中心に約 500 棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。

揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。

避難者数は１週間後に美作市で約 3,500 人、全県で約 5,700 人と想定される。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		６強	５強
建物全壊（棟）	冬･18 時	604	0
死者数（人）	冬･深夜	33	0
最大避難者数（人）	冬･18 時	5,680	4

※１）被害想定は、３種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する（以下同じ。）。

※２）建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す（以下同じ。）。

※３）最大避難者数は、発災後１週間後の数値（以下同じ。）。

(2) 那岐山断層帯の地震

津山市、鏡野町、奈義町で震度６強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。

津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。

避難者数は１週間後に鏡野町で約 1,200 人、全県で約 2,100 人と想定される。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		6強	5弱
建物全壊（棟）	冬･18時	209	0
死者数（人）	冬･深夜	12	0
最大避難者数（人）	冬･18時	2,078	0

(3) 中央構造線断層帯の地震

倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われる。

倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。

通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。

避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。

山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		6弱	4
建物全壊（棟）	冬･18時	291	0
死者数（人）	冬･18時	5	0
最大避難者数（人）	冬･18時	11,018	0

(4) 長者ケ原－芳井断層の地震

笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。

倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。

倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。

避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。

山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		6強	4
建物全壊（棟）	冬･18時	856	0
死者数（人）	冬･深夜	40	0
最大避難者数（人）	冬･18時	21,672	0

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

真庭市で震度６強の揺れに見舞われる。

被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は１週間後に約 1,400 人と想定される。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		６強	4
建物全壊（棟）	冬･18 時	113	0
死者数（人）	冬･深夜	6	0
最大避難者数（人）	冬･18 時	1,442	0

(6) 大立断層・田代峠－布江断層の地震

真庭市、鏡野町で震度６強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。

揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		６強	５弱
建物全壊（棟）	冬･18 時	340	0
死者数（人）	冬･深夜	20	0
最大避難者数（人）	冬･18 時	3,868	0

(7) 鳥取県西部地震

新見市の北部で震度６強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	和気町
最大震度		６強	4
建物全壊（棟）	冬･18 時	17	0
死者数（人）	冬･深夜	0	0
最大避難者数（人）	冬･18 時	150	0

第３　町の被害想定結果

町においては、７つの地震被害想定のうち、本町に最も被害を及ぼすと予測されている「山崎断層帯の地震」を想定地震として、その被害想定結果を掲載する。

１　地震動分布

本町における最大震度は、5.2 と予測されている。

最大震度	最小震度	震度別面積率(%)					
		震度６強	震度６弱	震度５強	震度５弱	震度４	震度3以下
5.2	4.4	0.0	0.0	12.0	86.1	1.8	0.0

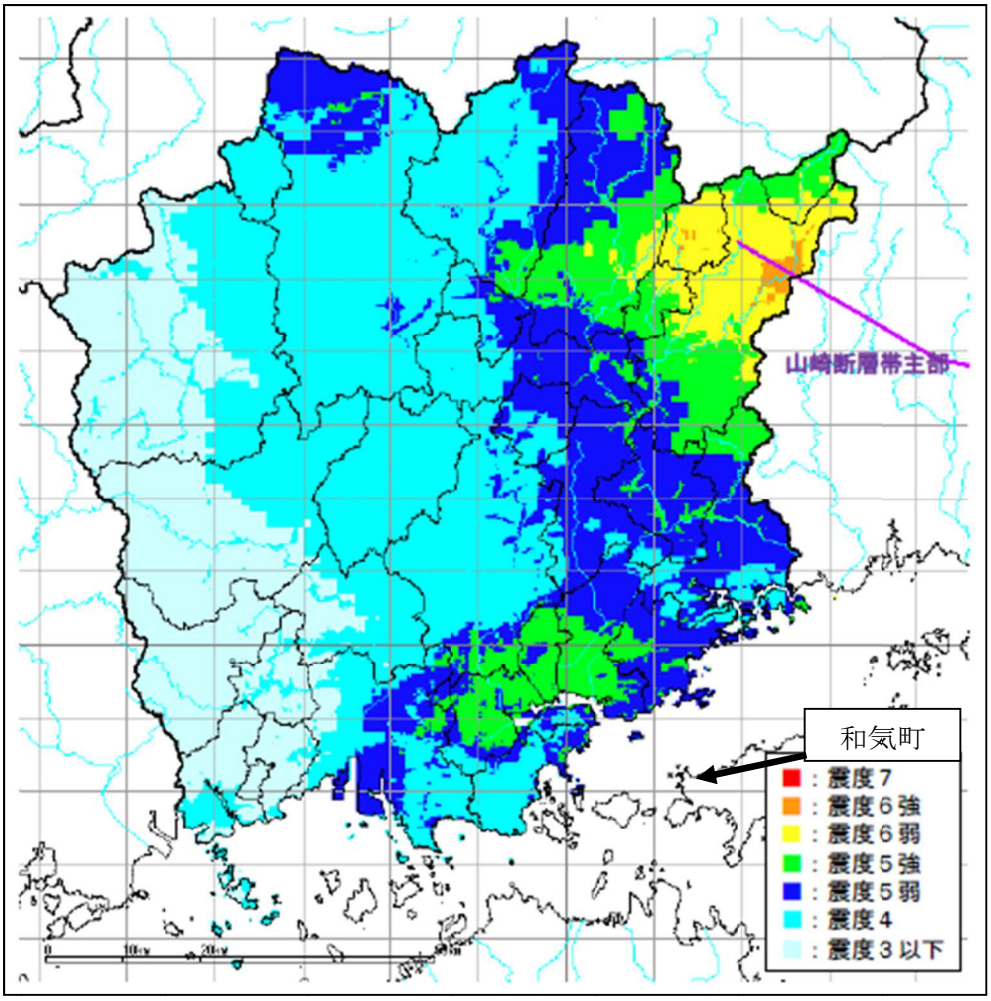

2　建物被害

建物の倒壊は、揺れによる半壊が４棟、液状化による半壊が６棟と想定されている。

(1) 揺れ、液状化、急傾斜地崩壊（全建物数：6,359 棟）

被害要因	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
揺れ	0	0.0	4	0.1
液状化	0	0.0	6 (うち大規模半倒壊:2)	0.1 (うち大規模半倒壊:0.0)
急傾斜地崩壊	0	0.0	0	0.0

(2) 出火件数と焼失棟数（全建物数：6,359 棟）

ケース	出火件数 (件)	炎上出火件数 (件)	残火災件数 (件)	焼失棟数 (棟)
冬・深夜	0	0	0	0
夏・12 時	0	0	0	0
冬・18 時	0	0	0	0

3　人的被害

火災による焼失がないため、多くが建物倒壊による負傷者となっている。

被害要因	ケース	死者数（人）	負傷者数（人）	重傷者数（人）
建物倒壊（揺れ）	冬・深夜	0	1	0
	夏・12 時	0	1	0
	冬・18 時	0	1	0
急傾斜地崩壊	冬・深夜	0	0	0
	夏・12 時	0	0	0
	冬・18 時	0	0	0
火災延焼	冬・深夜	0	0	0
	夏・12 時	0	0	0
	冬・18 時	0	0	0
屋外転倒・落下物	冬・深夜	0	0	0
	夏・12 時	0	0	0
	冬・18 時	0	1	0
屋内転倒・落下物	冬・深夜	0	1	0
	夏・12 時	0	1	0
	冬・18 時	0	1	0

4　ライフライン被害

上水道、下水道、電力ともに、１週間後までに復旧すると想定されている。

項目			被災直後	１日後	１週間後	１箇月後
上水道	人口	断水率(%)	11.8	7.6	0.0	0.0
	15,362	断水人口	1,806	1,164	0	0
下水道	処理人口	支障率(%)	20.0	1.5	0.0	0.0
	14,342	支障人口	2,868	218	0	0
電力	復旧対象電灯軒数	停電率(%)	20.0	0.0	0.0	0.0
	11,216	停電軒数	2,243	0	0	0

※　下水道は、被災直後を当日と読み替える。

※　四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

5　生活支障等の想定

(1) 避難者（夜間人口：15,362 人）

いずれのケースでも１週間後が最も多く、町全体で４人と想定されている。

ケース		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
当日・１日後	冬・深夜	2	1	3
	夏・12 時	2	1	3
	冬・18 時	2	1	3
１週間後	冬・深夜	2	2	4
	夏・12 時	2	2	4
	冬・18 時	2	2	4
１箇月後	冬・深夜	1	2	3
	夏・12 時	1	2	3
	冬・18 時	1	2	3

第４　南海トラフを震源とする地震

１　南海トラフの巨大地震の被害想定調査について

岡山県においても、南海トラフを震源とする地震は、約 100～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後 30 年以内にマグニチュード８～９クラスの規模の地震発生確率は、60～70％とされており、その発生が危惧されるところである。

岡山県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し、被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、住民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の岡山県の大綱である県防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し、再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

２　想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Ｍｗ）９クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

３　前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いているときの方が風が弱いときよりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

■前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定

シーン設定	想定される被害の特徴
②夏 昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ＊木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定
③冬 夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4　想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成２４年８月２９日発表）より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第５　南海トラフの巨大地震の震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成 24 年８月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」

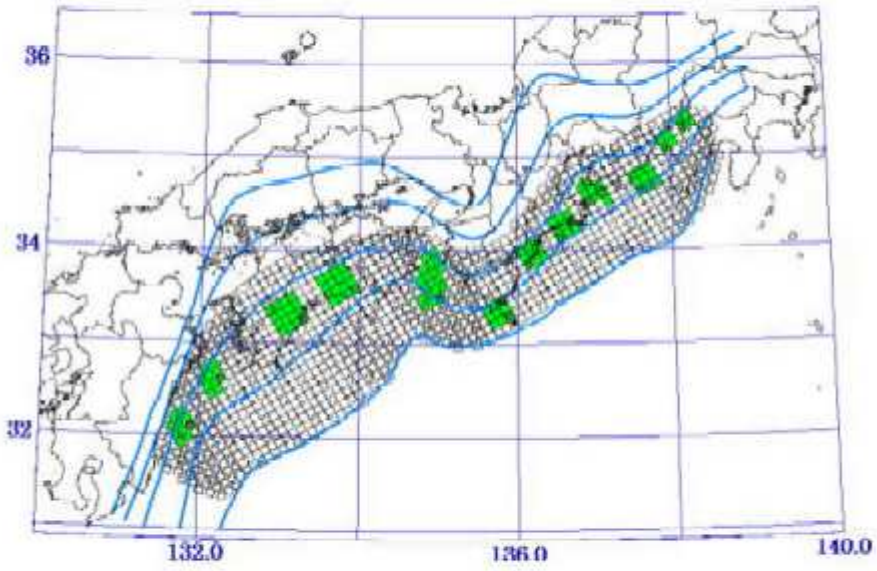

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成２４年８月２９日発表）より抜粋
※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した４ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250ｍメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

第６　岡山県の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、岡山県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。なお、推計は 250m メッシュ（格子）単位で行っている。

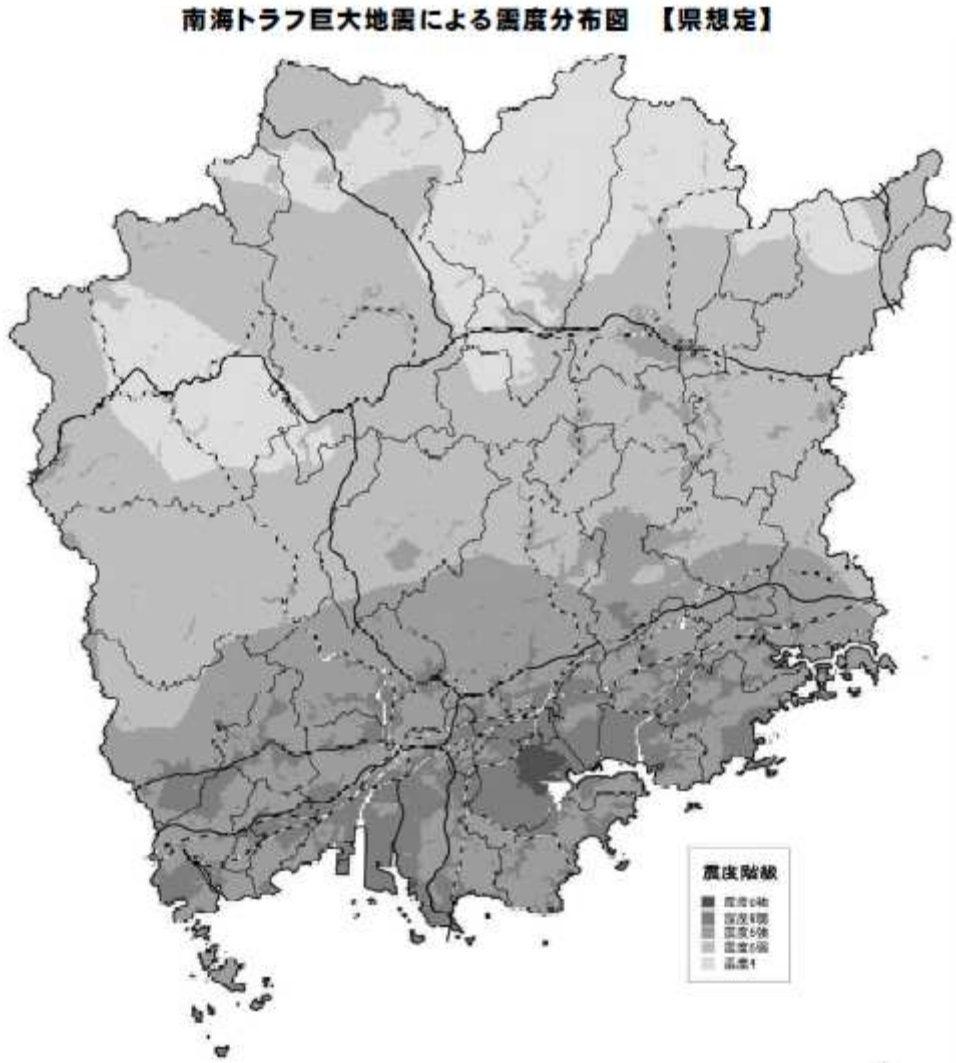

※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。
危機管理課ＨＰ　http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html

1　地震による被害

南海トラフの巨大地震による町内の最大震度は６弱となっている。

岡山県では、過去数十年間、震度６を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、地震動そのもので命を落とすことは少ない。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次

的要因により死傷する。言い換えれば、この二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的に見れば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和 56 年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

2　地震動による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、住民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取り組みを着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第７　岡山県の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、ＰＬ値を用いている。ＰＬ値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく 250ｍメッシュ単位で行っている。

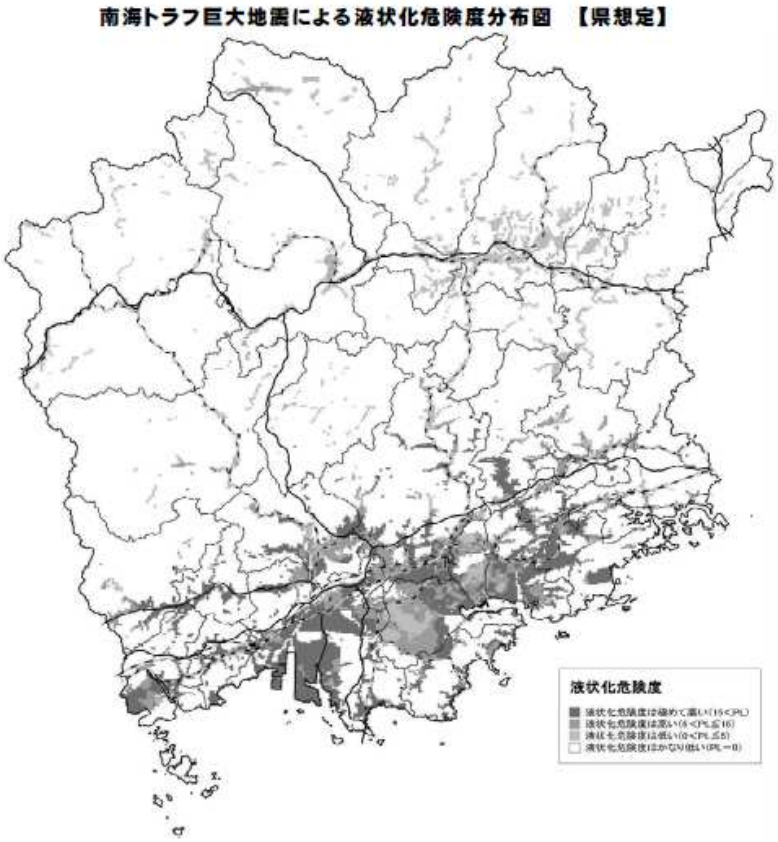

※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250ｍメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成 24 年３月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、岡山県で収集し

た過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

1　液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのように見えるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。

また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、注意が必要である。

住民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2　液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

第８　和気町の人的・物的被害想定結果（岡山県地震・津波被害想定調査報告書（平成25年７月））

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

1　揺れによる建物被害

町内の揺れによる建物被害は、全壊数１棟、半壊数 114 棟と想定されている。

全建物数	全壊数	半壊数	全壊率	半壊率
6,359 棟	1 棟	114 棟	0.0%	1.8%

2　液状化による建物被害

町内の液状化による建物被害は、全壊数５棟、大規模半壊数 63 棟、半壊数 115 棟と想定されている。

全建物数	全壊数	大規模 半壊数	半壊数	全壊率	大規模 半壊率	半壊率
6,359 棟	5 棟	63 棟	115 棟	0.1%	1.0%	1.8%

3　急傾斜地崩壊による建物被害

町内の急傾斜地崩壊による建物被害は、全壊数、半壊数ともに 0 棟と想定されている。

全建物数	全壊数	半壊数	全壊率	半壊率
6,359 棟	0 棟	0 棟	0.0%	0.0%

4　建物倒壊による人的被害

町内の建物倒壊による負傷者数は、冬深夜が最も多く、19 人と想定されている。

人口 深夜	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
15,362 人	0 人	19 人	0 人	0 人	12 人	0 人	0 人	13 人	0 人

5　自力脱出困難者（建物倒壊に伴う要救助者）

町内の自力脱出困難者（建物倒壊に伴う要救助者）数は、0 人と想定されている。

人口深夜	自力脱出困難者		
	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
15,362 人	0 人	0 人	0 人

6　急傾斜地崩壊による人的被害

町内の急傾斜地崩壊による死傷者数等は、0 人と想定されている。

人口 深夜	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
15,362 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

7　火災による人的被害

町内の火災による死傷者数等は、0 人と想定されている。

人口	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
深夜	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
15,362 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

8　屋外転倒物、屋外落下物による人的被害

町内の屋外転倒物、屋外落下物による負傷者数は、冬 18 時が最も多く、３人と想定されている。

人口	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
深夜	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
15,362 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人	3 人	1 人

9　屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による人的被害

町内の屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による負傷者数は、深夜が最も多く、５人と想定されている。

人口	深夜		
	死者数	負傷者数	重傷者数
15,362 人	0 人	5 人	1 人

人口	昼 12 時		
	死者数	負傷者数	重傷者数
14,324 人	0 人	4 人	1 人

人口	夕 18 時		
	死者数	負傷者数	重傷者数
14,739 人	0 人	4 人	1 人

第５章　浸水被害想定

第１　浸水区域の概要

吉井川、金剛川が合流する地点において、河川右岸左岸の沿川地区とも 2.0m以上の浸水深が想定されている。

旧和気町の中心市街地部は、ほぼ全域が 2.0m以上の浸水深が想定されている。

平成２年の台風 19 号被害の再来を予想する結果となっている。

第２　洪水ハザードマップの作成

町は、平成 26 年度に新たな「防災ハザードマップ」の作成を予定している。

第６章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、更には関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第１　実施責任

１　和気町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岡山県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

４　町域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行

われるよう協力する。

第２　和気町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　和気町

○防災意識の普及啓発及び防災訓練に関すること。

○自主防災組織の育成に関すること。

○災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達に関すること。

○災害情報の収集及び伝達に関すること。

○災害広報に関すること。

○避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令に関すること。

○被災者の救助に関すること。

○被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受け入れに関すること。

○県に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給に必要な措置の要請等に関すること。

○被害の調査及び報告に関すること。

○災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

○災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること。

○水防活動及び消防活動に関すること。

○公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置に関すること。

○農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。

○水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備に関すること。

○公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧に関すること。

○被災者に対する罹災証明の調査及び発行に関すること。

○交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関すること。

○防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

○被災者からの申請による住家被害などの被害状況の調査や罹災証明書の交付に関すること。

２　消防団

○消防団員の教育及び訓練に関すること。

○消防資機材の整備、備蓄に関すること。

○消防活動の実施に関すること。

○災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。

○災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。

○要救助被災者の救出、救助に関すること。

○避難及び救護の協力に関すること。

3　和気クリーンセンター

○廃棄物処理場の災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

4　浄化センター

○下水道処理施設の災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

5　和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合

○し尿処理場の災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

6　和気北部衛生施設組合営火葬場

○火葬場の災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

7　教育委員会

○学校における防災教育及び訓練の実施に関すること。

○学校施設の災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

○被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。

第３　東備消防組合

○消防の活動に関すること。

○災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。

○災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。

○要救助被災者の救出、救助に関すること。

○傷病者の救急搬送に関すること。

○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

○緊急消防援助隊の応援要請及び受援に関すること。

第４　岡山県の処理すべき事務又は業務の大綱

1　県

○防災意識の普及啓発及び防災訓練に関すること。

○災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達に関すること。

○災害情報の収集及び伝達に関すること。

○災害広報に関すること。

○市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整に関すること。

○災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。

○水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示に関すること。
○災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること。
○水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
○被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。
○公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置に関すること。
○農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
○緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。
○水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備に関すること。
○公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧に関すること。
○救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋に関すること。
○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。
○高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
○自衛隊の災害派遣要請に関すること。
○指定行政機関に対する災害応急対策等のための職員の派遣要請に関すること。
○市町村長に対する災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要請に関すること。
○内閣総理大臣に対する他の都道府県知事への応援を求める要求に関すること。
○市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行に関すること。
○指定行政機関又は指定地方行政機関に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請等に関すること。
○市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し、災害応急対策が困難な場合、物資又は資材の供給に必要な措置に関すること。
○運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対する災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示に関すること。
○県が管理する港湾区域並びに漁港区域の施設の維持管理及び清掃等に関すること。
○有害ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保に関すること。
○災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

2　県警察
○災害警備実施計画に関すること。
○災害警備用資機材の整備に関すること。
○災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。
○救出救助及び避難誘導に関すること。
○行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等に関すること。

○交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関すること。
○犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関すること。
○関係機関による災害救助及び復旧活動の協力に関すること。

第５　自衛隊及び指定地方行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

１　自衛隊（陸上自衛隊第 13 特科隊　日本原駐屯地）
○避難の援護救助に関すること。
○遭難者の捜索、救助に関すること。
○水防活動に関すること。
○消火活動に関すること。
○道路又は水路の応急啓開に関すること。
○診療防疫への支援に関すること。
○通信支援に関すること。
○人員及び物資の緊急輸送に関すること。
○炊飯及び給水の支援に関すること。
○救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。
○交通整理の支援に関すること。
○危険物（火薬類）の除去に関すること。
○その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動に関すること。

２　指定地方行政機関
(1) 中国四国農政局
○農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業の推進に関すること。
○農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集に関すること。
○被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること。
○被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること。
○農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること。
○直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置に関すること。
○地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること。
○被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関すること。
○災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省への報告を行うなど、迅速な調達・

供給に関すること。

(2) 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

○国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づく復旧に関すること。

○国有林野の火災の予防、火災の速やかな鎮火、延焼の防止に関すること。

○国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防に関すること。

○応急復旧用の国有林材の供給の促進、木材関係団体等への用材等の供給の要請に関すること。

○知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときの協力に関すること。

(3) 中国経済産業局

○所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。

○電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。

○被災地において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること。

○中小企業者の業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置に関すること。

(4) 中国四国産業保安監督部

○所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。

○火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導に関すること。

○鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導に関すること。

(5) 中国運輸局（岡山運輸支局）

○所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。

○バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導、監督に関すること。

○陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。

○特に必要な際の自動車運送事業者に対する運送命令に関すること。

(6) 大阪管区気象台（岡山地方気象台）

○気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。

○気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災関係機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への提供に関すること。

○気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施

設・設備の充実に関すること。

○航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じた航空交通安全のための気象情報の充実に関すること。

○気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等の関係機関への通知に関すること。

○気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）についての利用の心得などの周知・広報に関すること。

○国又は県の洪水予報河川における中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同した洪水予報に関すること。

○県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること。

○市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。

○知事からの要請による職員の派遣、防災情報の解説等に関すること。

(7) 中国総合通信局

○災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導及び電気通信の監理に関すること。

○非常通信協議会の育成指導に関すること。

○災害時における電気通信確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。

○災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。

(8) 岡山労働局（県内各労働基準監督署）

○労働基準法適用事業場を対象に爆発その他の災害を防止するための監督、指導、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生おそれのある事業場に対する災害発生時における避難救助等、労働者に対する教育訓練の実施の指導に関すること。

○被災者の医療対策のため必要があると認めたときの管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対する医師等の派遣措置の要請、救急薬品の配布等に関すること。

○二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対する危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安装置、労働者の退避その他の応急措置について必要な指導に関すること。

○作業再開時における安全衛生等の危害防止上留意すべき点についての必要な指導に関すること。

○災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督、指導等の実施、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に関すること。

○被災労働者に対する労災保険の給付に関すること。

○労働保険料の納付義務者に対する国税徴収の例による納付猶予及び換価猶予に関するこ

と。

○災害の原因調査に関すること。

(9) 中国地方整備局（岡山河川事務所、吉井川上流出張所）

○気象、水象の観測に関すること。

○直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表に関すること。

○洪水予報指定河川における岡山地方気象台と共同した洪水予報に関すること。

○洪水予報指定河川における浸水想定区域の指定及び見直しに関すること。

○一般国道２号、30 号、53 号、180 号直轄管理区間の改修工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達に関すること。

(10) 中国四国地方環境事務所

○廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。

○災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

3　指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（各郵便局）

○被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

○被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

○被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分に関すること。

(2) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

○災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達に関すること。

○防災応急措置の実施に必要な通信施設の優先利用に関すること。

○防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備に関すること。

○発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備に関すること。

○災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧に関すること。

○気象等の警報、地震情報等の市町村への連絡に関すること。

(3) 株式会社ＮＴＴドコモ中国（岡山支店）

○災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達に関すること。

○防災応急措置の実施に必要な通信施設の優先利用に関すること。

○防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備に関すること。

○発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備に関すること。

(4) 日本赤十字社（岡山県支部）

○常備救護班の体制の整備、災害時の医療・助産、その他の救護に関すること。

○緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）の備蓄、災害時の被災者への給付に関す

ること。

○赤十字奉仕団等による炊き出し、物品配給などに関すること。

○血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給に関すること。

○義援金の募集及び配分に関すること。

(5) 日本放送協会（岡山放送局）

○気象等の予報及び警報、被害状況等の報道に関すること。

○防災知識の普及に関する報道に関すること。

○緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達に関すること。

○義援金品の募集及び配付についての協力に関すること。

(6) 中国電力株式会社（岡山支社）

○電力供給施設の災害予防措置に関すること。

○発災後の被災施設の早期復旧、供給力の確保に関すること。

(7) 日本通運株式会社（岡山支店）

○災害時における県知事の車両借り上げ要請即応体制の整備に関すること。

○災害時における物資の緊急輸送に関すること。

(8) 西日本高速道路株式会社（中国支社）

○災害防止に関すること。

○交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。

○災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。

○災害復旧工事の施工に関すること。

4　指定地方公共機関

(1) 各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）

○日本放送協会に準ずる。

(2) 各ガス事業会社（岡山ガス株式会社）

○ガス施設の災害予防措置に関すること。

○発災後の被災施設の復旧、供給不能等の需要者に対する早期供給再開に関すること。

○電気事業者との応急復旧の調整に関すること。

(3) 一般社団法人岡山県トラック協会

○緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄に関すること。

○災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対する配車に関すること。

○物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣に関すること。

○災害時の遺体の搬送の協力に関すること。

(4) 岡山貨物運送株式会社

○日本通運株式会社に準ずる。

(5) 公益社団法人岡山県医師会

○医療及び助産活動の協力に関すること。

○防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

○災害時における医療救護活動に関すること。

○日本医師会の編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ）の活動の調整に関すること。

(6)公益社団法人岡山県看護協会

○公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

(7)一般社団法人岡山県ＬＰガス協会

○ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧に関すること。

○災害時におけるＬＰガス供給の確保に関すること。

第６　町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

１　公共的団体

(1) 自治会

○区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

○水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。

○災害時における避難・救助活動の協力に関すること。

(2) 自主防災組織

○防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動に関すること。

○防災用資機材の整備に関すること。

○避難者の誘導及び救出救護に関すること。

○町が行う被災者に対する避難所運営業務等災害対策全般に関すること。

(3) 和気町社会福祉協議会（日赤奉仕団）

○災害時における要配慮者対策に関すること。

○被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。

○被災者に対する看護に関すること。

○災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること。

○被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資に関すること。

○義援金の募集、配分に関すること。

(4) 農業協同組合、森林組合等

○町が行う農林関係の被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。

○農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。

○飼料、肥料等の確保又は斡旋に関すること。

(5)和気町商工会

○町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。

○町災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力に関すること。

○災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。

○救助用物資、復旧資材確保についての協力に関すること。

(6) 交通安全協会

○町が行う災害時における交通対策への協力に関すること。

(7) 防犯連合会

○災害時における防犯対策に関すること。

(8) 民生・児童委員

○通常時における要援護高齢者や障がいのある人の把握に関すること。

○災害時における要配慮者対策への協力に関すること。

2　防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し、町が行う防災活動について、積極的に町及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 医院等医療施設の管理者

○避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

○被災時における収容者の収容保護に関すること。

○災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。

(2) 社会福祉施設の管理者

○災害時における施設入所者の安全確保に関すること。

(3) 金融機関

○被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関すること。

(4) 学校、幼稚園、保育園

○避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。

○施設の防災管理及び児童生徒の安全確保に関すること。

○被災時における教育の対策に関すること。

○被災施設の災害復旧に関すること。

(5) 危険物等の取扱施設の管理者

○施設の防災管理に関すること。

○災害時における危険物の保安措置に関すること。

(6) 店舗、宿泊施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

○施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。

(7) ため池・水路管理者

○ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。

○ため池・水路等の施設の被害調査に関すること。

○湛水防除に関すること。

○ため池・水路等の施設の復旧事業の推進に関すること。

(8) その他の防災上重要な施設の管理者

○前記(1)～(7)の各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること。

第７　住民・事業所の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

○普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること。

○災害備蓄等、災害への備えをすること。

○災害時に自らの生命、身体及び財産を守ること。

○地域の中で応急対策に協力すること。

第２編　災害予防対策計画

第１章　防災業務体制の整備

町及び防災関係機関等は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう防災業務体制の整備に努める。

実施機関	全課

第１　職員の参集・活動体制の整備

１　参集基準の明確化

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ参集基準を見直すとともに、参集対象者の明確化を図り、職員の非常参集体制の充実に努める。特に休日、夜間、早朝等の勤務時間外の対応について明確にしておくものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

２　マニュアルの作成・見直し

町及び防災関係機関は、災害時の応急活動に関するマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を行い、実情に応じて見直しを図り、非常参集体制の充実に努める。

３　資機材等の使用方法等の習熟

町及び防災関係機関は、災害時に迅速に資機材を活用できるよう、資機材の活動手順、使用方法等の習熟に努める。

４　人材確保方策の整備

町及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

５　罹災証明書の交付に係る体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第２　情報収集・連絡体制の整備

１　防災情報システムの活用

気象情報及び河川情報を早期に提供する県の防災情報システムを活用できるよう、システムの内容、活用方法等の習熟に努める。

２　非常連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時に電話が不通になった場合においても関係機関、職員等と連絡ができるよう、非常通信体制の整備に努める。

３　災害時の情報収集体制の整備

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を実施する上で、被害状況等の情報は必要不可欠であるため、災害時における情報の収集体制の充実に努める。

特に本町は行政区域が広域であるため、局地的に発生した災害について情報が伝達できるよう体制の整備を図る。

また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第３　防災関係機関相互の連絡体制の整備

１　連絡体制の強化

町及び防災関係機関は、災害時に相互に連絡がとれるよう、日頃から災害の連絡体制の強化に努める。

２　災害時における派遣等

町及び防災関係機関は、災害時に必要に応じて、職員の派遣が相互にできるよう、災害時の体制の充実に努める。

また、町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口や連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第２章　広域的応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、町の機関だけでは対応できない事態が想定されるため、広域の応援体制の強化に努める。

また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを推進する。

実施機関	全課、東備消防組合

第１　町の協定の締結

町は、災害時に他市町村、防災関係機関及び事業所等民間団体等に対して応援の要請ができるよう、交流事業等を通じ、広域的な相互応援協定等の締結に努める。

また、災害時に既に締結した市町村、防災関係機関等の応援要請を受けられるよう、協定に基づき運用等の習熟に努める。

なお、合併前の２町において締結していた協定については、新たに締結の手続を進めていくものとする。

■町の応援協定締結状況

応援協定	協定市町村	協定の日付
岡山県下消防相互応援協定	県内市町村・消防組合	平成 20 年 3 月 31 日

【資料】和気町協定一覧

【資料】岡山県下消防相互応援協定

【資料】航空消防応援実施細目

第２　県の協定の締結

県は、中国地方５県と平成 24 年３月１日に、中国・四国地方９県と平成 24 年３月１日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。締結した協定の概要は、次のとおりである。

■県の協定締結内容

・食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 ・避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及び斡旋並びに資機材の提供 ・医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・被災者を受け入れるための施設の提供

【資料】中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

第３　受け入れ体制の整備

災害時に派遣された職員、部隊等を円滑に受け入れられるよう、応援部隊の活動拠点、宿舎等の候補地、駐車場、ヘリコプターの臨時離着陸候補地等を定めるとともに、調整担当窓口を明確にし、受け入れ体制の整備に努める。

第４　県との連絡体制の整備

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第５　他地方公共団体との協定締結等

町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第６　広域一時滞在に係る応援協定の締結等

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第７　消防相互応援体制整備

町は、消防の応援について、県、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

第３章　情報・通信施設･設備等の整備

町及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務を迅速かつ的確に実施できるよう、施設・設備等の充実に努める。

実施機関	危機管理室、東備消防組合

第１　気象等観測施設･設備の整備

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第２　通信施設･設備の整備

１　災害情報伝達のための通信施設の整備

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、周辺市町村、県、防災関係機関との情報連絡網の整備を進め、庁舎間の情報伝達体制の充実強化を図るとともに、町から直接住民に情報伝達が行えるように高度情報通信基盤を活用してシステムを構築する。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策（非常電源の確保）、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進により、通信機能の維持・向上に努める。

２　医療情報システムの的確な運用

町、消防機関、及び医療機関等を相互に結ぶ災害・医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の空き病床状況、医療従事者の状況、道路の状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を構築する。

３　防災情報システムの活用

町、東備消防組合等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する岡山県防災情報システムの活用を図るとともに、平素からシステムにアクセスし、迅速的確に運用できるよう活用方法等の習熟に努める。

４　防災行政無線の整備

町は、災害現場からの災害状況の収集、広報車による地域住民への災害情報の伝達、防災用有線通信連絡手段を補充するための移動系防災行政無線の機能の充実、強化に努める。

第３　救助施設・設備等

１　指定緊急避難場所の指定推進

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。

２　指定避難所の指定推進

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。

３　避難所の指定要件

町は、避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

４　学校を避難所として指定する場合

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

第４章　消防・水防体制の整備

大規模な災害から人命及び財産を保護するため、消防組織及び水防組織、資機材の整備を図る。

実施機関	消防団、東備消防組合

第１　消防組織の整備

１　東備消防組合組織の強化

東備消防組合は、関係機関と連携し、必要に応じて組織の見直しを図り、組織の強化に努める。

２　消防団の強化

町は、必要に応じて消防団の組織の見直しを図るとともに、消防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である消防団員一人ひとりの能力の向上を図る。

３　自衛消防組織の強化

火災による被害の拡大を防止する上で、初期消火は極めて重要であるため、自主防災組織、自治会、事業所等において、自衛消防組織の組織化に努める。

【資料】消防団の組織

第２　水防組織の整備

１　水防本部の強化

町は、必要に応じて水防本部の組織の見直しを図り、組織の強化に努める。

２　水防団の強化

町は、必要に応じて水防団の組織の見直しを図るとともに、水防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である水防団員一人ひとりの能力の向上を図る。水防団組織は、消防団により構成する。

【資料】河川重要水防箇所

第３　消防施設･設備の整備

１　消防機関等による整備

消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

２　消防団による整備

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

３　事業者による整備

事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火に必要な資機材の整備を図るとともに、消防機関、関係機関との連携を強化に努める。

第４　水防施設･設備の整備

１　水防資機材の備蓄

町は、水防機具及び資材を整え備蓄しておくものとする。特に重要水防区域、危険箇所等については、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい、土嚢袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、点検及び改善を行う。

２　協力体制の強化

町は、資機材の確保のため、水防区域近在の関係業者を登録し、手持資機材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるものとする。

【資料】水防倉庫及び水防資機材

第５章　救助・救急・医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者、傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医療機関等の関係機関と連携を図り体制の整備を図る。

実施機関	住民課、危機管理室、総務福祉課

第１　救出体制の整備

１　組織体制の整備

町は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、町の組織体制の整備、連絡体制の整備に努めるとともに、大規模な災害時には、重機等が必要となるため、建設業者等の関係機関と協定を締結する等、救出体制の強化に努める。

また、大規模な災害時は自主防災組織による救出活動が重要となるため、自主防災組織への救出・救助に関する知識の普及に努める。

２　住民等による救出活動のための条件整備

町は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出・救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行う。

３　救出用資機材の整備

町は、消防関係機関と連携し、人命救助に必要な資機材（エンジンカッター、スコップ、バール、ジャッキ、非常用バッテリー、照明器具、担架等）を整備するとともに、災害時にそれらの資機材を有効に活用できるよう点検に努める。

第２　傷病者の搬送

１　搬送体制の整備

町及び消防機関は、関係医療機関と連携し、道路が寸断された場合、多数の要搬送者が発生した場合等を考慮した災害時の搬送体制の整備に努める。

２　災害・救急医療情報システムの運用

県、町、消防組合、各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の

被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用できるよう、システムの習熟に努める。

3　ヘリコプターによる搬送

町は、緊急時にヘリコプターによる搬送が可能となるよう、ヘリコプターの緊急用場外離着陸場の整備を図るとともに、孤立する可能性がある集落への着陸場所の確保について研究を行う。また、要請手続等の習熟に努める。

第３　医療体制の整備

1　組織・体制の整備

町は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、町内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

2　災害・緊急医療情報システムの運用

町は、県が整備する災害・緊急医療情報システムが的確に運用されるよう、町内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等の連絡･連携体制を強化して、町内の医療情報を確保できる体制を整備する。

3　災害・救急医療拠点病院の活用体制の整備

町は、県が指定した次の災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）を明確にし、災害時の円滑な医療体制の整備に努める。

災害拠点病院は、災害・救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受け入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

名称	配置	病院	機能	整備
基幹災害拠点病院	県下で１病院	岡山赤十字病院	・高度の診療機能 ・広域搬送の対応機能 ・医療救護チーム派遣機能 ・応急用資機材貸出し機能 ・研修機能(基幹災害医療センターのみ)	・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置 ・受水槽・ヘリポート ・研修スペース(基幹災害医療センターのみ)
地域災害拠点病院	二次医療圏で３病院	県内８病院		

【資料】地域災害医療センター

4　医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

・施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
・貯水槽、非常用発電等の整備
・医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
・災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
・携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

5　一般住民への災害医療の普及・啓発

町、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、あわせて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第４　医薬品等の確保

1　医薬品等の確保

町は、災害時を想定した医薬品の備蓄を進めるとともに、町内各医療機関及び医師会、薬局等に対し、医薬品等の備蓄等に努めるよう要請する。

2　必要な医薬品等の種類

災害時に必要となる医薬品はおおむね次のとおりである。

時期	品目
発災後１～２日	包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬等
発災後３日以降	上記に加え、風邪薬、胃腸薬の一般常備薬等

第６章　避難体制の整備

被災者が円滑に避難できるよう、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、標識等の設置、防災マップ等により住民に周知するとともに、避難の運営体制等についてあらかじめ定め、円滑な避難所の運営を行う。

実施機関	危機管理室、総務福祉課

第１　指定緊急避難場所の整備

１　指定緊急避難場所の指定

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

２　指定緊急避難場所の整備

市街地における公園・緑地等のオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止において重要な施設となるため、公園事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受け入れができるよう、出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

【資料】避難施設

第２　指定避難所の設置

１　指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和 56 年５月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

町内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、又は、近隣市町への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

２　指定避難所の施設設備の整備

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、防災無線等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子

育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

3　指定避難所における生活物資等の確保

町は、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具及び毛布等の避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

4　避難所運営マニュアルの策定

町は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とする避難所運営マニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。

・避難所の開設・管理責任者、体制
・開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
・本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
・防災関係機関への通報連絡体制の確立
・その他開設責任者の業務

【資料】避難施設

第３　避難路の整備

1　避難路の指定

町は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

2　避難路の整備

町は、避難路の安全性の向上を図るため、次の整備に努める。

・避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等への案内標示の設置に努める。
・夜間の避難に備え、道路照明の整備に努める。
・道路の安全性の向上を図る改修、幅員の拡幅等に努める。
・周囲からの延焼防止に努める。
・電柱倒壊、変圧器落下、電線切断等の二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。
・沿道の建築物の所有者、管理者と協力し、窓ガラス、看板等の落下防止に努める。

第４　避難方法

1　避難計画の作成・周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。なお、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

地域住民は、平常時から自主防災組織等をつくり、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

大型小売店、学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮する。

2　避難訓練の実施

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて、避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

大型小売店、学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

第５　避難所運営体制の整備

１　行政側の管理伝達体制

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

２　避難者の自治体制

町は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

- 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項
- 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- その他避難所生活に必要な事項
- 平常体制復帰のための対策（事前周知、自治組織との連携、避難者の生活と授業環境の確保のための対策、避難所の統合・廃止の基準・手続等）

３　施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、町や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。ま

た、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第７章　要配慮者等の安全確保

災害時において、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の要配慮者が被害に巻き込まれる危険性が高いため、要配慮者の安全確保対策の充実に努める。

また、医療・福祉対策との連携のもとでの要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

実施機関	危機管理室、健康福祉課、住民課、総務福祉課、町社会福祉協議会等

第１　防災知識の普及

１　要配慮者の実状に配慮した知識の普及・啓発を行うとともに、社会福祉施設において適切な防災教育が行われるよう指導する。

２　社会福祉協議会等と連携を取りながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ、家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及・啓発や研修等を行う。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

３　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

・施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制
・地域住民とともに行う防災訓練
・要配慮者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

第２　要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

１　災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により日頃から把握しておく。

・居住地、自宅の電話番号
・家族構成
・保健福祉サービスの提供状況
・視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性
・近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

２　要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、近隣住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努める。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

なお、避難支援計画の整備に当たって、町は、自主防災組織、福祉関係者等に対して、要配慮者に関する情報の管理に十分留意するよう徹底を図るものとする。

３　避難行動要支援者名簿の作成

町は、町防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として、町防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏洩防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難

支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項を町防災計画に定める。

(1) 避難支援等関係者となる者
(2) 名簿に搭載する者の範囲
(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
(4) 名簿の更新に関する事項
(5) 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
(7) 避難支援等関係者の安全確保
(8) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

第３　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、福祉部局で整備した災害時要援護者台帳をもとに策定した「和気町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、自主防災組織、自治会組織、消防署、消防団、福祉関係等と連携し、支援に当たる。

第４　生活の支援等

1　災害時においては、次の事項を含む避難支援プランに基づき、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援を迅速かつ的確に行う。

- 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とするものに対する当該食料の確保・提供に関する事項
- 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベット、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

・避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
・避難所又は在宅の要配慮者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第２次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

２　住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

３　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第５　連絡体制等の整備

社会福祉施設においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第６　福祉避難所の確保

町は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や資機材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

（福祉避難所の施設整備の例）

・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
・情報関連機器（音声告知、ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）
・介護用品、衛生用品
・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
・医薬品、薬剤
・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

第８章　食料・飲料水・生活必需品の確保

災害時に円滑に食料・飲料水・生活必需品を調達・配布できるよう、備蓄、調達体制の整備に努める。

実施機関	危機管理室、住民課、上下水道課、町社会福祉協議会、総務福祉課、事業課

第１　食料の確保

１　食料の備蓄

町は、乾パン、アルファ米等の最低限必要な食料の備蓄に努めるとともに、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者へ十分配慮するものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の状況に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

２　食料の調達体制の整備

町は、食品販売業者・外食産業等の事業所と協定の締結等により食料の調達体制の強化に努める。なお、調達に当たっては、幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

３　配布体制の整備

町は、災害時に調達した食料を円滑に配布できるよう、食料集積予定場所、保管場所等を定める。

第２　飲料水の確保

１　水道水の確保

町は、貯水槽等の安全性の向上に努め、給水管等の被災により水道水の供給を停止する場合においても住民の最低限必要な飲料水（供給を要する人口×約３リットル）の確保に努める。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

2　水道復旧体制の整備

水道管理者は、災害発生後においても安定した水道水の供給を図るため、早期の応急復旧ができるよう、水道工事事業者との災害時における連携体制の強化を図るとともに、水道復旧資材の備蓄に努める。

3　応急給水体制の整備

町は、災害時に円滑に応急給水ができるよう、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成するとともに、水道工事業者等との協力体制を強化し、応急給水体制の整備に努める。

4　応急給水用資機材の整備

町は、応急給水に必要な給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備する。

第３　生活必需品の確保

1　必要数量の把握

町は、町が確保すべき生活必需品を検討し、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

2　調達体制の整備

町は、関係機関、事業所等の協力のもと生活必需品の流通在庫の定期的調査を実施し、事業所と協定を締結する等、物資の調達体制の整備に努める。

3　配布体制の整備

町は、災害時に調達した物資を円滑に配布できるよう、物資集積予定場所、保管場所等を定める。

第４　個人備蓄

1　食料・飲料水の備蓄

住民、事業所等は、２～３日程度分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、１人１日当たり３リットルを目安とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

2　生活必需品の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

3　個人備蓄の意識啓発

町及び県は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

第９章　文教対策の強化

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員等の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

また、文化財の保護のため、住民の文化財に対する意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

実施機関	教育委員会、学校、幼稚園、保育園

第１　防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

第２　防災上必要な教育の実施

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

１　児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため学校・幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

２　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

３　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害

及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

４　防災意識の普及

ＰＴＡ、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

第３　防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

- 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。
- 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第４　登下校の安全確保

児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、安全な通学路の設定、登下校の安全指導を行い、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

第５　文教施設等の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を構ずる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

第６　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

第７　危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第８　文化財の保護

文化財の保護を図るため、次の予防対策を実施する。

- 文化財に対する住民の意識を高め、防災思想の普及を図る。
- 文化財の管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第10章　治山対策の推進

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

実施機関	産業振興課、都市建設課、事業課

第１　山地治山事業等の推進

町は県に対し、荒廃地及び山地災害危険地における治山施設の整備を要請し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

第２　水源地域整備事業の推進

町は県や森林組合等と連携し、水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

第３　防災林造成事業の実施

町は関係機関と連携し、強風等の被害を防止するための森林造成等の防災工事を行う。

第４　地すべり防止事業の推進

町は関係機関と連携し、地すべりによる被害を防止、軽減するための排水工、杭打工等の防災工事を行う。

第５　山地災害危険地区調査の推進

町は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

第６　山地災害危険箇所の周知

町は、山地災害危険箇所について現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

第７　防災工事の重点整備

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、小学校、幼稚園、保育園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

第８　関係機関との調整

町は、治山対策を推進するため、県及び砂防治山岡山地方連絡調整会議、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会等の関係機関と調整を図る。

第11章　造林対策の推進

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成復層林施業及び長伐期施業等を普及・啓発する。

実施機関	産業振興課、事業課

第１　普及活動の推進

町は、下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及・啓発する。また、スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林及び長伐期施業を普及・啓発する。

第２　関係機関との調整

町は、効果的に普及・啓発活動を実施するため、県、近畿中国森林管理局等の関係機関との連携の強化に努める。

第12章　土砂災害対策の推進

土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、危険箇所の周知、砂防施設の整備、警戒避難体制の整備を行う。

実施機関	都市建設課、事業課、危機管理室、総務福祉課

第１　土砂災害警戒避難体制の整備

１　警戒避難対策

①広報活動による啓発宣伝

土砂災害防止について、随時、一般の注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

・報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等による広報を実施する。
・広報車による巡回広報、市広報紙への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。
・教育機関等の協力を得て、土砂災害防災意識の向上を図る。

②土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配付や危険箇所標識の設置等により、地域住民に周知するよう努める。

③土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、町及び消防関係機関等において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

２　避難勧告等発令基準

避難勧告等の発令にあっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、以下の発令基準に基づき総合的に判断する。

避難準備（要配慮者避難）情報	下記情報をもとに総合的に判断する。 ①近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化等）を発見したとき。 ②「大雨警報」が発表されたとき。 ③その他町長等が必要と認めたとき。
避難勧告	下記情報をもとに総合的に判断する。 ①近隣で土砂災害の前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、擁壁等にクラック発生等）を発見したとき。 ②「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ③その他町長が必要と認めたとき。
避難指示	下記情報から判断する。 ①近隣で土砂災害が発生したとき。 ②近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき。 ③その他町長が必要と認めたとき。

ただし、降雪、融雪時並びに地震等発生時は別途考慮するものとする。

3　土砂災害警戒区域等における避難体制の整備

①土砂災害警戒区域等の指定

知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

②土砂災害警戒区域における避難体制の整備

町長は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。

・避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
・土砂災害警戒情報の活用及び伝達
・土砂災害発生時の情報収集及び伝達

また、警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、施設の名称及び所在地を定める。

さらに、警戒区域の指定を受けた場合、町長は、町防災計画に基づき土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難

路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置に努める。

・町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

③警戒避難体制の支援

・土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険が更に高まったときは、町長が避難勧告する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒呼びかけの必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

・緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

第２　急傾斜地崩壊災害対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定により知事が指定することとなっている。

町長は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

第３　地すべり防止対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第３条の規定により主務大臣が指定することとなっている。

町長は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について県と連絡を密にし、地すべり防止に努める。

第４　土石流防止対策

土石流を防止するための砂防指定地は、砂防法第２条の規定により、国土交通大臣が指定することとなっている。

町長は、土石流危険箇所等土石流のおそれのある渓流を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、土石流災害の防止に努める。

第５　移転対策事業

急傾斜地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業の促進を図る。

１　集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある危険住宅の移転事業の促進を図る。

２　がけ地近接等危険住宅移転事業

県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格住宅の移転を図る。

第６　新たな危険箇所増加の抑制

土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる懸念がある危険な箇所については、県と協力して土砂災害特別警戒区域の調査指定を進め、新たな危険箇所の増加を抑制するように努める。

第13章　河川の防災対策の推進

洪水等による災害の防止、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を推進するとともに、避難体制の整備に努める。

実施機関	都市建設課

第１　河川の維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、早期に河川管理者に対し、修繕及び改修を要請する。

第２　河川の改修

河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸等の整備に努める。なお、県が管理する河川については、河川管理者に対し、河川改修を要請する。

第３　避難体制の整備

町は、内の県管理河川に設置された、雨量観測所、水位観測所及び岡山地方気象台雨量観測所のテレメーター情報に基づき、避難準備の呼びかけなどの円滑な避難体制の整備に努める。

第４　円滑かつ迅速な避難の確保

町防災会議は、浸水想定区域の指定があった場合には、町防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、町防災計画において、要配慮者利用施設等（高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの）の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町は、町防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及び要配慮者利用施設の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第14章　ため池・農地等の防災対策の推進

農地及びため池等の農業用施設の被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

実施機関	産業振興課

第１　ため池の整備

町とため池受益者は、関係機関と連携し、早急に整備が必要なものについては、堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の改良を行うとともに、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池から順次ハザードマップを作成し、住民等へ配布するよう努める。

【資料】ため池一覧

第２　湛水防除施設の整備

町とため池受益者は、関係機関と連携し、湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水路等の新設又は改修を行う。

第３　用排水施設の整備

町とため池受益者は、関係機関と連携し、自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、水路等の新設又は改修を行う。

第４　土砂崩壊防止施設の整備

町は、関係機関と連携し、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は改修を行う。

第５　地すべり対策施設の整備

町は、関係機関と連携し、地下水の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

第６　ため池緊急防災対策の推進

当町は、昔から農業が盛んな地域であるが、河川等が少ないことから、ため池が多く存在している。町は、ため池管理者に管理指導するとともに、関係機関と連携し、人命・人家・公共施設

等に被害を及ぼすおそれの高いため池のうち、特に緊急性の高いものから現地調査を行い、改修計画に反映する。

第15章　市街地の防災対策の推進

市街地における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、市街地の防災対策を進める。

実施機関	まち経営課、都市建設課、上下水道課

第１　都市施設の整備促進

１　住宅用地の整備

狭あい道路、建物密集地は災害による被害が発生する危険性が高いとともに、応急対策を実施する上で支障をきたす可能性が高いため、市街地中心部において、建築基準法等による法令の規定に従い、道路、公園及び下水道等を整備して、災害に強いまちづくりを進める。

２　街路の整備

火災発生時において街路は、火災の延焼を防止する空間となるとともに、災害時の緊急輸送や避難路等、非常に重要な空間となる。そのため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化等に努めて、安全性を高める。

３　公園緑地の整備

公園緑地は、火災発生時において火災の延焼を防止する空間となるとともに、避難場所となるため、規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

４　指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであることから、更に安全性を高めるため、町は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点で、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化の整備に努める。

第２　排水対策の推進

１　公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、被害を未然に防止する。

第３　都市防災対策の推進

１　防災空間の確保

緑地公園街路等のオープンスペースを確保し、保全・整備に努める。災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠となる。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の根幹的な公共施設の整備に努める。

(1)防災拠点や避難地となる防災公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地として利用できる防災公園及び緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽など災害応急対策施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。町は、和気町益原地内にある和気町益原多目的公園や和気鵜飼谷温泉などの施設を活用し、災害時の防災拠点となるよう周辺一体を防災公園として整備に努める。

(2)防災備蓄施設の整備

これまで町の備蓄については、役場本庁舎のほか、佐伯庁舎、生ごみ資源化センター等、複数の公共施設に分散し、保管・管理を行っている。しかし、被害想定に対応し得る備蓄を整備・保管できるだけのスペースを有していないという課題がある。このようなことから、今後における町の備蓄の適正管理と充実を図るため、災害用備蓄倉庫の整備に努める。

２　宅地造成等の規制

都市計画法に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為については、県とともに開発行為に対する指導の強化を推進する。

第４　防災建築物の整備促進

１　公共建築物等の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物等の不燃化、耐震化を図る。

２　優良建築物等整備事業

街中心部の住宅は建築協定締結等の継続により、良好な建築物の整備を図る。

第16章　地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主要原因となる地下水の採取の規制、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下し被害のおそれのある地域については必要な措置を講ずる。

実施機関	上下水道課、都市建設課、事業課

第１　地下水汲上げの規制

町は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある地域、他の地盤の沈下に影響を及ぼす地域について、地下水の汲上げを規制する。

第２　代替水の整備

町は、県等の関係機関と連携し、地下水汲上げの代替措置として、工業用水等、必要な施設の整備に努める。

第17章　道路の防災対策の推進

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路施設の安全性向上のための整備を促進する。

実施機関	都市建設課、備前県民局、県警察

第１　緊急輸送ネットワークの形成

道路管理者及び関係機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

第２　重要路線の安全性の向上

国道、県道等の幹線道路、橋梁等が被災した場合、交通機能に大きな影響を及ぼすおそれが大きいため、道路管理者及び関係機関は、これらの重要路線の施設の安全性の向上に努める。

第３　山間道路等の安全性の向上

山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、道路管理者及び関係機関は、法面保護工、落石対策工等の防災工事を実施する。

第４　トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

第５　交通管理体制の整備

町、県、県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第６　情報の収集・連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努めるとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備

を図る。

また、県警察は災害時に交通規制が実施された場合に迅速に運転者の義務等について広報できるよう体制の整備に努める。

第７　道路状況の把握

道路管理者及び関係機関は、道路施設等の点検を実施し、道路状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

第18章　ライフライン施設の防災対策の推進

上水道、下水道、電力、ガス、通信施設等のライフライン施設への被害による供給停止は、日常生活に多大な影響を及ぼすことから、施設の整備、体制の強化等により安定した供給を図る。

実施機関	上下水道	上下水道課
	電力	中国電力株式会社岡山支社
	ガス	一般社団法人岡山県ＬＰガス協会
	通信	西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社ＮＴＴドコモ中国岡山支店等

第１　水道施設の防災対策の推進

１　水道施設の広域化の推進

水道管理者は、災害への対応力を高めるため、また、被害が生じた際の上水の供給を確保するため、水道施設の一層の広域化を推進する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備もあわせて推進する。

２　基幹施設及び重要系統の安全化

水道管理者は、水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるよう、独立した配水機能を持つ配水ブロック化を促進する。各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の整備を進める。

３　老朽管の更新

水道管理者は、災害に対する安全性の面から不適当な石綿セメント管、鋳鉄管のダクタイル鋳鉄管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

４　緊急時の給水の確保

水道管理者は、基幹施設の一部が停止した場合においても、他の水道施設により機能を維持できるよう、水道システムの安定性の向上に努める。そのため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、周辺市町村の施設と連絡管等を整備し、緊急時に水の融通を図れるよう努める。

第２　下水道施設の防災対策の推進

１　下水道施設の機能確保

下水道管理者は、施設に被害が発生し、通常の下水処理が不能となった場合においても、他の施設を活用することにより、必要最低限の処理が行えるよう、機能の確保に努める。

２　下水道施設のネットワーク化

下水道管理者は、下水道施設に被害が発生した場合、下水道の機能を代替できるよう、重要幹線の二条化、管渠、ポンプ場等、下水道施設のネットワーク化に努める。

３　仮設トイレの確保

町は、災害時に必要となる仮設の設置予定場所を検討するとともに、仮設トイレレンタル業者等と協議し、必要数の確保に努める。

第３　電力施設の防災対策の推進

１　基準の検討

電力設備等においては、耐震性調査の結果等により、現行の基準がおおむね妥当であることが確認されている。基準等が設定されていない設備等については、必要に応じて基準の設定等を検討する。

また、関連法規の改訂等とあわせて、必要な対策を実施する。

２　設備の補強・改修

現行の基準の制定以前に整備された設備等については、現行基準レベルを満足するよう、計画的な補強・改修を推進する。

第４　ＬＰガス施設の防災対策の推進

１　ＬＰガス製造事業者

ＬＰガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理、従業員の教育・訓練に努めるとともに、製造施設の耐震性の強化、感震器の設置、緊急措置マニュアルの見直し、合同防災訓練の実施等に努める。

２　一般社団法人岡山県ＬＰガス協会

一般社団法人岡山県ＬＰガス協会は、大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との

相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。また、会員が実施する災害防災対策について指導、ＬＰガス消費者への保安啓発活動を実施するとともに、緊急対策用の防災工具の定期的な調査の実施、緊急調達先の整備を行う。

3　ＬＰガス消費者

ＬＰガス消費者は、自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、ＬＰガスの安全についての知識の修得、防災訓練等への参加を行い、ＬＰガスの事故防止に努める。

4　ＬＰガス販売事業者

ＬＰガス販売事業者は、関係法令の遵守、容器の転倒防止、24 時間集中監視システムの設置促進等の設備の安全性の強化を図るとともに、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練等により防災体制の強化に努める。

第５　通信施設の防災対策の推進

1　アクセス系設備の地中化の推進

通信施設事業者は、町等と連携し、ケーブルの地中化を推進する。

2　通信電源の確保

通信施設事業者は、電気通信設備に対する予備電源（予備エンジン、蓄電池等）設備の強化と移動電源車の配備見直しを行う。

3　緊急通信確保のための衛星通信の利用

通信施設事業者は、重要通信及び被災地と非被災地との情報通信を確保するため、地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信による衛星回線システムを構築する。

第19章　廃棄物処理対策の推進

町は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

実施機関	生活環境課

第１　廃棄物処理施設の災害予防等

１　施設整備等

町は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅ろう化等を図る。

２　仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

町は、災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること、及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第２　組織体制の整備等

町は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

また、関係行政機関、周辺市町及び廃棄物関係団体等と調整し、協定締結を含め、災害時の協力・支援体制を整備する。

第３　災害廃棄物処理計画の策定

町は、自らが被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画として取りまとめるとともに、支援する側となることも想定し、必要となる事項を計画としてまとめ、これらをあわせて災害廃棄物処理計画として策定する。

第20章　危険物等施設の防災対策の推進

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類、高圧ガス、火薬類、有害ガス、放射性物質等（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び被害の拡大防止を図るため、関係機関等と連携し、予防対策の充実に努める。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、東備消防組合

第１　事業主の自主保安体制の確立

事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努めるとともに、日常点検、定期自主検査等を実施する。

また、自衛消防隊等、自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図るとともに、漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び資機材等の備蓄を図る。

第２　保守意識の高揚

町及び東備消防組合は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

第３　保安指導の強化

町及び東備消防組合は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

第４　事故原因の究明

事業者、町及び東備消防組合は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第５　危険物等の流出時の対応

町及び東備消防組合は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動、避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、必要な資機材の整備を図る。

また、町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

第６　災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第７　関係機関との連携

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、休日、夜間を含め、情報の収集、連絡がとれる体制の整備を図る。

第21章　火災予防対策の推進

火災の未然防止と被害の軽減を図るため、消防力の強化を図るとともに、住民の火災に対する予防意識の啓発に努める。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団

第１　消防力の強化

町及び東備消防組合は、防火水槽、消火栓等の消防水利の定期的検査、整備、増強を図るとともに、常に火災発生に対応できるよう、消防用機械器具の適正な維持管理、整備点検、充実を図る。

また、消防団組織の整備及び消防体制の強化を図るとともに、企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

第２　火災予防査察の強化

東備消防組合は、消防法に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

定期査察	年間査察計画の樹立に当たっては、管内の対象物を定期的に査察するよう計画する。
特別査察	東備消防組合が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合に特別査察を実施する。
警戒査察	火災警報中、その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。
住宅査察	住民の協力を得て、消防団に依頼して、一般住宅の防火診断を実施する。

第３　消防設備の整備推進

町及び東備消防組合は、建築物に対する消火設備、警報設備などの整備を推進する。

第４　火災予防意識の啓発

町及び東備消防組合は、火災予防運動、広報紙による広報、講習会・講演会の開催等を実施し、住民の火災に対する意識の啓発を図る。

第５　特殊建物火災予防の指導

町及び東備消防組合は、公衆の集会所、多人数が勤務する場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ、万全の対策を講じるよう指導する。

第22章　林野火災予防対策の推進

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

実施機関	産業振興課、危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団

第１　林野火災予防意識の啓発

町は、山火事予防協議会等へ参加し、各関係機関、団体等の協調と運動の徹底を図る。また、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、立看板、広報紙、ポスター等の有効な手段を用い、住民の林野火災に関する予防意識の啓発に努める。

第２　警報伝達の徹底

町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知する。また、火災に関する警報を発した場合は、町火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

町、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受した場合、注意報、警報等の確実な伝達と地域住民への周知を図る。

第３　巡視・監視の強化

町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、山火事の多発期間、山林へ多数の人が出入する時期に山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

第４　火入れ指導の徹底

町及び東備消防組合は、火入れに関する条例を厳守させ、火災警報等の発令時には火入れを制限するとともに、乾燥注意報、強風注意報等の発令時には自粛を呼びかける。

第５　森林の防火管理の徹底

森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。また、町は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び標板等の設置を指導する。

第６　消防施設の整備

町は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。また、町及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

第７　ヘリコプターによる空中消火体制の整備

町は、岡山市又は周辺県において整備しているヘリコプターによる空中消火を必要なときに迅速かつ円滑に要請できるよう、応援手続、運用要綱の習熟に努める。

第23章　防災意識の向上

被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」という意識と災害、防災に関する正しい知識を身につけることが必要である。

町は、学校教育及び各種の広報媒体を活用して啓発を図り、住民の防災意識の高揚に努める。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、教育委員会、まち経営課

第１　住民に対する防災教育の実施

１　広報活動の実施

町は、住民の防災意識の高揚を図るため、広報紙へ防災に関する記事等を掲載するとともに、ハザードマップ、パンフレット等を作成し、配布する。

あわせて、地域のイベントに防災コーナーを設け防災意識の高揚を図る。

２　講演会等の実施

町は、住民の防災意識の高揚を図るため、被災者の体験を語る講演会、防災に関する研修会、映画会、パネルの展示等を実施する。

３　非常持出品等の備蓄

町は、広報紙、パンフレット等により、災害時に必要な食料、飲料水、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）等を周知し、家庭内備蓄の普及に努める。

４　避難に関する啓発

町は、広報紙、パンフレット等により、警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報等の意味やその発令時に取るべき行動、緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図るとともに、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及・啓発を図る。

５　要配慮者に対する対応

高齢者・障がいのある人・乳幼児等の要配慮者は、災害時において地域住民の支援が必要なことから、町は、民生委員等と協力し、助け合える地域づくりに努めるとともに、要配慮者の

支援に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

6　緊急避難場所等の周知

町は、被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な緊急避難場所、避難所、避難路について周知徹底する。

第２　教育機関における防災教育の実施

小・中学校及び幼稚園等の教育機関の管理者は、防災に関する教育を実施し、児童生徒等の防災意識の修得に努める。

第３　職員に対する防災教育の実施

町は、防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等を実施し、災害関係法令及び災害時の活動方法等、防災に関する防災教育を行う。

第４　ボランティア活動のための環境整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておく。また、登録された専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

第５　防災週間等における啓発事業の実施

町、県及び防災関係機関は、防災週間等の予防運動実施時期を中心に、住民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

第24章　自主防災組織の確立

被害の軽減を図るためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。そのため、地域住民による自主防災組織、事業所等の防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、産業振興課、消防団

第１　自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

＜平常時の活動＞	・防災知識の普及 ・防災訓練の実施 ・火気使用設備器具等の点検 ・防災用資機材等の整備 ・避難行動要支援者の把握
＜災害時の活動＞	・災害情報の収集及び伝達 ・初期消火等の実施 ・救出・救急の実施及び協力 ・避難誘導の実施 ・炊き出し、救助物資の配布に対する協力 ・避難行動要支援者の支援

第２　自主防災組織等の設置

町は、町内全域に自治会等を中心とする地域住民による自主防災組織の設置に努める。

第３　地域の自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修の実施や防災士等の資格の取得を奨励し、自主防災組織の強化・育成に努めるとともに、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。また、自主防災組織が実施する活動に対して積極的に協力するとともに、自主的な防災活動に必要な資機材の整備に対する支援を行う。

第４　企業防災の促進

事業所の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備するとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

町は、県等の関係機関と連携し、事業所における防災意識の高揚、地域の防災訓練への参加呼びかけ、防災に関する支援等を実施し、事業所の防災力の向上に努め、企業を地域コミュニティの一員として捉え、防災協力協定の積極的な締結に努める。企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努める。

また、大規模災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP)」の作成の促進を図る。

町内の企業が「事業継続計画（BCP)」を策定する際には、中小企業庁の策定マニュアル等の情報提供を積極的に活用し、策定後は、社会活動と評価し、内容の一部を広報紙に掲載し、普及・啓発する。

第５　要配慮者利用施設の防災体制の確立

町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第25章　住民及び事業者の地区防災活動の推進

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団

第１　住民及び事業者による地区防災計画の提案

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第２　町防災計画への地区防災計画の位置付け

町は、町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

第26章　防災訓練の実施

災害を最小限度にとどめるためには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。このため、町及び県は、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

実施機関	危機管理室、総務福祉課、教育委員会、東備消防組合、消防団、県警察

第１　訓練実施における留意点

訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにする等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための 訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２　基礎防災訓練の実施

１　水防訓練

町（水防管理団体）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、それらの状況を踏まえ十分訓練を行う。

また、土砂災害に対する訓練の同時実地も検討するものとする。

２　地震対策訓練

大規模地震を想定し、職員の参集訓練のほか、防災関係機関並びに地域住民やボランティア団体に参加を呼びかけ、総合的、実践的な訓練を実施する。

３　消防訓練

町の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施

するほか、必要に応じ、大規模な建物及び林野火災を想定し、隣接する市町及び東備消防組合等、防災関係機関と合同して実施する。

4　避難・救助訓練

町、その他防災関係機関、町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等、多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民、ボランティア団体の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等の災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

5　情報収集伝達訓練

町及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

6　通信訓練

県・町及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

7　非常招集訓練

町及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

8　交通規制訓練

県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

9　危険物等特殊災害訓練

県・町及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第３　総合防災訓練への参加

県、関係機関が実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、住民やボランティア団体、関係防災機関に対し、訓練への参加を呼びかける。

第４　自主防災組織の訓練

町は、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努める。住民、地域、企業等はそれぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

第５　教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行うものとする。

・学校は小学校、中学校に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。
・教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

第27章　防災対策の整備・推進

災害時の被害の防止、軽減を図るため、過去の災害、被害想定、地域特性、自然的条件等の調査研究に努めるとともに、関係機関等が実施した防災研究成果の活用に努める。

実施機関	危機管理室

第１　調査研究体制の確立

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災に関連する情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した防災マップを作成し、住民に対し、災害危険性の周知に努める。

第２　危険地域の実態の把握

町は、県と連携し、災害危険地域の指定を受けた地域、その他危険とみられる地域についてその実態を把握する。また、浸水被害想定の実施に努めるとともに、関係機関等が実施した想定結果の活用を図る。

- 水害危険地域（内水はん濫等浸水地域）の把握
- 地すべり危険地域の把握
- 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- 火災危険地域の把握
- その他災害危険地域の把握

第３　防災研究成果の活用

町は、国・県等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施する。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第28章　複合災害対策の推進

町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するよう努める。

実施機関	危機管理室

第１　対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第２　訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第29章　災害教訓の伝承

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町は、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

実施機関	危機管理室

第１　災害教訓を伝承する取り組みへの支援

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第２　災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第30章　緊急物資等の確保対策

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

実施機関	危機管理室

第１　体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等に鑑み、被災時に町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

第２　被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第３　被災者等への的確な情報伝達活動

町は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第３編　風水害災害応急対策計画

第１章　防災体制

実施機関	全班

第１　防災体制の概要

町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により町本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、これを廃止する。

また、町本部の設置に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制（１号)、警戒体制（２号)、特別警戒体制（３号)、非常体制（４号）により応急対策に対処することとして、警戒配備要領、初動マニュアルによる参集体制の整備等の防災活動に即応できるよう定める。

１　注意体制（１号）

気象業務法に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき、その他危機管理室長が必要と認めたときは、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、気象情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制を整えるものとする。

２　警戒体制（２号）

気象業務法に基づく大雨・洪水・大雪・暴風警報のいずれか１つ以上が町に発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したとき、その他総務部長が必要と認めたときは、本庁舎内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制を整えるものとする。

３　特別警戒体制（３号）

気象業務法に基づく大雨・洪水・大雪・暴風特別警報のいずれか１つ以上が町に発表されたとき、又は河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき、記録的短時間大雨情報が発表されたとき、土砂災害警戒情報が発表されたとき、吉井川にある水位観測所（津瀬・佐伯・尺所・吉永中）において警戒水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき、又は重大な事故災害が発生したとき、その他副町長が必要と認めたときは、本庁舎内に特別警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制（４号）に移行できる体制を整える。

4　非常体制（４号）

町内に大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるときは、町本部を設置して対応する体制とする。

第２　町災害対策連絡室（注意体制）

災害の発生が予想される場合は、注意体制として本庁舎内に町災害対策連絡室を設置する。なお、必要に応じて佐伯庁舎内に災害対策連絡分室を設置する。

1　災害対策連絡室（注意体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

町災害対策連絡室（注意体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

- 大雨・洪水・大雪注意報のいずれか１つ以上が町に発表され、災害の発生が予想されるとき。
- 吉井川・金剛川の水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき。
- 管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき。
- その他の状況により、危機管理室長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

危機管理室長は、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

- 注意体制の原因となった気象予報が解除されたとき。
- 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき。
- 災害が発生し、注意体制から警戒体制、特別警戒体制、非常体制への移行が必要となったとき。

2　災害対策連絡室の任務

災害対策連絡室員をもって、気象情報等の収集と連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、町管内図を用意する。

3　災害対策連絡室（注意体制）の組織

災害対策連絡室員で組織し、危機管理室長を指揮者とする（危機管理室長不在時は、①総務課長→②都市建設課長）。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

■本庁舎

課名	災害対策連絡室の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室	・災害対策連絡室の設置 ・気象情報等の収集 ・防災関係課との連絡調整 ・総務福祉課との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）
産業建設部	
都市建設課	・道路管理者との連絡調整 ・河川管理者との連絡調整 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）

■佐伯庁舎

課名	防災関係課の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・災害対策連絡室の設置（総務係） ・危機管理室との連絡調整 ・管内防災関係課との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）
事業課	・道路管理者との連絡調整 ・河川管理者との連絡調整 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）

第３　町警戒本部（警戒体制）

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、警戒体制として町警戒本部を本庁舎内に設置する。

１　警戒本部（警戒体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

町警戒本部（警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれか１つ以上が町に発表されたとき。
・吉井川・金剛川の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位の上昇が認められるとき。
・管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意・警戒を要するとき。

・その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

総務部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

・警戒体制の原因となった気象警報が解除されたとき。 ・災害の発生するおそれが解消したと認めるとき。 ・発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 ・災害が発生し、警戒体制から特別警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となり、警戒体制を解消して、特別警戒体制又は非常体制へ移行するとき。

2　警戒体制下の活動

警戒本部の警戒本部員・出務職員をもって、気象情報、水位情報等の収集と連絡調整に万全を期する。

3　警戒本部（警戒体制）の組織

警戒本部の警戒本部員・出務職員で組織し、指揮者を総務部長とする（総務部長不在時は、①産業建設部長→②民生福祉部長)。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

4　警戒本部の事務分掌

■本庁舎

課名	警戒本部の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室 まち経営課	・警戒本部の設置（本庁舎） ・警戒本部会議の開催 総務部長、産業建設部長、民生福祉部長、総務事業部長、危機管理室長、総務課長、まち経営課長、都市建設課長、産業振興課長、上下水道課長、総務福祉課長、事業課長。 危機管理室長が会議を進行し、総務部長が総括する。 ・気象情報等の収集 ・災害情報の収集 ・県（危機管理課）との連絡 ・管内の被害情報の収集・取りまとめ

課名	警戒本部の事務分掌
産業建設部	
産業振興課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林業施設の被害状況の収集 ・農作物、畜産の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
都市建設課	・道路被害情報の収集 ・河川水位・被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
上下水道課	・水道被害情報の収集 ・被害情報等の取りまとめ
民生福祉部	
住民課 生活環境課	・避難所開設の準備確認（鍵保管者） ・被害情報の取りまとめ
健康福祉課	・高齢者福祉施設等の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・福祉施設の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
介護保険課	・被害情報の取りまとめ
和気鵜飼谷温泉	・宿泊者の安全確保 ・要配慮者受入準備

■佐伯庁舎

課名	警戒本部の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・気象情報等の収集 ・災害情報の収集 ・管内の被害状報の収集、取りまとめ ・本庁警戒本部との連絡調整 ・高齢者福祉施設等の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・福祉施設の被害情報の収集 ・避難所開設の準備確認（鍵保管者） ・保育園の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
事業課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林業施設の被害状況の収集 ・農作物、畜産の被害情報の収集 ・道路被害情報の収集 ・河川水位・被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認

課名	警戒本部の事務分掌
	・土石流危険渓流の状況確認 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者の被害情報の収集 ・水道被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ

警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・連絡リスト ・メモ帳 ・全県地図 ・管内図
会議内容	・被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ及び指示 ・避難所開設準備などの応急活動内容の検討 ・資機材、食料供給の検討

第４　町特別警戒本部（特別警戒体制）

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、特別警戒体制として町特別警戒本部を本庁舎内に設置する。

１　特別警戒本部（特別警戒体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

特別警戒本部（特別警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・自主避難が開始され、避難準備情報の伝達、避難勧告・指示を発令する必要があるとき。
・管内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
・吉井川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお上昇を認めるとき。
・その他、副町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

副町長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、特別警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

・特別警戒体制の原因となった水位情報が解除されたとき。
・避難勧告・指示の発令が解除されたとき。
・発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
・大規模な災害が発生して町長が災害対策本部の設置を認め、特別警戒本部を解消して、非常体制に移行したとき。

2　特別警戒体制下の活動

特別警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる非常体制（４号）を整える。

3　特別警戒本部（特別警戒体制）の組織

教育長、部長、防災担当課長、課別災害対応指定職員、消防団長、副団長で組織し、指揮者は副町長とする（副町長不在時は、①教育長→②総務部長→③産業建設部長)。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

4　特別警戒本部の事務分掌

■本庁舎

課　名	特別警戒本部の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室	・特別警戒本部の設置（大会議室） ・特別警戒本部会議の開催 副町長、教育長、地域審議監、総務部長、民生福祉部長、産業建設部長、総務事業部長、教育次長、消防団長、消防団副団長、危機管理室長。 危機管理室長が会議を進行し、副町長が総括する。 ・風水害情報の収集 ・県（危機管理課）への被害状況報告 ・各課の応急活動の取りまとめ ・消防団の動員 ・避難勧告・指示 ・職員の参集状況確認 ・職員への給食 ・佐伯庁舎内特別警戒本部との連絡調整
まち経営課	・被害広報文の作成 ・災害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 ・被害広報文の伝達 ・音声告知放送
税務課 出納室	・特別警戒本部の出納 ・危機管理室の応援 ・庁用車の手配 ・部内他課の応援
民生福祉部	
健康福祉課	・地区別要配慮者リストの準備 ・被災者リストの作成 ・避難所開設の準備確認（鍵管理者） ・避難所開設に伴う避難者名簿の作成
住民課	・被害情報の取りまとめ

課　名	特別警戒本部の事務分掌
生活環境課	・し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集 ・仮設トイレの準備
介護保険課	・福祉施設の被害情報の収集 ・高齢者福祉施設の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・施設入所者の避難誘導支援 ・被害情報の取りまとめ
産業建設部	
産業振興課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林道施設の被害情報の収集 ・土砂災害調査・農作物、畜産の被害情報の収集 ・商工施設の被害情報の収集 ・観光客の被害情報の収集 ・観光施設の被害情報の収集及び連絡調整 ・被害情報の取りまとめ
都市建設課	・道路被災箇所の調査 ・道路の応急復旧 ・河川の巡視活動、河川洪水箇所の調査 ・町営住宅の被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・応急復旧資機材の調達 ・水防資機材の調達、応急復旧
上下水道課	・水道被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ ・応急給水への準備及び実施 ・排水困難箇所の状況確認 ・主要下水道施設の被害情報の収集 ・仮設トイレの準備

■佐伯庁舎

課名	特別警戒本部の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・風水害情報の収集 ・各課の応急活動の取りまとめ ・消防団の動員 ・避難勧告・指示 ・職員の参集状況確認 ・職員の給食 ・被害広報文の作成 ・災害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 ・被害広報の伝達 ・庁用車の手配 ・本庁特別警戒本部との連絡調整 ・地区別要配慮者リストの準備 ・被災者リストの作成 ・避難所開設の準備確認（鍵管理者） ・避難所開設に伴う避難者名簿の作成 ・し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集

課名	特別警戒本部の事務分掌
	・福祉施設の被害情報の収集 ・保育園の被害情報の収集 ・高齢者福祉施設の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・施設入所者の避難誘導支援 ・被害情報の取りまとめ
事業課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林道施設の被害情報の収集 ・土砂災害調査・農作物、畜産の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ ・商工施設の被害情報の収集 ・観光客の被害情報の収集 ・観光施設の被害情報の収集及び連絡調整 ・道路被災箇所の調査 ・道路の応急復旧 ・河川の巡視活動、河川洪水箇所の調査 ・町営住宅の被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・応急復旧資機材の調達 ・水防資機材の調達、応急復旧 ・水道被害情報の収集

■教育委員会

課名	特別警戒本部の事務分掌
教育総務課 学校教育課	・幼稚園・学校被害情報の収集・取りまとめ ・学校長・園長への避難所開設の通知及び協力要請 ・園長、学校長との連絡調整 ・臨時休園、休校措置の検討･指示 ・保育園の被害情報の収集
幼稚園長 小・中学校長	・児童生徒の避難誘導・救護 ・幼稚園の被害調査 ・学校の被害調査 ・臨時休園、休校措置の検討 ・避難所運営協力
社会教育課	・施設利用者の避難誘導・救護 ・施設の被害調査 ・施設の被害情報の取りまとめ

■その他

組織名	特別警戒本部の事務分掌
社会福祉協議会	・健康福祉課への応援 ・ボランティアの派遣

特別警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・特別警戒本部の標識 ・職員名簿 ・掲示板 ・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・会議記録簿 ・被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・防災行政無線（移動系）のセットアップ ・情報通信手段（パソコン、ＦＡＸ）のセットアップ ・コピー機器のセットアップ ・広報用例文、音声告知用例文 ・広報記入様式 ・町域全体の図面及び住宅地図、道路管内図 ・発電機の手配 ・連絡リスト ・広報車の手配
会議内容	・町内の被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ、避難勧告・指示の伝達 ・避難所開設などの応急活動内容の指示 ・資機材・食料の供給と輸送 ・応援職員の派遣要請

第５　町本部

町域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、町本部を本庁舎内に設置する。

１　災害対策本部の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２に基づく町災害対策本部条例、町災害対策本部規程の規定に基づき災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・吉井川の水位観測所（津瀬・佐伯・尺所・吉永中）において、はん濫危険水位を超え洪水が生じ、更に１時間に 50 ㎜以上の降雨量が予想されるとき。
・町内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
・大規模事故等が発生し、町長が必要と認めたとき。
・その他の災害（大規模災害、山火事、がけ崩れ等）が発生し、町長が必要を認めたとき。

(2) 廃止の基準

本部長は、予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の公表

町本部を設置し、又は廃止したときは公表するとともに、備前県民局等関係機関に通報する。

(4) 非常体制における指揮者

非常体制における指揮者は町長とする（なお町長不在時は、①副町長→②教育長→③総務部長の順とする。）。

(5) 災害対策本部設置の通知

町本部を設置した場合は、総務班は、利用可能な通信手段を用い、全職員に動員の通知と県、和気町防災会議委員、関係機関等に設置を通知する。

町本部設置の各班にて事前に連絡網を作成し、活用する。

(6) 一次情報の収集

職員は、参集途上において、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害などの状況、ライフラインの被災状況等の一次情報の収集を行うこと。岡山県防災情報システムの入力は、職員が行う。

(7) 災害対策本部会議の開設準備

町本部の設置が決定されたとき、速やかに開設に関わる各班は、本部開設に必要な備品・資機材等を準備する。

本部	班	備品･資機材等
災害対策本部	総務班	・災害対策本部の標識・ネームプレート ・職員名簿 ・テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・掲示板・停電用照明器具 ・ネームプレート ・情報通信手段（パソコン、ＦＡＸ）のセットアップ ・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・会議記録簿 ・被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・初動マニュアル ・岡山県地域防災計画書 ・和気町地域防災計画書 ・防災行政無線（衛星系・地上系）のセットアップ ・発電機 ・コピー機器のセットアップ ・広報用例文、音声告知用例文 ・広報記入様式
	都市建設班	・町域の図面及び住宅地図等、地図類 ・管内図 ・緊急車両の手配

2　災害対策本部の任務

町本部の任務は、次のとおりである。

・水防その他の緊急災害予防に関すること。
・災害救助その他の民生安定に関すること。
・災害の緊急復旧に関すること。
・災害時の公安に関すること。
・その他防災に関する事項

【資料】和気町災害対策本部条例

【資料】和気町災害対策本部規程

3　災害対策本部の連絡先

町本部が設置された場合、町は、各機関に各本部の設置を通知することとする。

4　災害対策本部の組織

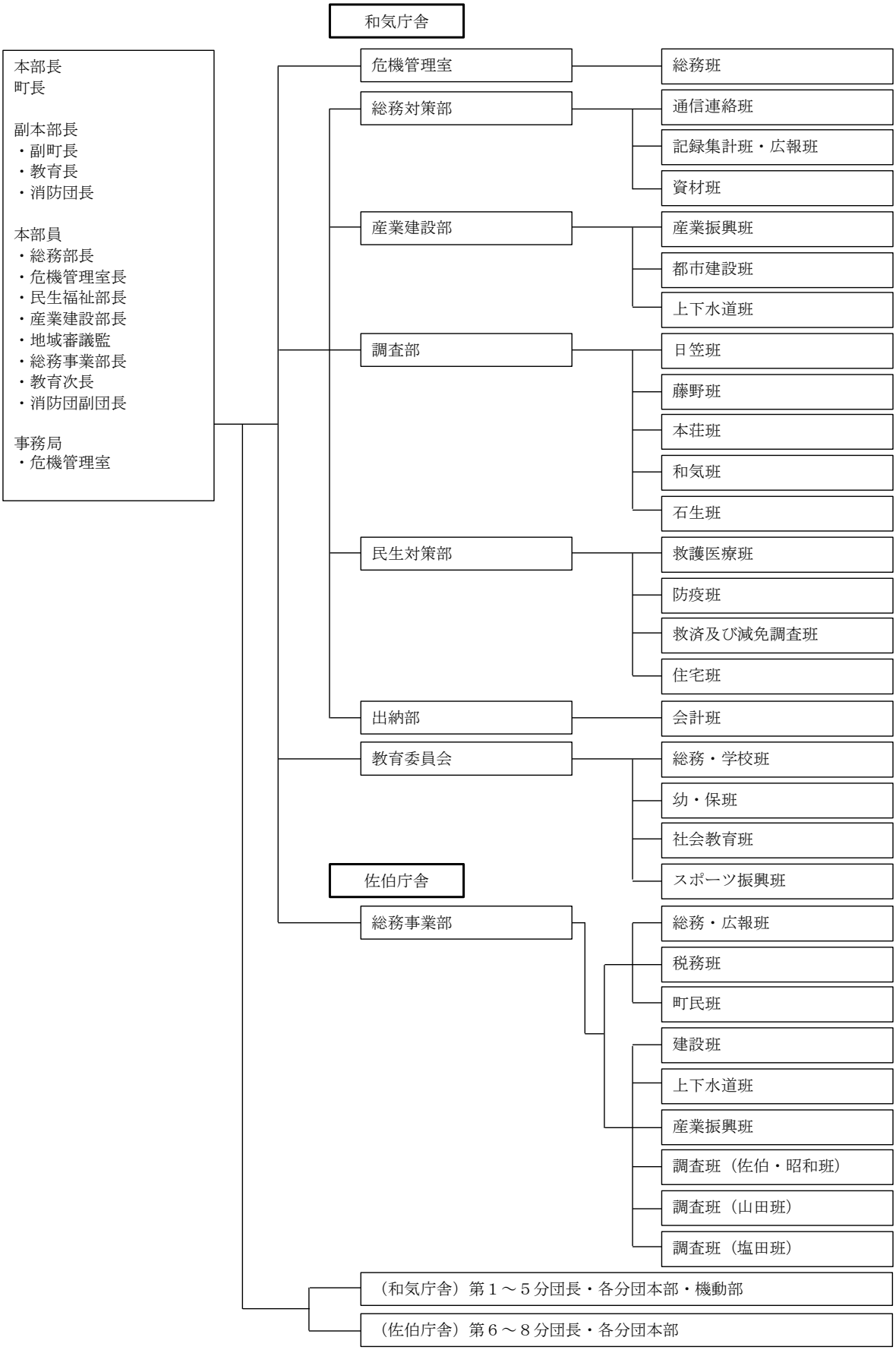
本部長
町長
副本部長
・副町長
・教育長
・消防団長
本部員
・総務部長
・危機管理室長
・民生福祉部長
・産業建設部長
・地域審議監
・総務事業部長
・教育次長
・消防団副団長
事務局
・危機管理室
和気庁舎
危機管理室
総務班
総務対策部
通信連絡班
記録集計班・広報班
資材班
産業建設部
産業振興班
都市建設班
上下水道班
調査部
日笠班
藤野班
本荘班
和気班
石生班
民生対策部
救護医療班
防疫班
救済及び減免調査班
住宅班
出納部
会計班
教育委員会
総務・学校班
幼・保班
社会教育班
スポーツ振興班
佐伯庁舎
総務事業部
総務・広報班
税務班
町民班
建設班
上下水道班
産業振興班
調査班（佐伯・昭和班）
調査班（山田班）
調査班（塩田班）
（和気庁舎）第１～５分団長・各分団本部・機動部
（佐伯庁舎）第６～８分団長・各分団本部

5　各班の事務分掌

部名	班名	班の事務分掌
危機管理室 総務対策部 総務事業部	総務班 総務・広報班	・気象警報の受理及び伝達に関すること。 ・本部会議の庶務に関すること。 ・各班の総合連絡調整に関すること。 ・関係協力機関との連絡に関すること。 ・職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・災害情報及び被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 ・罹災地における非常警戒等に関すること。 ・消防、水防資材の輸送に関すること。 ・ボランティアの受け入れ・調整に関すること。 ・その他各班の所管に属さないこと。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・避難指示に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・職員の食料の調達に関すること。
	通信連絡班 総務・広報班	・電話対応に関すること。 ・告知端末の取りまとめに関すること。
	記録集計班・広報班 総務・広報班	・災害広報に関すること。 ・災害現場の記録・広報資料の収集に関すること。 ・議会との連絡調整に関すること。 ・情報通信システム機器の維持管理に関すること。
	資材班 総務・広報班	・水防資機材の調達に関すること。 ・避難所への資機材（毛布、タオル等）配布に関すること。
民生対策部 総務事業部	救護医務班 町民班	・傷病者の収容及び治療に関すること。 ・助産及び乳幼児の救護に関すること。 ・医療機関の連絡調整に関すること。 ・避難所の運営に関すること。 ・罹災者の避難及び収容に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。

部名	班名	班の事務分掌
	防疫班 町民班	・被災地域の防疫及び消毒に関すること。
	救済及び減免調査班 税務班	・日赤等からの物資受入に関すること。 ・災害関係物資の調達及び購入に関すること。 ・罹災証明発行に関すること。
	住宅班 町民班	・町営住宅の被害情報の収集に関すること。
産業建設部 総務事業部	産業振興班	・農地・農林施設・林地の被害調査に関すること。 ・農地・農林施設・林地の応急復旧に関すること。 ・土砂災害・農作物・畜産の被害調査に関すること。 ・建物被害情報の収集に関すること。
	都市建設班 建設班	・樋門・排水機場・堰・ダム等の対応に関すること。 ・河川巡視活動に関すること。 ・道路被害箇所調査に関すること。 ・道路被害箇所の応急処置対応に関すること。 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認に関すること。 ・土石流危険箇所の状況確認に関すること。
	上下水道班	・水道・下水道被害情報の収集に関すること。 ・水道・下水道被害箇所の応急処置に関すること。 ・排水困難箇所の状況確認に関すること。 ・応急給水への準備及び実施に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。
出納部	会計班	・総務班の応援に関すること。 ・庁用車手配に関すること。

部名	班名	班の事務分掌
教育委員会	総務・学校班 幼・保班	・教育委員会職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒及び職員の被害状況の調査及び応急措置（休校措置、応急教育）に関すること。 ・教科書の配布に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・その他、教育関係全般に関すること。 ・避難所の運営協力に関すること。 ・保育所職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・保育所施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 ・応急保育に関すること。
	社会教育班 スポーツ振興班	・社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 ・社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策。
消防団	消防班	・団員の出動に関すること。 ・火災の防御、消火活動に関すること。 ・災害危険箇所の巡視及び応急対策に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・罹災者の避難誘導に関すること。 ・罹災者の救出に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・隣接消防機関との協力に関すること。

6　本部会議

本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。

(1) 本部会議の構成

本部会議を構成する、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、消防団長）、本部員（地域審議監、対策部長、消防団副団長、各班長）は、速やかに本庁舎内の災害対策本部（会議室）に参集する。

(2) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長、本部員が出席し、開催する。なお、本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、総務班長が行い、本部長が総括して進める。

(3) 本部会議の協議・決定内容

①気象予報及び警報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

②避難の勧告・指示

③住民への広報

④消防、水防その他応急措置

⑥被災状況の収集と被害拡大予測の検討

⑦被災者の救助、救護、保護

⑧被災者に対する食料、飲料水及び日用品の供給・輸送

⑨食料、飲料水及び日用品の調達

⑩災害救助法の適用検討

⑪自衛隊の災害派遣要請検討

⑫県本部への報告

⑬防疫その他の保健衛生

⑭備前県民局との災害応急対策についての連携

⑮県への要請

⑯災害対策に要する経費

⑰施設、設備の応急復旧

⑱災害本部体制の廃止

(4) 本部会議の指示

本部会議において決定した事項は、速やかに各班に伝達する。

第６　職員の動員･参集

1　勤務時間中における動員･参集

非常体制（４号）が発令された場合、班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し、班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

・常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意すること！
・不急の行事、会議、出張等は中止すること！
・正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！

2　勤務時間外及び休日における動員･参集

(1) 勤務場所への参集

本部長から災害対策本部設置の発令を受けた総務班長（危機管理室長）は、直ちに本庁各班長に班員全員の勤務場所への参集を指示する。各班長は、既に配備についている班員を通じ、残る班員に勤務場所への参集を指示する。

(2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、当該庁舎にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

(3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 被害情報の報告

班長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を総務班に報告する。

3　動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
- 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。
- 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援･救出を優先し、救援･救出後には、できる限り迅速な参集を行う。
- 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎・避難所へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
- 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

第２章　防災活動

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう地方気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

実施機関	総務班

第１　予報及び警報等

１　予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は、次のとおりである。

(1) 予報及び警報等の対象区域

本町は、注意報・警報の標題に付加する細分区域は南部（一次細分区域)、東備地域（二次細分区域）に属している。

(2) 気象に関する予報及び警報等の種別

①気象注意報等

強風、大雨、洪水、大雪等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。

②気象警報等

暴風、大雨、洪水、豪雪等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。

③特別警報等

暴風、大雨、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため発表するものである。

④気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に岡山地方気象台が発表する。台風情報、大雨情報等がある。

⑤記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として岡山地方気象台が発表する。

⑥竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

2　洪水予報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）と気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）とに基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山河川事務所又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。

3　水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼において、洪水による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を必要と認めるとき、発表するものである。

4　避難判断水位情報

水防法に基づき知事が定めた「水位周知河川」において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に、当該河川水位が達したときに、関係県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

5　土砂災害警報情報

気象業務法及び災害対策基本法に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議の上、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は、市町村単位である。

6　土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

7　火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

8　火災警報

消防法に基づき、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

【資料】気象予報及び警報の種類と発表基準等
【資料】火災気象通報及び火災警報の発表基準

第２　通信連絡

災害時における防災関係機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

1　通信連絡系統の整備

防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。町は、災害時における通信手段の確保として、次の通信施設の利用を図る。

- 有線電話、携帯電話
- 防災行政無線（移動系）
- エリアメール（緊急速報メール）
- 消防無線
- 高度情報通信基盤
- 岡山県防災行政無線（衛星系、地上系）
- 岡山県警察無線（有線電話）
- 非常無線通信協議会所属会員の無線

2　電話の優先利用

町の各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話の優先利用、又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1) 災害時優先電話の承認

町の各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、集中を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社又は株式会社ＮＴＴドコモ中国に申請し、承認を受ける。

(2) 扱者手動接続時の優先電話

申し込みに当たっては、あらかじめ(1)により西日本電信電話株式会社の承認を得た災害時優先電話（一般電話のみ、携帯電話は不可）から、町外局番無しの 102 番へ申し込む。

①非常電話

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、災害予防、救護等に関する町外通話については、すべての通話に優先して接続される。

②緊急通話

公共の利益のため、緊急に電話を要する町外通話については、一般通話に優先して接続される。

(3) 電報

(1)の災害時優先電話から発信することにより、次の電報を優先利用することができる。

①非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

②緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(4) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、鉄軌道電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

3　有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1)非常通信

①非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関するもの
- 災害の予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
・遭難者救護に関するもの
・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
・道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
・中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
・災害救助法第７条及び災害対策基本法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

②非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

③非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

④利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

⑤移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

(2) 放送の依頼

知事及び町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

特に町長は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令・解除については岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき放送局に依頼するものとする。

4　防災行政無線の運用

(1) 移動局又は携帯局の現地へ配置

災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、各支局において、使用統制する。

5　通信施設の応急措置

(1) 公衆電話

西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモ中国は、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

・アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
・電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
・ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置による復旧を図る。

(2) 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

(3) 放送施設

放送施設においては、次の応急措置をとる。

・放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。
・中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
・放送局からの放送継続が不可能となったときは、仮設の施設により放送の継続に努める。

第３　情報の収集･伝達

気象予警報等の情報及び被害状況報告並びにその他の災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

1　一時被害情報の収集

班員は、非常体制（４号）が発令されたとき、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、町本部（総務班）に報告する。

報告は、各種通信機器及び岡山県防災情報システムにて行う。システムが使用できない場合は、被害情報報告に記入し、各種の伝達手段を活用する。

■収集すべき一次被害情報

・被災者（死亡、重傷、軽傷）数
・道路等の破損状況
・建物の倒壊、損傷の状況（全壊、半壊、一部損壊）
・火災の発生、消火活動の状況
・水害の発生、水防活動の状況
・ライフラインの状況
・救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
・避難所の被災状況

2　予警報等の受け入れ、伝達

(1) 勤務時間内の受け入れ、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、危機管理室（本部設置時は総務班）が受け、関係課、本庁舎・佐伯庁舎等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。

(2) 勤務時間外の受け入れ、伝達

本部設置前にあっては、危機管理室又は当直員が受信し、警戒本部設置基準に該当する場合には、直ちに総務部長及び本庁・佐伯庁舎に連絡する。本部設置時にあっては、総務班が受信し、関係課へ連絡する。

(3) 一般住民への通報

住民に対する通報については、本庁・佐伯庁舎を通じ、消防団、自主防災組織、自治会、幼稚園、保育園、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、町ホームページ、防災行政無線、広報車等により周知を図る。

(4) 予警報等受領伝達簿

危機管理室（総務班）は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ、事後の参考に資するため、予警報等受領伝達簿を作成する。

3　関係機関への連絡

(1) 県本部への連絡

発災直後において、町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。

(2) 国への報告

災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害は、次

のとおりである。町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

・県において災害対策本部を設置した災害
・災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
・上記になるおそれのある災害

(3) 消防庁への報告

報告は消防庁を窓口とし、連絡先は下記による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

回線別＼区分		平日(9:30～18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553
消防防災無線	電　話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	ＦＡＸ	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電　話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

(4) 消防庁及び県への報告

東備消防組合においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

(5) 県からの連絡

応急対策活動状況について町は、活動の状況、町本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡する。

4　災害情報の収集

(1) 情報連絡員の配置

・現地における災害の状況等を把握するため、町を本庁・佐伯庁舎単位に区分し、それぞれの本庁・佐伯庁舎に複数の情報連絡員を配置する。
・情報連絡員は、自治会、地域自主組織等の中から事前に指名する。
・情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密に情報を収集する。
・災害が発生した場合、又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、危機管理室に通報する。

(2) 消防団

・消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
・災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
・災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により、危機管理室へ通報する。

5　情報の取りまとめ

(1) 各班の連絡

各班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務班に連絡する。

(2) 各班長への通報

総務班は、情報連絡員、各課（班)、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し、危機管理室長に報告するとともに関係各班長に通報する。

(3) 情報の常時交換

総務班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

6　情報の収集・伝達系統

(1) 一次情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

■情報の伝達系統

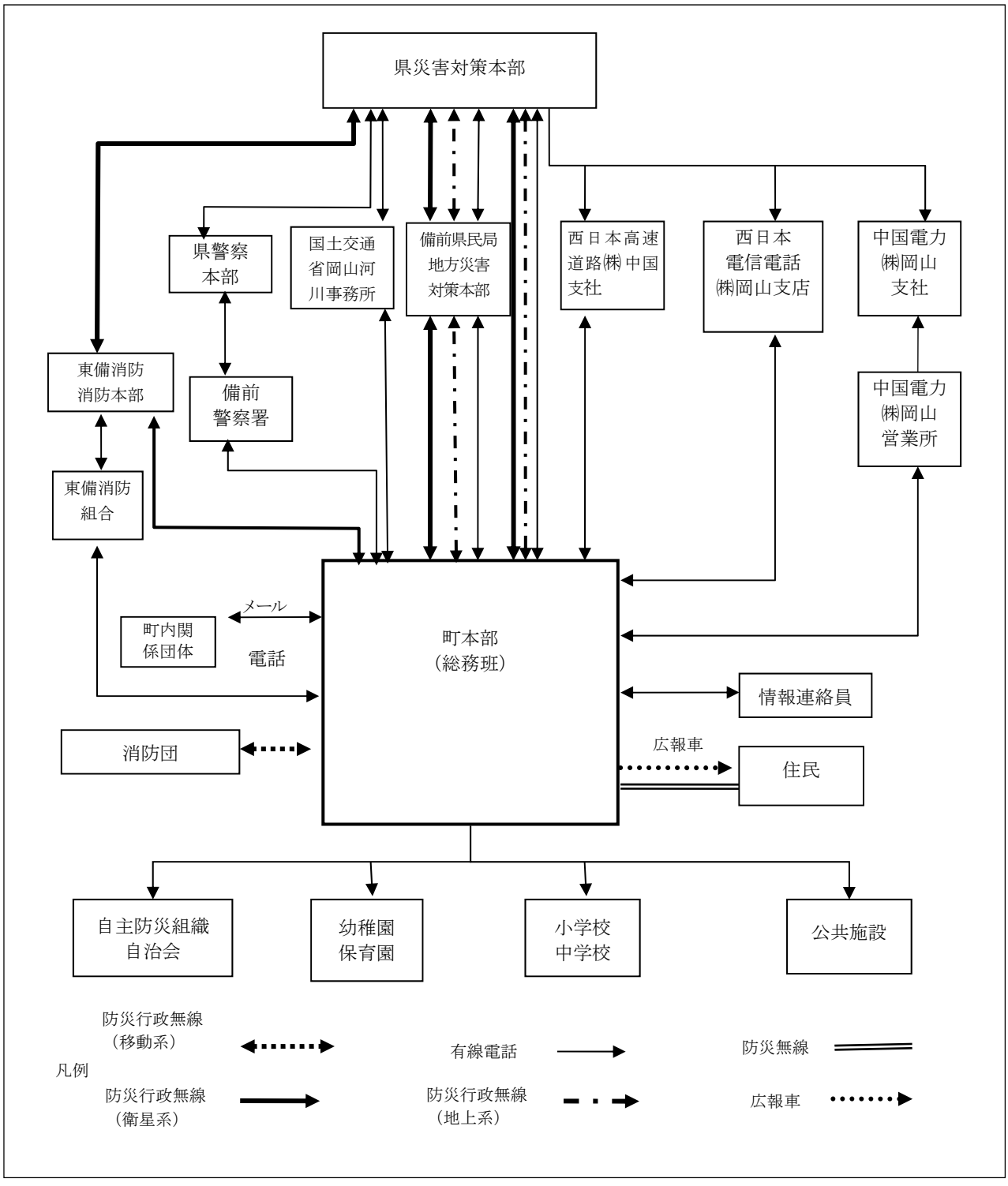
県災害対策本部
県警察本部
国土交通省岡山河川事務所
備前県民局地方災害対策本部
西日本高速道路㈱中国支社
西日本電信電話㈱岡山支店
中国電力㈱岡山支社
東備消防消防本部
備前警察署
中国電力㈱岡山営業所
東備消防組合
メール
町内関係団体
電話
町本部（総務班）
情報連絡員
消防団
広報車
住民
自主防災組織自治会
幼稚園保育園
小学校中学校
公共施設
凡例
防災行政無線（移動系）
有線電話
防災無線
防災行政無線（衛星系）
防災行政無線（地上系）
広報車

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、直ちに関係機関に通報する。

(3) 気象注意報・警報等の伝達

①気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

②気象注意報・警報等は、法令又は町防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

③気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

【気象注意報・警報等】

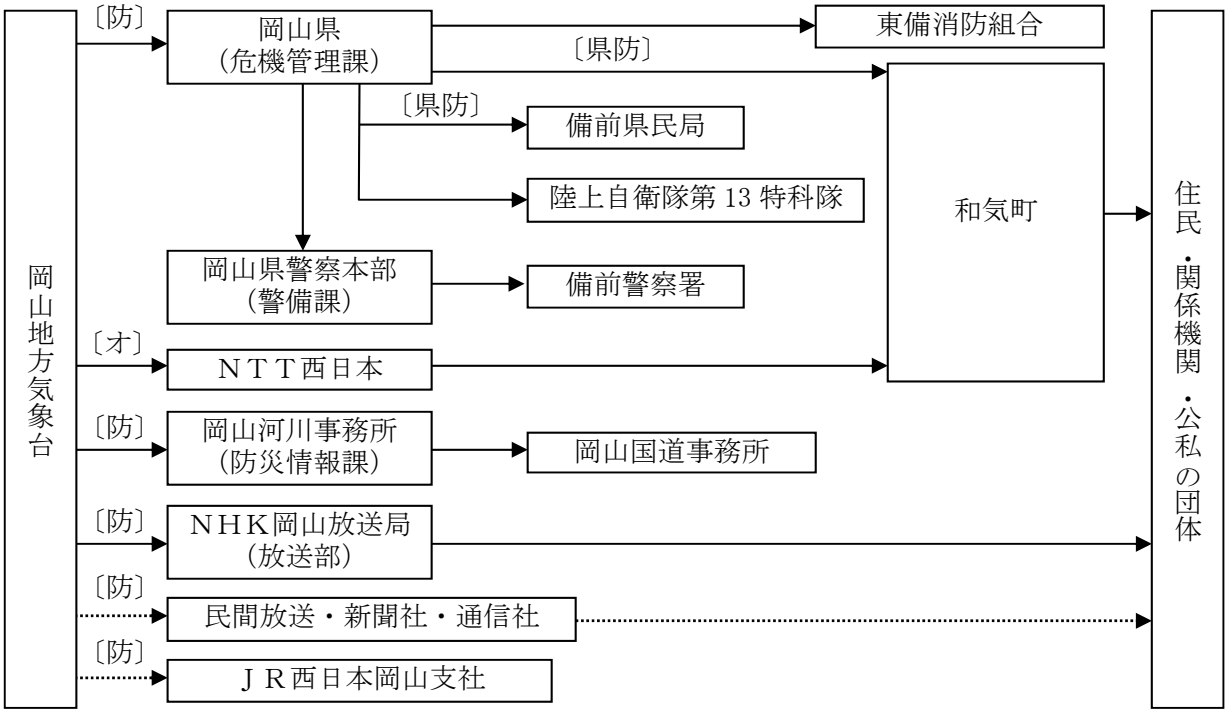

（注） 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は申合せ等に基づく伝達系統を示す。

2 県が町へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。

3 ＮＴＴ西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

5 陸上自衛隊第 13 特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報を除く。）のみを伝達する。

6 〔 〕内は、通知方法を示す。〔防〕防災情報提供システム、〔オ〕オンライン、〔県防〕岡山県防災情報ネットワーク

【土砂災害警戒情報】

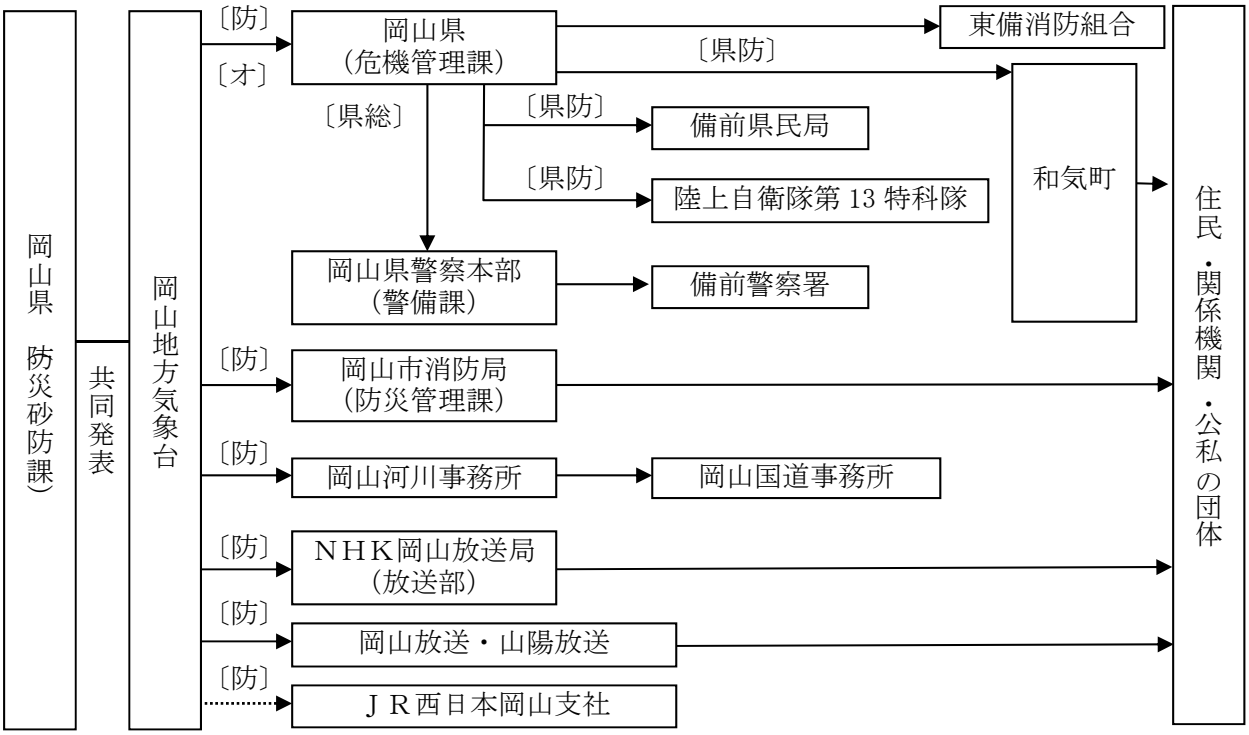

（注）　1　点線の伝達系統については、申合せ等により実施するものとする。

2　〔　〕内は、通知方法を示す。〔防〕防災情報提供システム、〔オ〕オンライン（アデス）、〔県防〕岡山県防災情報ネットワーク、〔県総〕岡山県総合防災情報システム

【水防警報（知事の発する水防警報）】

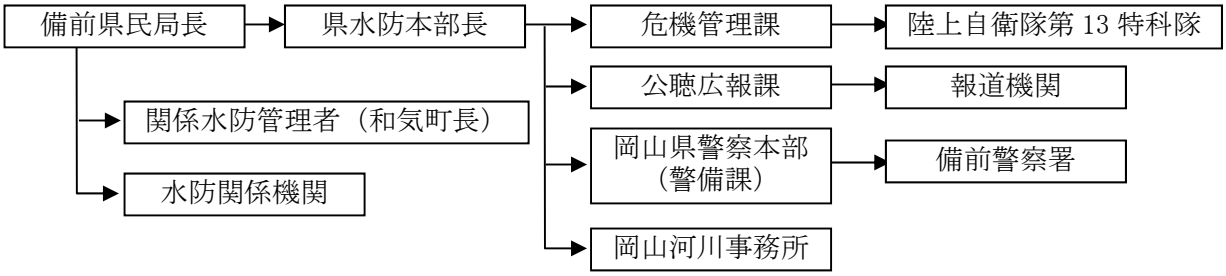

【火災気象通報】

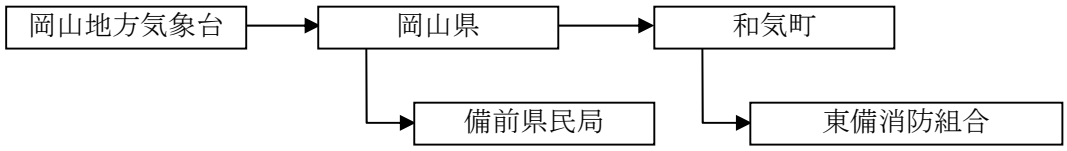

【火災警報】

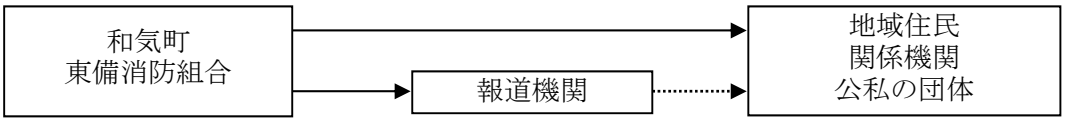

(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

①被害発生状況等

被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況（様式１－１及び１－２によること。）

②人的被害・住家被害（様式２によること。）

③避難状況・救護所開設状況（様式３によること。）

④公共施設被害（様式４によること。）

・河川被害
・貯水池・ため池被害
・砂防被害
・治山被害
・道路施設被害
・鉄軌道施設被害
・電信電話施設被害
・電力施設被害
・ガス施設被害
・水道施設被害
・下水道施設被害
・都市公園等施設被害
・公営住宅等被害

⑤その他

・商工被害（様式５によること。）
・観光被害（様式６によること。）
・林野火災被害（様式７によること。）

（注１）確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

（注２）特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

（注３）各様式は、資料編に記載

(5) 伝達系統

災害に関する報告は、岡山県災害対策本部が設置されるほか、町から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和 30 年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

第３章　災害広報及び報道

災害時の混乱した状態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するように、その広報及び報道の内容を中心に定める。

実施機関	記録集計班・広報班、総務・広報班、総務班、町民班

第１　実施体制

災害の総合的な広報は、まち経営課（災害対策本部設置時は、記録集計班・広報班）が担当する。

各課（班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、まち経営課（記録集計班・広報班）に提出する。

記録集計班・広報班は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

第２　災害広報

記録集計班・広報班は、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

総務班は、住民に周知徹底を図るため、町ホームページ、防災行政無線、広報車等を活用し、迅速的確な広報を行う。

なお、その際、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

また、避難勧告、避難指示又は避難準備情報の発令に関する情報については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき、放送事業者と連携を図り、住民への周知を行う。

- 災害の発生状況
- 安否情報
- 地域住民のとるべき措置
- 避難の勧告、避難指示又は避難準備情報の発令
- 災害応急対策の状況
- 道路情報
- 食料、生活必需物資等の供給状況
- ライフラインの復旧状況

・医療機関等の情報
・二次災害に関する情報
・被災者生活支援に関する情報
・その他必要事項

第３　災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

・災害関連番組
・災害関係の情報
・安否情報
・災害対策のための解説
・関係機関の告知事項
・道路情報
・被災地で不足している物資等の情報

第４　インターネットホームページ

町は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、町ホームページによる情報を提供するよう努める。

また、町は、電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するよう努める。

第５　情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報について紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

第６　問い合わせ窓口の設置

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの安否確認などの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

窓口の設置は、町民班が対応する。

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警

察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第７　災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や集中により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Ｗｅｂ171）」の提供を行う。

第８　応援協力

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

第４章　災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

実施機関	救済及び減免調査班、町民班、総務班

第１　制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い、町長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

■災害救助法による救助の実施種類

・避難所の設置
・応急仮設住宅の供与
・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
・医療及び助産
・災害にかかった者の救助
・災害にかかった住宅の応急修理
・学用品の給与
・埋葬
・死体の捜索
・死体の処理
・住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

※実際の救助にて、県の実施分を町が、町の実施分を県が実施することが適当と認められるときは、県知事が実情に応じて決定する。

第２　適用基準

県及び町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後述「第３　町の措置」の手続をとる。

本町の場合、本町の人口は 15,362 人（平成 22 年国勢調査）であることから、次のような場合が該当する。

- 住家の滅失した世帯数が 50 世帯以上である場合
- 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が 25 世帯以上である場合
- 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数である場合
- 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

第３　町の措置

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が「第２適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

町長は、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜、情報提供をする。

第５章　避難及び避難所の設置

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法及び避難所の設置について定める。

実施機関	総務班、消防団、救済及び減免調査班、町民班、警察官、自衛官、水防管理者、知事又は知事の命を受けた職員

第１　警戒体制

町は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

１　警戒体制

消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し、避難所に関する広報を実施する。

２　特別警戒体制

住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

３　警戒措置

梅雨期、大雨期には、地すべり及び急傾斜地崩壊危険区域については、雨水の排除に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に注意する。また、土石流危険渓流についても巡回を行い渓流の流れ方、上流域の状況に注意し、異常が発見された場合は、警戒体制を整え、町長は、必要に応じ、避難について指示するものとする。

第２　避難の準備・勧告・指示及び報告・通知

１　町長（災害対策基本法第 60 条第１項）

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

町は、「避難準備（避難行動要支援者避難）情報」を位置付けるほか、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきかの客

観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に努めるとともに、その整備に当たっては、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、必要に応じ助言を求めるものとする。

(2) 避難準備情報

地域の住民に対して、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき、避難準備の呼びかけを行う。

(3) 避難の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告又は避難指示の発令を行う。

(4) 必要な措置

消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、住民の身辺に危険がおよぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告又は指示について、必要な措置を行う。

(5) 避難勧告･指示の内容の報告

(4)による避難のための立退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各課（班）長を通して、本部長に対し、避難を必要とした理由、避難所、人員、その他必要な事項を報告する。

(6) 県への報告

町長は、避難の勧告・指示を行った場合は、備前県民局を通じ、知事へ報告する。

(7) 災害対策基本法による避難の指示

伝達方法、避難所及び避難方法等については、表（避難場所及び誘導員等）のとおりである。

■災害対策基本法による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 急を要すると認めるとき。 避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	立退きの勧告、指示 立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 60 条第１項 第 60 条第３項
知事	同上の場合 災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	災害対策基本法 第 60 条第６項
警察官	同上の場合 町長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	立退き指示 避難の措置（特に急を要する場合） 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条
町長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第 63 条第１項
知事	同上の場合 災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	災害対策基本法 第 73 条第１項
警察官	同上の場合 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	同上	災害対策基本法 第 63 条第２項
自衛官	同上の場合 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	同上	災害対策基本法 第 63 条第３項

■その他の法令による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法 第 28 条 第１項
警察官	同上の場合 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたとき。	同上	消防法 第 28 条 第２項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同上	水防法 第 21 条 第１項
警察官	同上の場合 防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき。	同上	水防法 第 21 条 第２項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示	水防法 第 29 条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第 25 条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第４条
自衛官	災害派遣を命じられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第４条並びに第６条第１項、第３項及び第４項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法 第 94 条

2　知事（災害対策基本法第 60 条第６項）

(1) 勧告・指示

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(2) 公示

町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

3　水防管理者（水防法第 29 条）

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退くことを指示する。

4　知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退くことを指示する。

5　警察官

(1) 警察官職務執行法第４条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。

(2) 災害対策基本法第 61 条による措置

町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、警察官はその措置を町長へ通知する。

6　自衛官（災害派遣時の権限）

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置を講ずる。

第３　警戒区域の設定

1　町長（災害対策基本法第 63 条第１項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2　警察官（災害対策基本法第 63 条第２項）

町長若しくは町長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の職権を行うことができる。この場合、警察官は町長へ通知する。

3　自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項）

町長（町の委任を受けてその職権を行う職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の措置をとることができる。この場合、自衛官は町長に通知する。

4　知事（災害対策基本法第 73 条第１項）

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は災害対策基本法第 63 条第１項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

第４　避難準備情報・勧告・指示の周知徹底

避難準備情報・勧告・指示の責任者は、周知徹底の方法として、おおむね次のような措置を講ずる。避難理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達するとともに、岡山県避難勧告等伝達連絡規約に基づき、放送事業者と連携を行い、周知徹底を図る。住民への伝達方法は、次のとおりとする。

・防災行政無線
・町ホームページ
・あらかじめ定められた伝達系統を通し、口頭あるいはマイク等
・サイレン、警鐘による信号
・広報車、放送設備を装備する車両
・一般電話、携帯電話
・放送事業者

第５　避難誘導及び移送

1　避難者の誘導

(1) 要配慮者

避難者の誘導は、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の特に避難に時間を要する要配慮者から行う。

(2) 集団避難誘導の要領

避難誘導に当たっては、避難所リスト、浸水想定区域、がけ崩れ危険箇所図等による避難所の位置を確認した上で、道路の被災状況、危険箇所を避け安全の確保を第一に誘導する。

要配慮者の本人確認及び避難誘導に当たっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、区長・消防団・民生委員の協力を得て行う。

避難誘導は、次の要領に従い実施する。

■避難誘導要領

留意	留意事項
①避難誘導体制	・誘導責任者は、消防署員又は職員、消防団、警察官とする。 ・誘導員は、当該地域の消防団員、自主防災組織とする。 ・町長は、開設する避難所を警察署に連絡し、避難勧告、避難指示及び危険区域の警戒について応援を要請する。
②優先して避難させるべき者	・乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の要配慮者 ・先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
③移送の方法	・自力で避難できない場合は、近隣住民所有の自家用車両及び協力を得て避難所、施設に移送する。 ・広域医療機関への移送については、高速道路を利用する。 ・大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣市町村及び県に応援要請を行う。
④誘導時の留意事項	・誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・危険地点には、標示、縄張りを行う。 ・浸水地は、避ける。 ・誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
⑤避難者への周知徹底事項	・戸締り、火気、通電の始末を完全にする。 ・携帯品は、必要最小限のものにする。（タオル、チリ紙、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

2　移送、輸送

(1) 移送、輸送の原則

避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施するが、状況によっては県警察及び職員が行う。

(2) 自力立退きが不可能な場合

避難者が自力で立退きが不可能な場合、町長が必要と認めたとき、又は避難者の要求があったときは、近隣住民の協力のもとに、車両等を確保し、移送、輸送を行う。

(3) 大規模な立退きの場合

災害が広域に及び大規模な立退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に、避難者の移送、輸送を要請する。

(4) 避難路の設定

緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、避難路を２箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(5) 交通孤立地区等が生じた場合

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、必要に応じて、県に要請する。特に孤立する可能性が高い集落の離着陸場所の確保については、事前に研究を行う。

第７　収容の期間

災害救助法適用の救助による避難所の開設、収容保護の期間は原則として、災害発生の日から７日間以内とするが、それ以前に必要のなくなったものは、逐次退所させ、期間内に完了する。

ただし、開設期間内に被災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、町長は、設定期間内に県本部に開設期間の延長を要請する。

第８　避難所開設状況等の報告

町は、避難所を開設したときは、速やかに備前県民局経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について、電話等により行う。

開設状況報告	避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
収容状況報告	施設別、収容人員、開設期間の見込み等
閉鎖報告	施設別閉鎖日時

第９　避難所の安全管理

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、救済及び減免調査班を配置する。なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

- 避難所収容台帳
- 避難所収容者名簿
- 避難所用物品受払簿
- 避難所設置及び収容状況

１　収容人員の把握

救済及び減免調査班は、避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障

があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

2　流言、飛語の流布防止

救済及び減免調査班は、常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

3　再避難の検討

町は、避難所が万一危険となった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

4　負傷者への対応

避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに救済及び減免調査班による適切な措置を講ずる。

5　健康状態の悪化等への対応

健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

6　物資の配給等

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、救済及び減免調査班、総務班による適切迅速な措置を講ずる。

7　避難所の運営管理

避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

8　男女によるニーズの違いへの配慮

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

9　長期避難生活への対応

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

10　避難所に滞在することができない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

11　応急仮設住宅の提供等

町は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

12　予防対策

避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

13　避難所運営マニュアルの整備

町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化に対応し、プライバシーの確保や避難者の中から代表者等を選任し、運営に関する規則の掲示等に関する運営の長期化に備えるため、避難所運営マニュアルの整備に努める。

第10　福祉避難所の開設

町は、避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管

理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

また、要配慮者の受け入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

第11　応援要請

1　避難者の誘導及び移送の応援要請

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

2　避難所の開設の要請

町は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

3　応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第12　広域一時滞在

1　他市町村への広域的避難の要請

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

2　他の市町村からの被災者を受け入れ

町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第６章　消火活動

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等の消防活動は、次による。

実施機関	東備消防組合、消防団、総務班

第１　動員計画

１　招集計画

勤務時間外、休日等における消防職員の非常連絡は、次のとおりとする。

(1) 大災害発生の場合

大災害が発生した場合、通信施設の途絶が予想されるため、勤務時間外、休日等において、消防職員は自主的に参集することを原則とし、所属する署又は所轄する災害現場へ参集する。

(2) 災害発生の場合

消防職員は、通信施設利用可能な場合、非常連絡を必要とする注意報警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

２　応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を町長に告げ、町長は必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

応援消防隊の指揮は、その都度町長が特命する。応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

■応援要請の明示

・災害の状況
・応援車両の種類
・必要人員
・到着希望日時

第２　消防施設の整備

１　消防機械器具

東備消防組合は、現有の消防機械器具を更新等により確保し、整備充実を図る。

２　消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また、用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

第３　消防活動計画

１　火災警報

町長は、火災気象通報が発せられた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

(1) 火災警報発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

・実効湿度 50%以下、最少湿度が 30%以下のとき。 ・実効湿度が 60%以下、最少湿度が 40%以下で、最大風速が毎秒７ｍ以上となる見込みのとき。 ・平均風速が毎秒 10m以上で、１時間以上継続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、防災行政無線、町ホームページ、広報車等により町全域に周知徹底を図るものとする。

２　火の使用制限

町長は、前記の警報を発した場合は、その解除までの間、別に定めるところにより、住民の火の使用を制限する。

３　異常気象時における消防対策

町は、強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、防災行政無線、町ホームページ、広報車等により一般住民の警戒心の換起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

4　危険区域及び特殊建築物等の消防対策

町は、火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火を誘発させるおそれのある地域や大規模な木造建築物、中層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに消防活動計画の策定を指導し、火災防止、人命救助等の訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

5　危険物防御対策

(1) 危険物火災

町は、次の措置を講ずる。

・危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。
・消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。
・初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、又は県警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災

爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

6　自衛消防隊

自衛消防隊の活動は、東備消防組合及び消防団と緊密な連携をとるとともに、火災の現場においては、消防長、消防署長又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

7　緊急避難対策

町長が発する緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が的確に行う。

勧告、指示の基準

・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発のおそれがあるとき。 ・その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第４　大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地・林野火災等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

１　情報収集連絡

町は、大規模な火災の発生した場合には、火災の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

２　消火・避難活動

(1) 住民の避難誘導

町は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(2) 立入禁止区域を設定

県警察は、大規模な火災が発生した場合、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(3) ヘリコプター等の要請

町は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握を県に要請し、その他の活動を行う。特に、林野火災については、必要に応じて空中消火の活動を要請する。

３　交通の確保・緊急輸送

県警察は、大規模な火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

４　救助・救急活動

町は、火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、集団事故災害対策に

より活動を実施する。

5　応援要請

(1) 他市町村への応援要請

町は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。

特に林野火災については、ヘリコプターによる偵察及び空中消火や近隣市町村の応援による消火・防御活動等が、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。また、化学消火薬剤、林野火災対策用資機材が、町で確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 他市町村からの応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第７章　救出

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救出し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

実施機関	総務班、東備消防組合、消防団、自主防災組織、県

第１　実施内容

町及び東備消防組合は、県警察及び関係機関と連携協力して、迅速・的確な救出救助活動を行い、負傷者については、緊急車両による医療機関等への搬送活動等を行う。

第２　応援協力関係

１　住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

２　要員及び資機材の応援要請

町は、救出活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出活動の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。また、必要に応じ、知事は、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

３　災害発生事業所等

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出を実施する機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

４　応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第８章　食料の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

実施機関	産業振興班、救済及び減免調査班、中国四国農政局食糧部、県

第１　米穀等の応急供給

１　米穀の確保

町は、炊き出し給食を行うなど米穀等の確保の必要があるときは、次により確保する。

(1) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(2) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

２　米穀の確保が困難な場合

町は、上記による方法で米穀の確保が困難な場合かつ直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局消費・安全部地域課長に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

第２　炊き出しその他による食料の給与

１　炊き出し

町は、乾パン、飯缶をもって応急的な食料の供給を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。また、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、現物をもって支給する。

２　炊き出し場所

炊き出しは、避難所の庭・グラウンドなどの利便を考慮し、場所を選んで実施する。

３　調達困難な場合

町は、炊き出し用米穀を必要に応じ、米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、県に申請して、売却決定通知を受け実施する。

第３　応援協力関係

町は、自ら炊き出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施又はこれに要する人員及び食料につき応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第９章　飲料水の供給

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるので、その方法等について定める。

なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

実施機関	上下水道班、日本水道協会岡山県支部、県、自衛隊

第１　飲料水の供給

１　水源が被災した場合

上下水道班は、水源が被災した場合は、最寄りの被害を受けていない水源地から飲料水を確保し、困難な場合は自衛隊その他関係機関に要請するとともに、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、給水車による応急給水を実施する。

２　避難所における飲料水の供給

飲料水として、当面１人１日３リットルの確保を目標にペットボトルなどにより応急給水を実施する。

３　優先応急給水の実施

上下水道班は、医療、福祉施設への優先応急給水を実施する。

第２　応援協力関係

町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

県は、町の実施する飲料水の供給につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第10章　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

実施機関	産業振興班、町社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部

第１　実施内容

町は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、町の備蓄品の放出、生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達、県への応援要請を通じ、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

第２　日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し、毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

第３　住民の備蓄

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、町に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第４　応援協力関係

町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等につき応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第11章　医療・助産

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、災害時の医療供給の拠点である救護所において、被災した地域の医療供給が継続できる体制を整備する。

実施機関	救護医療班、病院、診療所、東備消防組合、県、日本赤十字社岡山県支部

第１　医療

１　医療救護班の編成

町長は、町内診療所を救護所として指定し、医療救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまのない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

２　医療救護班の派遣要請

町は、医療救護班が不足する場合は、県や日本赤十字社岡山県支部へ医療救護班の派遣を要請する。この場合、町内の病院及び町内診療所を救護所として指定する。

３　重傷患者の移送

重傷患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、災害拠点病院へ移送して治療する。

４　医薬品等の搬送

救護医療班は、医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ、搬送する。

第２　助産

助産については、町内の病院で対応する。

第３　応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第４　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第12章　遺体の捜索・検視・処理・埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う必要があることから、その方法について定める。

実施機関	防疫班、県警察、火葬場、県、医師会、歯科医師会

第１　遺体の捜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

第２　検視・遺体安置場所の確保

町は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

第３　遺体の検視、処理

１　遺体の検視

町は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

２　遺体の洗浄、縫合、消毒

町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

３　遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、地元自治会等と協議の上、遺体の安置場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を定め、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで一時保存する。

第４　遺体の埋葬等

町は、自ら遺体を埋葬又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもっ

て行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意すること。

・身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
・被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

第５　応援の要請

町は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬等の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第13章　防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動の実施、その方法について定める。

実施機関	防疫班、上下水道班、救護医療班、医師会、福祉事業者等

第１　防疫

１　検査調査及び健康診断

防疫班は、県の協力を得て、被災者の感染症の調査、健康診断、衛生指導に当たる。

２　消毒等

町は、防疫班を編成するとともに、被災の直後に自治会や自主防災組織等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

３　仮設トイレの設置

町は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを早期に設置する。

４　ねずみ、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫剤、殺そ剤を散布する。

５　避難所の防疫

町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

６　臨時予防接種

町は、県から予防接種による予防措置を講ずるよう命令があった場合は、臨時予防接種を実施する。

７　動物の管理

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含

めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

８　その他の防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定により防疫活動を実施する。

第２　要配慮者への配慮

町は、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、社会福祉協議会、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第３　巡回健康相談等

町は、保健師等が加わる救護医療班による巡回健康相談等を実施する。

第４　心のケア

町は、被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、救護医療班の訪問や保健所等との連携による精神保健相談等により心のケアを実施する。

第５　応援協力の要請

町は、県が実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な応援協力する。

町は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第14章　廃棄物処理等

被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処理して環境衛生の保全を図ることについて定める。

実施機関	防疫班、し尿処理施設

第１　ごみ・し尿の収集、処理

(1) 町は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。あわせて処理に関わる組織・体制の整備に努める。

(2) 町は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

(3) 町は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行い、県及び国との情報共有に努める。

(4) 町は、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行うとともに、災害廃棄物の処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

(5) 町は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画の作成に努める。

(6) 町は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

第２　死亡獣畜の処理

町は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

第３　応援協力の要請

町は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

また、相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第４　その他

大規模な風水害に係る対策は、第２編第 19 章「廃棄物処理対策の推進」及び第４編第 26 章「災害時廃棄物処理等」に記載の各種対策に準ずる。

第15章　住宅の供給・応急修理及び障害物の除去

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要がある。

実施機関	住宅班

第１　応急仮設住宅の建設

１　建設による供与

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

２　建設場所の選定

建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所として、町有地の中から建設場所を選定する。なお、各地区の被害の状況等に応じて適宜、建設場所を選定する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

３　管理及び処分

(1) 管理

応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 処分

応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

４　公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

第２　住宅の応急修理及び障害物の除去

町は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

第３　要配慮者への配慮

町は、応急住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がいのある人の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第４　応援協力関係

町は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第16章　文教災害対策

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

実施機関	総務・学校班、社会教育班、スポーツ振興班、総務班、救済及び減免調査班、小・中学校長、保育園長、幼稚園長

第１　児童生徒等の安全管理

１　臨時休校の措置

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、小・中学校長は、常に気象情報等に注意するとともに、総務班、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休校等適切な措置を講ずる。

２　避難予定場所

小・中学校長は登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

小・中学校においては、大雨等の警報が発せられた場合は、状況等をみながら集団下校等の措置を講ずる。

避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に、児童生徒の動向を連絡できるような体制をも考慮しておくものとする。

第２　保育園・幼稚園の措置

保育園や幼稚園においては、園児を保護者に直接引き渡すことを基本とし、警報が発せられると予想される場合は、早期に休園等の措置をとる。

また、災害の発生時は速やかに、保護者と連絡をとり、早期に園児を保護者に直接手渡すこととする。

第３　応急教育の実施

１　建物の応急修理

火災による被災建物においては、主要構造材が炭化したもの以外の残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理した上で、児童生徒を収容する。また、災害により被災した建物は、応急修理の上使用可能な場合は、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の確認を行った後、使用することとする。

２　応急教育の実施

小・中学校長は、学校教育施設が被災した場合、各小・中学校間で災害を受けていない学校の余裕教室の活用等により、応急教育を実施する。また、この場合教室の不足がある場合は、二部授業や分散授業の実施についても検討する。

３　民有施設等の借り上げ

町は、相互利用でも必要教室が確保できない場合は、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとする。

４　応急使用の措置

校長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について総務・学校班と協議し、使用する。

５　スクールバス等

総務・学校班は、応急教育の場所として、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校舎が借用できないときは、スクールバス等による教員、児童生徒等の通学の便宜を図る。

６　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

第４　社会教育施設等の保護

１　社会教育施設等

社会教育班、スポーツ振興班は、社会教育施設等の利用者の安全な避難誘導を行う。

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度に

とどめるものとする。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

2　文化財

社会教育班、スポーツ振興班は、国指定の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条により県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 8 条、第 27 条及び第 36 条により県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県の技術指導により実施する。

第５　教科書、文具の確保と給与

町は、災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講ずるものとする。

総務・学校班は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

第６　被害状況、休業措置等の報告

町は、被害が発生した場合は、県教育委員会に、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 63 条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

第７　避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校職員の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、救済及び減免調査班と協力し、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、総務班とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

校長は、疎開児童生徒等への対応避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続の方法を知らせる。

第８　応援協力関係

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第９　学校の再開

町は、施設の診断及び他施設と調整し、学校を再開する。災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

第17章　社会秩序の維持

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

実施機関	県警察、総務班

第１　県警察の措置

県警察は、町をはじめ関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

・避難所、警戒区域及び重要施設等の警戒
・自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
・被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
・災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供
・その他治安維持に必要な措置

第２　応援協力

町は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第18章　交通規制

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

実施機関	都市建設班、県公安委員会、県警察、道路管理者

第１　県公安委員会、県警察による交通規制

１　交通規制

県公安委員会、県警察は、災害の発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るために、次の措置をとる。

(1) 緊急交通路の確保

災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出救護等のための緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(2) 危険道路における通行の禁止、制限等

道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把捉し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(3) 交通渋滞の防止

その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

２　緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限

県公安委員会、県警察は、災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

３　警察災害派遣隊の出動要請

県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

第２　道路管理者による通行の禁止又は制限

１　通行の禁止又は制限する基準

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

2　通行の禁止又は制限

道路管理者は、災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

3　道路標識の設置

道路法による道路の通行を禁止又は制限するときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

4　復旧予定時期の明示

復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第３　相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者、都市建設班は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

第４　交通規制の標識等

都市建設班は、道路の通行を禁止又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示又は道路標識を設置する。

ただし、緊急を要するため、標示又は道路標識を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

第５　道路の通行を禁止又は制限の広報

都市建設班は、道路の通行を禁止又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関、広報班等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し、広報するとともに、県警察と協議し、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第19章　道路啓開

災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議し、あらかじめ町防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

実施機関	都市建設班、各道路管理者、県警察

第１　県で定める緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路を第２次緊急輸送道路に指定している。

本町においては、国道、主要地方道が第２次緊急輸送道路に指定されている。

第２　町で指定する緊急輸送道路

本庁・佐伯管内と集落を結ぶ緊急輸送道路となる対象路線は、第２次緊急輸送道路と重複するために指定していない。

第３　緊急輸送道路の啓開

１　緊急点検パトロール

都市建設班は、災害発生に伴う道路への影響を考慮し、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

２　県の対応

県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

3　応援協定等の締結

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4　障害物の除去

道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て、実施する。

第20章　輸送

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

実施機関	都市建設班、県公安委員会、県警察、道路管理者、各輸送機関

第１　輸送力の確保

自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

第２　緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、備前県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第３　輸送拠点の確保

１　輸送拠点の確保

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設（道路等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

２　臨時ヘリポート

町は、施設の管理者と連携を取りながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

第４　応援協力関係

１　他市町村又は県への応援要請

町は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

2　自衛隊その他輸送機関への応援要請

町及び県以外の各機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合、１に準じ、中国運輸局をはじめ、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

3　他市町村からの応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第５　緊急輸送の実施

1　道路管理者

(1) 被害状況を把握

各道路管理者は、高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

(2) 民間（土木建築業者）等の協力

道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

2　県公安委員会・県警察

(1) 隣県警察との協力

県公安委員会・県警察は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

町は、緊急通行車両について、平常時から事前届出によりあらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

第６　災害対策本部の輸送ルート調整

県及び町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

第７　人員、物資の輸送順位

１　輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制し、緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。輸送第１段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

・人命の救助等に要する人員、物資
・応急対策に必要な人員、資材

２　輸送第２段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

・救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
・応急復旧等に必要な人員、物資

第21章　電気の供給

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

実施機関	中国電力株式会社

第１　災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施するとともに、中国電力株式会社においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

第２　災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

第３　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第４　応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

また、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者に対し、電気の融通を行うよう中国経済産業局に要請する。

応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請し、応援を得ることが困難な場合、資機材の確保について、特に必要があると認めるときは、中国経済産業局へ、また、要員の確保については県へ、それぞれ応援を要請する。

第22章　ガスの供給

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、一般社団法人ＬＰガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）及び一般社団法人ＬＰガス防災協議会（以下「協議会等」という。）は、災害対策要綱等に基づき、町と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。

特に避難場所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

実施機関	ＬＰガス販売事業者、一般社団法人ＬＰガス協会・支部

第１　応急措置

１　情報の収集

ＬＰガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、ＬＰガス消費設備による被害の発生状況に関する情報の収集（電話等）を開始する。

２　二次災害の防止

ＬＰガス販売事業者は、被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止め、緊急措置マニュアルに従って早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

第２　緊急点検

ＬＰガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。

第３　協会支部及び協議会等

協会・支部及び協議会等は、自社の顧客先で被害が発生したときは、緊急措置の実施とあわせ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、ＬＰガスの早期安定供給に努める。

第23章　水道の供給

水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

実施機関	上下水道班

第１　応急給水の実施

上下水道班は、水道施設の減・断水の被災状況により、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施するとともに、住民に対して、給水場所や給水時間等について広報する。

避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

第２　災害時における応急工事

上下水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、応急給水を実施するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

第３　災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

第４　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第５　応援協力関係

町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、県、非被災市町村に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

第24章　防災営農

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

実施機関	産業振興班

第１　農地及び農業用施設に対する応急措置

１　農地

町は、河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事等により、湛水排除を図る。

２　排水機

町は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土嚢積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

３　ダム・ため他

県、町は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水導管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

４　用排水路

町は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

５　頭首工

町は、頭首工の保全についても必要な措置を講ずるとともに、決壊するおそれがある場所は、応急工事を行う。

第２　農作物に対する応急措置

１　災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、町、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

町は、災害に備えてビニールハウス等の施設の補強、農作物の倒伏防止等を指導する。

２　種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子籾の供給が困難な場合、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子籾の確保に努める。また、他府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子籾の分譲を依頼し、その確保に努める。

３　病害虫の防除

町は、病害虫の異常発生、又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県や農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

４　凍霜害防除

町及び農業協同組合は、防災行政無線や町ホームページ、広報車等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

第３　家畜に対する応急措置

１　家畜の管理指導

町は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

２　家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講ずる。

第４　林産物に対する技術指導

１　災害対策技術指導

県は、町、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

２　風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、町、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

３　森林病害虫等の防除

県は、森林病害虫等を防除するため、町、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動につき技術指導を行う。

第５　農業用施設に対する応急協力

町は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第25章　水防活動

洪水による水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

実施機関	都市建設班、水防管理者、消防団、河川管理者、ため池等管理者、県警察

第１　水防活動

水防管理者である町長は、消防団を指揮して、次の業務を行う。

１　連絡

町長は、備前県民局、県警察並びに隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打合せをし、定めた連絡方法により、密接な連絡をとる。

２　情報収集及び記録

町長は、町内の県管理の各河川の状況を把握するため、水位観測所のテレメーター情報の収集に努めるとともに、堤防・護岸の異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。

３　警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団が当たり、必要に応じて職員を適宜配備する。

消防団は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況について消防団長を経て、町長に報告し、応急工作など必要な措置を行う。

４　出動

(1) 出動準備

町長は、次の場合は消防団に対して出動準備をさせるものとする。

・県関係の水位観測所において河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
・気象状況等によって洪水の危険が察知されるとき。

(2) 出動

町長は、県関係の水位観測所において河川の水位がはん濫注意水位に達したときは直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置に就かせるものとする。この

場合は、直ちに備前県民局長に報告するものとする。

5　援助の要請

町長は、水防のため必要があるときは、県警察に対して、警察官の出動を要請するものとする。

また、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができるものとする。

6　地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止又は制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

7　水防活動

(1) ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(2) 水防活動

河川、堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。

(3) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を備前県民局及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(4) 避難のための立退き

洪水のはん濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、有線電話、携帯電話、防災行政無線などの方法により、立退き又はその準備を指示する。

立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

8　湛水排除

町は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第２　応援協力関係

町長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防機関の長に対して、応援を求めることとする。この場合、応援のため派遣される者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。このため、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

第26章　自衛隊の災害派遣

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊に災害派遣を要請する。

実施機関	総務班、県

第１　災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

１　被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

２　避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等の避難を援助する。

３　避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

４　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬積込等の水防活動を行う。

５　消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

６　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

7　診察、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

8　通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。

9　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

10　炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

11　救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

12　交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

13　危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

14　その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

第２　災害派遣要請等手続

1　知事等の派遣要請

知事等は、収集した被害情報及び町の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにする。

・災害の情況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

2　町長の派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請要求書の提出

町長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 要求書の提出ができない場合

町長は、(1)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3　撤収要請依頼

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

4　災害派遣要請等手続系統

■自衛隊の災害派遣要請要求

①要請手順　町長→要請権者（知事）→第 13 特科隊長（日本原駐屯地司令）

②日本原駐屯地司令連絡先　電話　0868-36-5151（内線 237　夜間等は 302）

ＦＡＸ　0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線　6440-031（事務室）

6440-038（宿直室）

6440-039（３科・ＦＡＸ併用）

5　自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる

場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

③航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

④その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第３　災害派遣部隊の受け入れ

町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

・派遣部隊との連絡職員を指名する。
・応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
・部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
・自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

第４　ヘリコプターによる災害派遣

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分調整を行う。

・着陸地点には、基準のH記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
・ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
・砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
・ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
・物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
・離着睦時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

【資料】ヘリコプターによる災害派遣

第５　災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記の基準とする。

・派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
・派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費
・県等が管理する有料道路の通行料

第６　災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。

■災害派遣時における自衛官の権限

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	第 63 条第３項	
	他人の土地、建物等の一時使用等	第 64 条第８項	通常生ずべき損失の補償 第 82 条
	現場の被災工作物等の除去等	第 64 条第８項	除去した工作物等の保管 第 64 条９項
	住民等を応急措置の業務に従事させること。	第 65 条第３項	従事した者に対する損害の補償 第 84 条
	自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 76 条の３	
自衛隊法	警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第 94 条	警察官職務執行法 第４条及び第６条
	警察官がその場にいない場合に救助等のための立入り		

第27章　応援・雇用

大規模な災害が発生した場合、町等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

実施機関	産業振興班、総務班

第１　職員の応援又は派遣要請

１　他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して、直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、町の指揮のもとに行動する。

町長は、次に掲げる事項を記載した文書によって応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭あるいは電話等により行い、事後文書によって処理する。

・被害状況
・応援を要する救助の種類
・応援を要する職種別人員
・応援を要する期間
・応援の場所
・その他応援に関し必要な事項

２　指定地方行政機関の職員の派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する（災害対策基本法第 29 条)。

■派遣要請事項

・派遣を要請する理由
・派遣を要請する職員の職種別人員
・派遣を必要とする期間

・派遣される職員の給与その他の勤務条件
・その他職員の派遣について必要な事項

3　職員の派遣の斡旋

知事又は町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする（災害対策基本法第 30 条)。

・派遣の斡旋を求める理由
・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の勤務条件
・その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第２　労務者等の雇用

1　要員の確保

災害応急対策を実施するため必要な労務者の雇用については、関係班の班長が本部長に届けて、それぞれ雇用する。

なお、要員の確保については、あらかじめ公共職業安定所及び土木建設事業者等と協議し、必要な措置を講じておく。

2　賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。

ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

3　労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

・被災者の避難
・医療及び助産における移送
・被災者の救出
・飲料水の供給
・救助用物資の整理、輸送及び配分
・死体の捜索及び処理

第28章　ボランティアの受け入れ・活用

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。ボランティア活動が円滑に行われるよう、町及び町社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会との連携を保ちながらボランティアの自主性を尊重しつつ、申出者の調整ができる体制を整備する。

実施機関	総務班、救護医療班、日本赤十字社岡山県支部、町社会福祉協議会

第１　町の措置

町は、保健福祉センターをボランティア活動の拠点として提供するとともに、開設した避難所等のボランティアニーズを把握し、ボランティア現地本部に情報の提供を行う。

第２　町社会福祉協議会の措置

町の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、以下の業務を行う。

- 被災地のボランティアニーズの把握
- ボランティアの受付及び登録
- ボランティアのコーディネート
- ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- ボランティア活動の拠点等の提供
- ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又は救援本部への派遣要請
- その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動被災地のボランティアニーズの把握

第３　ボランティア救援本部の設置

ボランティア現地本部が被災により機能を十分果たせない場合は、その近隣市町村の社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上、ボランティア救援本部を設置し、当該現地本部の機能の一部又は全部を担う。

第４　専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

第５　ボランティアの健康に関する配慮

総務班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

救護医療班は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ボランティアグループの宿泊場所として町の宿泊可能な公共施設等を提供する。

第６　ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアに対し、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

第29章　義援金品等の募集・受付・配分

各方面から町に対して、寄託される義援金品等の募集、受付、配分等について定める。町は、町、県、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、県及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

実施機関	会計班、日本赤十字社岡山県支部、町社会福祉協議会

第１　義援金品の受付

町に寄託される義援金品は、原則として総務班を窓口として受け付け、会計管理室において収納する。

第２　義援金品の配分

１　配分の基準

町に寄託された義援金品及び県又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金品の配分に当たっては、被災の状況及び被災者の世帯構成等を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分する。

２　配分計画の作成

義援金品の配分については、会計班及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。義援金品の配分は、会計班が、各地区及び各種民間団体の協力を得て実施する。

３　配分方法

配分に当たっては、社会福祉協議会及び自治会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

第３　義援金品の保管、輸送

１　義援金品の輸送

義援金品の輸送は、「輸送活動」による。

２　保管

義援品の保管については、会計班が配分完了まで一時保管場所として庁舎内の適当な場所を

確保するものとする。

第４　郵便葉書等の交付

郵便局は、災害の状況により必要と認めるとき、被災者に対して郵便葉書、郵便書簡を交付する。

第５　お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

郵便局は、救援物資の調達の費用に当てるため被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

第６　連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第30章　雪害対策

豪雪等による雪害に対し、これを警戒し、防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

実施機関	都市建設班、道路管理者、消防団

第１　雪崩災害の防止活動

町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

なお、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等、要配慮者世帯の雪下ろしについては、消防団等の協力を得ながら実施する。

町は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し、避難のための勧告・指示を行う。

第２　道路交通の確保

道路管理者は、冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

第３　雪崩災害発生後の活動

町は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

第４　応援協力関係

町は、応急活動の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を要請する。

町は、他市町村から応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第31章　林野火災

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務班、産業振興班、東備消防組合、消防団、県

第１　情報の収集・連絡

１　県への連絡

町は、町内において大規模な林野火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

２　林野火災防御図の使用

情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

第２　応急活動及び活動体制の確立

町は、林野火災対応の中枢として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

町本部が設置された場合には、後方支援本部の業務は町本部が行う。

第３　消火・避難活動

１　消火活動

町は、林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

２　住民の避難誘導等

町は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

３　立入禁止区域を設定

県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避

難誘導を的確に行う。

第４　交通の確保・緊急輸送

町は、大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

第５　救助・救急活動

東備消防組合は、林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

第６　消防ヘリの要請と運用

町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めたときは、消防ヘリを要請する。

消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

消防ヘリを要請する場合、県（消防保安課）を経由してヘリ所有自治体へ要請する。消防ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

第７　応援協力関係

１　他市町村への応援

町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

２　広域的な運用

町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、市町村あるいは都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

３　県の応援協力

県は、大規模な林野火災の発生した場合には、町の求めにより、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、町に対する必要な措置を指示する。

火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、「緊急消防援助

隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合には、速やかに協力・派遣を要請する。

第４編　地震災害応急対策計画

第１章　応急体制

大規模地震においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されるとから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動が執れる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握などもあわせ、初動体制の確立を図る。

実施機関	全班

第１　初動体制の確立

地震が発生した場合における初動体制としての配備基準及び事務分掌を定め、更には、状況に応じ、町本部の設置へ円滑に移行できる措置を図る。

職員の整備は、配備基準の設定、参集体制、班別の応急活動対策など初動体制の確立を目的としている。

第２　配備体制の確立

地震震度及び被害状況に応じて、注意体制（１号)、警戒体制（２号)、特別警戒体制（３号)、非常体制（４号）により応急対策に対処する。

１　注意体制（１号）

県下（町を除く。）で震度４以上の地震が観測されたとき。その他危機管理室長が必要と認めたとき、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、地震情報の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。

２　警戒体制（２号）

町内で震度４の地震が観測されたとき。その他総務部長が必要と認めたとき、本庁舎内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制を整えるものとする。

３　特別警戒体制（３号）

町内で震度５弱の地震が観測されたとき。その他副町長が必要と認めたとき、本庁舎内に特別警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制（４号）に移行できる体制を整えるものとする。

4　非常体制（４号）

町内で震度５強以上の地震が観測されたとき。地震に伴う大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、本庁舎内に町本部を設置して応急活動に対応する体制とする。

第３　町災害対策連絡室（注意体制）

県下（和気町を除く。）で震度４以上の地震が観測されたとき、注意体制として本庁舎内に和気町災害対策連絡室を設置する。なお、必要に応じて佐伯庁舎内に連絡分室を設置する。

1　災害対策連絡室（注意体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

町災害対策連絡室（注意体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・県下（和気町を除く。）で震度４以上の地震が観測されたとき。
・その他の状況により、危機管理室長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

危機管理室長は、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

・地震災害の発生するおそれが解消したと認めるとき。
・地震災害が発生し、注意体制から警戒体制、特別警戒体制、非常体制への移行が必要となったとき。

2　災害対策連絡室の任務

災害対策連絡室員をもって、地震情報等の収集と連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、町管内図を用意する。

3　災害対策連絡室（注意体制）の組織

災害対策連絡室員で組織し、指揮者を危機管理室長とする（危機管理室長不在時は、①総務課長→②都市建設課長）。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

■本庁舎

課名	災害対策連絡室の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室	・災害対策連絡室の設置 ・地震情報等の収集 ・防災関係課との連絡調整 ・総務福祉課との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）
産業建設部	
都市建設課	・道路管理者との連絡調整 ・河川管理者との連絡調整 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）

■佐伯庁舎

課名	防災関係課の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・災害対策連絡室の設置（総務係） ・危機管理室との連絡調整 ・管内防災関係課との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）
事業課	・道路管理者との連絡調整 ・河川管理者との連絡調整 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者との連絡調整 ・被害状況等の取りまとめ （勤務時間以外は状況を見て宿日直対応）

第４　町警戒本部（警戒体制）

町内で震度４の地震が観測されたとき。災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは警戒体制として本庁舎内に町警戒本部を設置する。

１　警戒本部（警戒体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

町警戒本部（警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・町内で震度４の地震が観測されたとき。

・その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

総務部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

・地震災害の発生するおそれが解消したと認めるとき。
・発生した地震災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
・地震災害が発生し、警戒体制から特別警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となり、警戒体制を解消して、特別警戒体制又は非常体制へ移行するとき。

2　警戒体制下の活動

警戒本部の警戒本部員・出務職員をもって、地震情報等の収集と連絡調整に万全を期する。

3　警戒本部（警戒体制）の組織

警戒本部の警戒本部員・出務職員で組織し、指揮者を総務部長とする（総務部長不在は、①産業建設部長→②民生福祉部長）。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

4　警戒本部の事務分掌

■本庁舎

課名	警戒本部の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室 まち経営課	・警戒本部の設置（本庁舎） ・警戒本部会議の開催 総務部長、産業建設部長、民生福祉部長、総務事業部長、危機管理室長、総務課長、まち経営課長、都市建設課長、産業振興課長、上下水道課長、総務福祉課長、事業課長。 危機管理室長が会議を進行し、総務部長が総括する。 ・地震情報等の収集 ・災害情報の収集 ・県（危機管理課）との連絡 ・管内の被害情報の収集・取りまとめ
産業建設部	
産業振興課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林業施設の被害状況の収集 ・農作物、畜産の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ

課名	警戒本部の事務分掌
都市建設課	・道路被害情報の収集 ・河川水位・被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
上下水道課	・水道被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
民生福祉部	
住民課 生活環境課	・避難所開設の準備確認（鍵保管者） ・被害情報の取りまとめ
健康福祉課	・高齢者福祉施設等の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・福祉施設の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ
介護保険課	・被害情報の取りまとめ
和気鵜飼谷温泉	・宿泊者の安全確保 ・要配慮者受入準備

■佐伯庁舎

課名	警戒本部の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・地震情報等の収集 ・災害情報の収集 ・管内の被害状報の収集、取りまとめ ・本庁警戒本部との連絡調整 ・高齢者福祉施設等の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・福祉施設の被害情報の収集 ・避難所開設の準備確認（鍵保管者） ・保育園の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ

課名	警戒本部の事務分掌
事業課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林業施設の被害状況の収集 ・農作物、畜産の被害情報の収集 ・道路被害情報の収集 ・河川水位・被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・防災関係課との連絡調整 ・建設事業者の被害情報の収集 ・水道被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ

警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・連絡リスト ・メモ帳 ・全県地図 ・管内図
会議内容	・被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ及び指示 ・避難所開設準備などの応急活動内容の検討 ・資機材、食料供給の検討

第５　町特別警戒本部（特別警戒体制）

町内で震度５弱の地震が観測されたとき。災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、特別警戒体制として町特別警戒本部を本庁舎に設置する。

１　特別警戒本部（特別警戒体制）の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

特別警戒本部（特別警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

・町内で震度５弱の地震が観測されたとき。

・その他、副町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

副町長が、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、特別警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

・避難勧告・指示の発令が解除されたとき。

・発生した地震災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

・大規模な地震災害が発生して町長が災害対策本部の設置を認め、特別警戒本部を解消して、非常体制に移行したとき。

２　特別警戒体制下の活動

特別警戒体制をとった場合は、被害情報の収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部、災害対策支部を設置できる非常体制（４号）を整える。

３　特別警戒本部（特別警戒体制）の組織

教育長、部長、防災担当課長、課別災害対応指定職員、消防団長、副団長で組織し、指揮者は副町長とする（副町長不在時は、①教育長→②総務部長→③産業建設部長）。状況により更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

４　特別警戒本部の事務分掌

■本庁舎

課　名	特別警戒本部の事務分掌
総務部	
総務課 危機管理室	・特別警戒本部の設置（大会議室） ・特別警戒本部会議の開催 副町長、教育長、地域審議監、総務部長、民生福祉部長、産業建設部長、総務事業部長、教育次長、消防団長、消防団副団長、危機管理室長。 危機管理室長が会議を進行し、副町長が総括する。 ・地震被害情報の収集 ・県（危機管理課）への被害状況報告 ・各課の応急活動の取りまとめ ・消防団の動員 ・避難勧告・指示 ・職員の参集状況確認 ・職員への給食 ・佐伯庁舎内特別警戒本部との連絡調整
まち経営課	・被害広報文の作成 ・災害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 ・被害広報文の伝達 ・音声告知放送
税務課 出納室	・特別警戒本部の出納 ・危機管理室の応援 ・庁用車の手配 ・部内他課の応援

課　名	特別警戒本部の事務分掌
民生福祉部	
健康福祉課	・地区別要配慮者リストの準備 ・被災者リストの作成 ・避難所開設の準備確認（鍵管理者） ・避難所開設に伴う避難者名簿の作成
住民課	・被害情報の取りまとめ
生活環境課	・し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集 ・仮設トイレの準備
介護保険課	・福祉施設の被害情報の収集 ・高齢者福祉施設の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・施設入所者の避難誘導支援 ・被害情報の取りまとめ
産業建設部	
産業振興課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林道施設の被害情報の収集 ・土砂災害調査・農作物、畜産の被害情報の収集 ・商工施設の被害情報の収集 ・観光客の被害情報の収集 ・観光施設の被害情報の収集及び連絡調整 ・被害情報の取りまとめ
都市建設課	・道路被災箇所の調査 ・道路の応急復旧 ・河川の巡視活動、河川洪水箇所の調査 ・町営住宅の被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・応急復旧資機材の調達 ・水防資機材の調達、応急復旧
上下水道課	・水道被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ ・応急給水への準備及び実施 ・排水困難箇所の状況確認 ・主要下水道施設の被害情報の収集 ・仮設トイレの準備

■佐伯庁舎

課名	特別警戒本部の事務分掌
総務事業部	
総務福祉課	・地震被害情報の収集 ・各課の応急活動の取りまとめ ・消防団の動員 ・避難勧告・指示 ・職員の参集状況確認 ・職員の給食 ・被害広報文の作成 ・災害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 ・被害広報の伝達 ・庁用車の手配 ・本庁特別警戒本部との連絡調整 ・地区別要配慮者リストの準備 ・被災者リストの作成 ・避難所開設の準備確認（鍵管理者） ・避難所開設に伴う避難者名簿の作成 ・し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集 ・福祉施設の被害情報の収集 ・保育園の被害情報の収集 ・高齢者福祉施設の被害調査 ・一人暮らし高齢者の被害調査 ・施設入所者の避難誘導支援 ・被害情報の取りまとめ
事業課	・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等林道施設の被害情報の収集 ・土砂災害調査・農作物、畜産の被害情報の収集 ・被害情報の取りまとめ ・商工施設の被害情報の収集 ・観光客の被害情報の収集 ・観光施設の被害情報の収集及び連絡調整 ・道路被災箇所の調査 ・道路の応急復旧 ・河川の巡視活動、河川洪水箇所の調査 ・町営住宅の被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・応急復旧資機材の調達 ・水防資機材の調達、応急復旧 ・水道被害情報の収集

■教育委員会

課名	特別警戒本部の事務分掌
教育総務課 学校教育課	・幼稚園・学校被害情報の収集・取りまとめ ・学校長･園長への避難所開設の通知及び協力要請 ・園長、学校長との連絡調整 ・臨時休園、休校措置の検討･指示 ・保育園の被害情報の収集
幼稚園長 小・中学校長	・児童生徒の避難誘導・救護 ・幼稚園の被害調査 ・学校の被害調査 ・臨時休園、休校措置の検討 ・避難所運営協力
社会教育課	・施設利用者の避難誘導・救護 ・施設の被害調査 ・施設の被害情報の取りまとめ

■その他

組織名	特別警戒本部の事務分掌
社会福祉協議会	・健康福祉課への応援 ・ボランティアの派遣

特別警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・特別警戒本部の標識 ・職員名簿 ・掲示板 ・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・会議記録簿 ・被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・防災行政無線（移動系）のセットアップ ・情報通信手段（パソコン、ＦＡＸ）のセットアップ ・コピー機器のセットアップ ・広報用例文、音声告知用例文 ・広報記入様式 ・町域全体の図面及び住宅地図、道路管内図 ・発電機の手配 ・連絡リスト ・広報車の手配
会議内容	・町内の被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ、避難勧告・指示の伝達 ・避難所開設などの応急活動内容の指示 ・資機材・食料の供給と輸送 ・応援職員の派遣要請

第６　町本部

町内で震度５強以上の地震が観測されたとき。地震に伴う災害が発生し、町長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、町本部を設置する。

１　災害対策本部の設置又は廃止

(1) 設置の手続及び基準

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２に基づく町災害対策本部条例、町災害対策本部規程の規定に基づき災害対策本部を設置し、本部員を招集し本部会議を直ちに開催する。このとき指揮者は町長とする。

設置基準

・町内で震度５強以上の地震が観測されたとき。
・地震に伴い町内において災害救助法の適用を必要とする災害が生したとき。
・その他町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

本部長は、災害発生のおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね終了したとき、その他本部長が必要なしと認めたときは、町本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の公表

町本部を設置し、又は廃止したときは公表するとともに、備前県民局等関係機関に通報する。

(4) 非常体制における指揮者

非常体制における指揮者は町長とする（なお町長不在時は、①副町長→②教育長→③総務部長の順とする。）。

(5) 災害対策本部設置の通知

町本部・災害対策支部を設置した場合は、総務班は、利用可能な通信手段を用い、全職員に動員の通知と県、和気町防災会議委員、関係機関等に設置を通知する。

災害対策本部設置の各班にて事前に連絡網を作成し、活用する。

(6) 一次情報の収集

職員は、参集途上において、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害などの状況、ライフラインの被災状況等の一次情報の収集を行うこと。岡山県防災情報システムの入力は、職員が行う。

(7) 災害対策本部・支部会議の開設準備

町本部の設置が決定されたとき、速やかに開設に関わる各班は、本部開設に必要な備品・資機材等を準備する。

本部	班	備品･資機材等
災害対策本部	防災班	・災害対策本部の標識・ネームプレート ・職員名簿 ・テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・掲示板・停電用照明器具 ・ネームプレート ・情報通信手段（パソコン、ＦＡＸ）のセットアップ ・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・会議記録簿 ・被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・初動マニュアル ・岡山県地域防災計画書 ・和気町地域防災計画書 ・防災行政無線（衛星系・地上系）のセットアップ ・発電機 ・防災行政無線（移動系） ・コピー機器のセットアップ ・広報用例文、音声告知用例文 ・広報記入様式
	建設班	・町域の図面及び住宅地図等、地図類 ・管内図 ・緊急車両の手配

【資料】和気町災害対策本部条例

【資料】和気町災害対策本部規程

3　災害対策本部の連絡先

町本部が設置された場合、町は、各機関に各本部の設置を通知することとする。

4　災害対策本部の組織

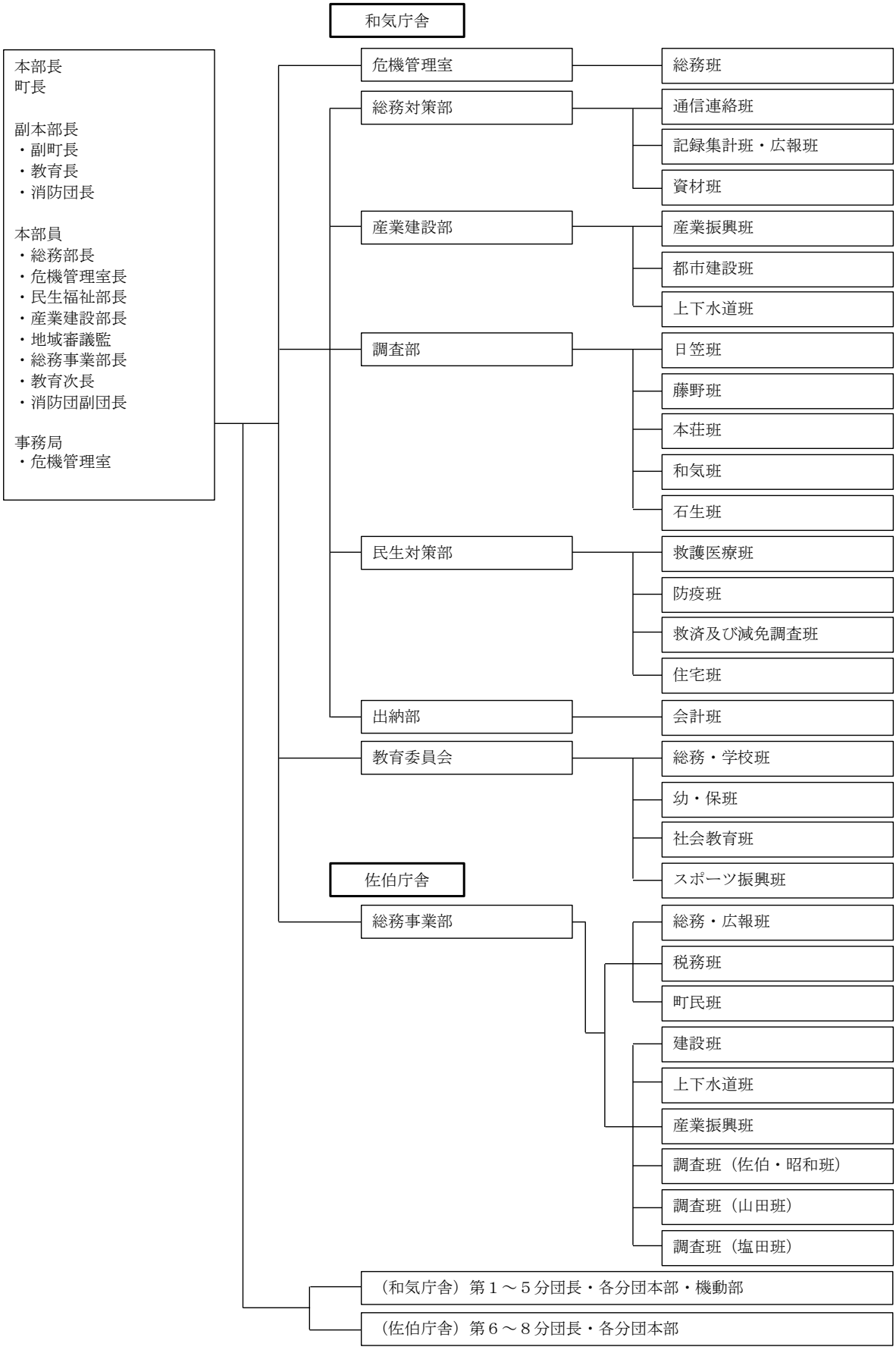
本部長
町長
副本部長
・副町長
・教育長
・消防団長
本部員
・総務部長
・危機管理室長
・民生福祉部長
・産業建設部長
・地域審議監
・総務事業部長
・教育次長
・消防団副団長
事務局
・危機管理室
和気庁舎
危機管理室
総務班
総務対策部
通信連絡班
記録集計班・広報班
資材班
産業建設部
産業振興班
都市建設班
上下水道班
調査部
日笠班
藤野班
本荘班
和気班
石生班
民生対策部
救護医療班
防疫班
救済及び減免調査班
住宅班
出納部
会計班
教育委員会
総務・学校班
幼・保班
社会教育班
スポーツ振興班
佐伯庁舎
総務事業部
総務・広報班
税務班
町民班
建設班
上下水道班
産業振興班
調査班（佐伯・昭和班）
調査班（山田班）
調査班（塩田班）
（和気庁舎）第１～５分団長・各分団本部・機動部
（佐伯庁舎）第６～８分団長・各分団本部

5　各班の事務分掌

部名	班名	班の事務分掌
危機管理室 総務対策部 総務事業部	総務班 総務・広報班	・地震警報の受理及び伝達に関すること。 ・本部会議の庶務に関すること。 ・各班の総合連絡調整に関すること。 ・関係協力機関との連絡に関すること。 ・職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・災害情報及び被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 ・罹災地における非常警戒等に関すること。 ・消防、水防資材の輸送に関すること。 ・ボランティアの受け入れ・調整に関すること。 ・その他各班の所管に属さないこと。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・避難指示に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・職員の食料の調達に関すること。
	通信連絡班 総務・広報班	・電話対応に関すること。 ・告知端末の取りまとめに関すること。
	記録集計班・広報班 総務・広報班	・災害広報に関すること。 ・災害現場の記録・広報資料の収集に関すること。 ・議会との連絡調整に関すること。 ・情報通信システム機器の維持管理に関すること。
	資材班 総務・広報班	・水防資機材の調達に関すること。 ・避難所への資機材（毛布、タオル等）配布に関すること。
民生対策部 総務事業部	救護医務班 町民班	・傷病者の収容及び治療に関すること。 ・助産及び乳幼児の救護に関すること。 ・医療機関の連絡調整に関すること。 ・避難所の運営に関すること。 ・罹災者の避難及び収容に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。

部名	班名	班の事務分掌
	防疫班 町民班	・被災地域の防疫及び消毒に関すること。
	救済及び減免調査班 税務班	・日赤等からの物資受入に関すること。 ・災害関係物資の調達及び購入に関すること。 ・罹災証明発行に関すること。
	住宅班 町民班	・町営住宅の被害情報の収集に関すること。
産業建設部 総務事業部	産業振興班	・農地・農林施設・林地の被害調査に関すること。 ・農地・農林施設・林地の応急復旧に関すること。 ・土砂災害・農作物・畜産の被害調査に関すること。 ・建物被害情報の収集に関すること。
	都市建設班 建設班	・樋門・排水機場・堰・ダム等の対応に関すること。 ・河川巡視活動に関すること。 ・道路被害箇所調査に関すること。 ・道路被害箇所の応急処置対応に関すること。 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認に関すること。 ・土石流危険箇所の状況確認に関すること。
	上下水道班	・水道・下水道被害情報の収集に関すること。 ・水道・下水道被害箇所の応急処置に関すること。 ・排水困難箇所の状況確認に関すること。 ・応急給水への準備及び実施に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。
出納部	会計班	・総務班の応援に関すること。 ・庁用車手配に関すること。

部名	班名	班の事務分掌
教育委員会	総務・学校班 幼・保班	・教育委員会職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒及び職員の被害状況の調査及び応急措置（休校措置、応急教育）に関すること。 ・教科書の配布に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・その他、教育関係全般に関すること。 ・避難所の運営協力に関すること。 ・保育所職員の非常招集及び非常配置に関すること。 ・保育所施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 ・応急保育に関すること。
	社会教育班 スポーツ振興班	・社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 ・社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策。
消防団	消防班	・団員の出動に関すること。 ・火災の防御、消火活動に関すること。 ・災害危険箇所の巡視及び応急対策に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・罹災者の避難誘導に関すること。 ・罹災者の救出に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・隣接消防機関との協力に関すること。

6　本部会議

本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。

(1) 本部会議の構成

本部会議を構成する、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、消防団長）、本部員（地域審議監、対策部長、消防団副団長、各班長）は、速やかに本庁舎内の災害対策本部（会議室）に参集する。

(2) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長、本部員が出席し、開催する。なお、本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、総務班長が行い、本部長が総括して進める。

(3) 本部会議の協議内容

①地震等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

②避難の勧告・指示

③住民への広報

④消防その他応急措置

⑥被災状況の収集と被害拡大予測の検討

⑦被災者の救助、救護、保護

⑧被災者に対する食料、飲料水及び日用品の供給・輸送

⑨食料、飲料水及び日用品の調達

⑩災害救助法の適用検討

⑪自衛隊の災害派遣要請検討

⑫県本部への報告

⑬防疫その他の保健衛生

⑭備前県民局との災害応急対策についての連携

⑮県への要請

⑯災害対策に要する経費

⑰施設、設備の応急復旧

⑱災害本部体制の廃止

(4) 本部会議の指示

本部会議において決定した事項は、速やかに各班に伝達する。

第７　職員の動員･参集

1　勤務時間中における動員･参集

非常体制（４号）が発令された場合、班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し、班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

・常に災害に関する情報、対策支部関係の指示に注意すること！
・不急の行事、会議、出張等は中止すること！
・正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！

2　勤務時間外及び休日における動員･参集

(1) 勤務場所への参集

夜間・休日等に震度５強以上の地震情報を入手した宿日直の職員は、直ちに危機管理室長に連絡する。総務班長（危機管理室長）は、各班長に班員の勤務場所への参集を指示する。本部長は、防災班長を通じ副本部長、災害対策本部員に本部への参集を指示する。各班長は、副班長に班員の勤務場所への参集を指示する。

各職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し震度５強以上の場は、まず、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自動参集する。

(2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、当該庁舎にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

(3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 被害情報の報告

班長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を総務班に報告する。

3　動員・参集における注意事項

動員･参集においては、次の点に注意する。

・服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
・携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
・参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。
・参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
・勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援･救出を優先し、救援･救出後には、できる限り迅速な参集を行う。
・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
・必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
・自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

第２章　地震情報の伝達

岡山気象台からの地震情報の伝達系統は、以下のとおりとする。

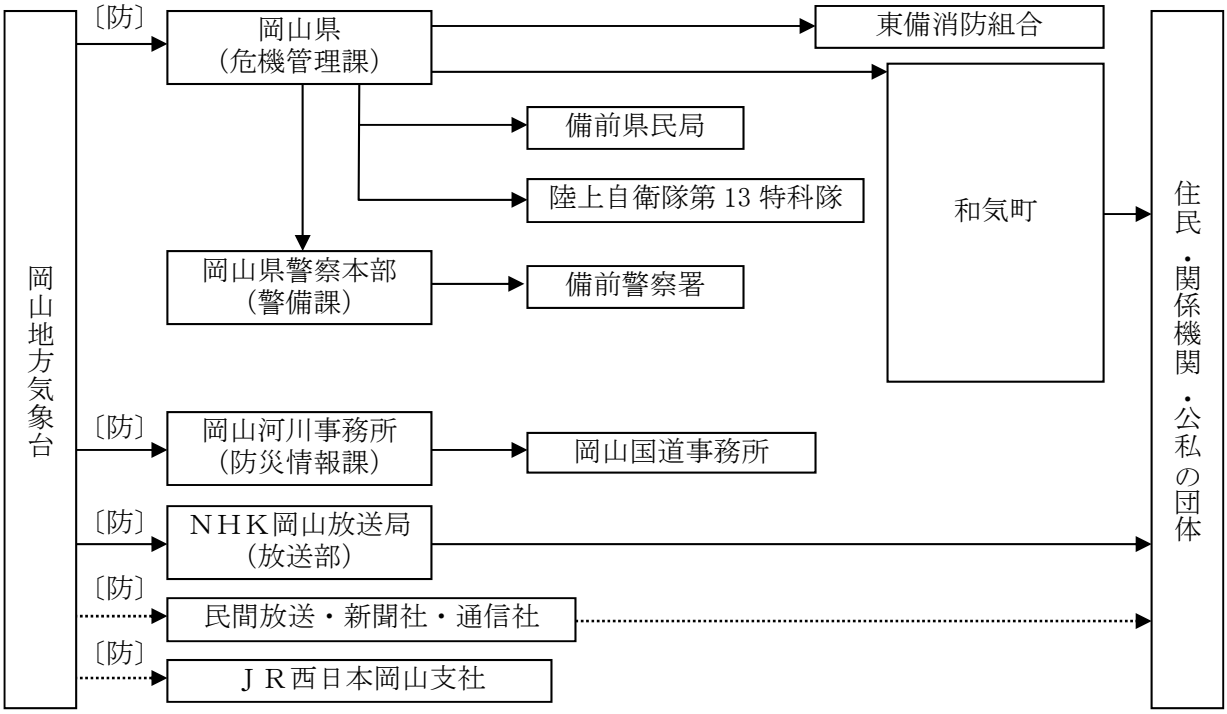

（注）ア　〔　〕内は、通知方法を示す。

〔防〕：防災情報提供システム

イ　県から陸上自衛隊第 13 特科隊へは、震度４以上の場合に伝達する。

第３章　被害情報の収集伝達

大規模地震の発生に伴い被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われ、情報の混乱が予想される。

有効な通信手段を活用して、県本部と町とが相互に情報を収集・伝達できる体制整備を通じ応急対策を迅速かつ的確に実施する。

実施機関	全班

第１　地震に関する情報

地震、地動の観測成果及び状況の内容を用いて、気象庁本庁、大阪管区気象台及び岡山地方気象台が発表するものである。

第２　通信連絡

地震災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

１　通信連絡系統の整備

防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。町は、災害時における通信手段の確保として、次の通信施設の利用を図る。

・有線電話、携帯電話
・防災行政無線（移動系）
・エリアメール（緊急速報メール）
・消防無線
・高度情報通信基盤
・岡山県防災行政無線（衛星系、地上系）
・岡山県警察無線（有線電話）
・非常無線通信協議会所属会員の無線

2　電話及び電報施設の優先利用

町の各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設の優先利用、又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1) 災害時優先電話の承認

町の各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社又は株式会社ＮＴＴドコモ中国に申請し、承認を受ける。

(2) 扱者手動接続時の優先電話

申し込みに当たっては、あらかじめ①により西日本電信電話株式会社の承認を得た災害時優先電話（一般電話のみ、携帯電話は不可）から、町外局番無しの 102 番へ申し込む。

①非常電話

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、災害予防、救護等に関する町外通話については、すべての通話に優先して接続される。

②緊急通話

公共の利益のため、緊急に電話を要する町外通話については、一般通話に優先して接続される。

(3) 電報

(1)の災害時優先電話から発信することにより、次の電報を優先利用することができる。

①非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

②緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(4) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、鉄軌道電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

3　有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1)非常通信

①非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関するもの
- 災害の状況に関するもの
- 緊急を要する地震等の観測資料に関するもの
- 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 遭難者救護に関するもの
- 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 災害救助法第７条及び災害対策基本法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

②非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

③非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

④利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

⑤移動通信機器及び移動電源車の貸与

地震発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合

通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

(2) 放送の依頼

知事及び町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

4　防災行政無線の運用

(1) 移動局又は携帯局の現地へ配置

災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、各支局において、使用統制する。

5　通信施設の応急措置

(1) 公衆電話

西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモ中国は、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

・アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
・電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
・ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置による復旧を図る。

(2) 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

(3) 放送施設

放送施設においては、次の応急措置をとる。

・放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。
・中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
・放送局からの放送継続が不可能となったときは、仮設の施設により放送の継続に努める。

第３　被害情報の収集･伝達

地震被害状況報告に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、地震被害情報の収集伝達の取扱等について定める。

１　一時被害情報の収集

非常体制（４号）が発令されたとき、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、町本部（総務班）に報告する。

報告は、各種通信機器及び岡山県防災情報システムにて行う。システムが使用できない場合は、被害情報報告に記入し、各種の伝達手段を活用する。

■収集すべき一次被害情報

・被災者（死亡、重傷、軽傷）数
・道路等の破損状況
・建物の倒壊、損傷の状況（全壊、半壊、一部損壊）
・火災の発生、消火活動の状況
・ライフラインの状況
・救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
・避難所の被災状況

２　地震情報の受け入れ、伝達

(1) 勤務時間内の受け入れ、伝達

国、県等の各機関からの地震情報は、総務課危機管理室（本部設置時は総務班）が受け、関係課、本庁舎・佐伯庁舎等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。

(2) 勤務時間外の受け入れ、伝達

本部設置前にあっては、総務課危機管理室又は当直員が受信し、警戒本部設置基準に該当する場合には、直ちに総務部長及び本庁・佐伯庁舎に連絡する。本部設置時にあっては、総務班が受信し、関係課へ連絡する。

(3) 一般住民への通報

住民に対する通報については、本庁・佐伯庁舎を通じ、消防団、自主防災組織、自治会、幼稚園、保育園、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、町ホームページ、防災行政無線、広報車等により周知を図る。

(4) 地震情報等受領伝達簿

総務課危機管理室（総務班）は、地震情報の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ、事後の参考に資するため、地震等受領伝達簿を作成する。

3　関係機関への連絡

(1) 県本部への連絡

発災直後において、町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

(2) 国への報告

災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害は、次のとおりである。町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

・県において災害対策本部を設置した災害
・災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
・上記になるおそれのある災害

(3) 消防庁への報告

町域内において「震度５強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない。）。

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

(4) 消防庁及び県への報告

東備消防組合においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

(5) 県からの連絡

応急対策活動状況について町は、活動の状況、町本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡する。

4　災害情報の収集

(1) 情報連絡員の配置

・現地における災害の状況等を把握するため、町を本庁・佐伯庁舎に区分し、それぞれの本庁・佐伯庁舎に複数の情報連絡員を配置する。
・情報連絡員は、自治会、地域自主組織等の中から事前に指名する。
・情報連絡員は、災害が発生したとき、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密に情報を収集する。
・災害が発生した場合、又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課危機管理室に通報する。

(2) 消防団

・消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
・災害が発生したとき、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
・災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により、総務課危機管理室へ通報する。

5　情報の取りまとめ

(1) 各班の連絡

各班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務班に連絡する。

(2) 各班長への通報

総務班は、情報連絡員、各課（班)、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し、危機管理室長に報告するとともに関係各班長に通報する。

(3) 情報の常時交換

総務班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

6　情報の収集・伝達系統

(1) 一次情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

■情報の伝達系統

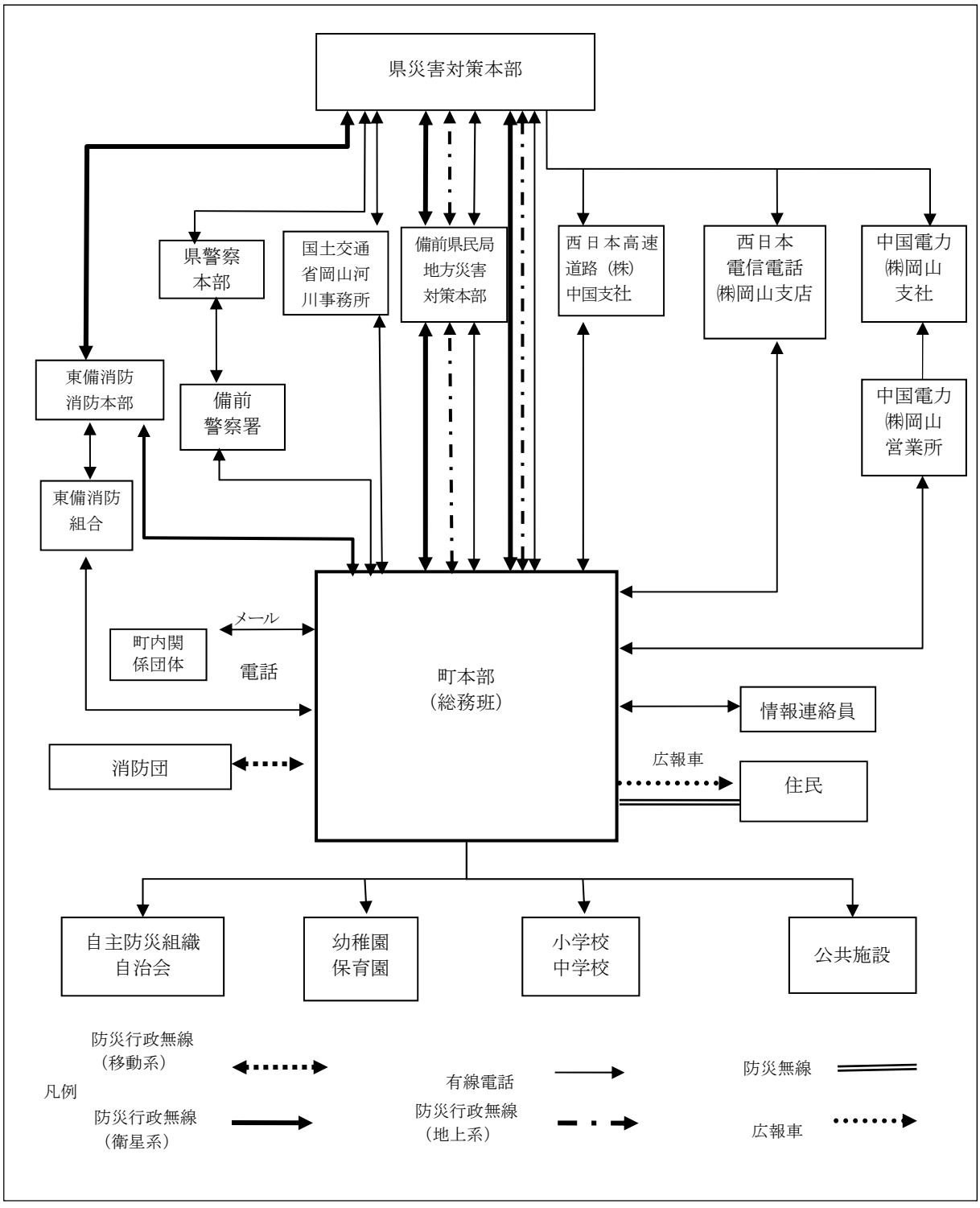
県災害対策本部
県警察本部
国土交通省岡山河川事務所
備前県民局地方災害対策本部
西日本高速道路（株）中国支社
西日本電信電話㈱岡山支店
中国電力㈱岡山支社
東備消防消防本部
備前警察署
中国電力㈱岡山営業所
東備消防組合
メール
町内関係団体
電話
町本部（総務班）
情報連絡員
消防団
広報車
住民
自主防災組織自治会
幼稚園保育園
小学校中学校
公共施設
凡例
防災行政無線（移動系）
防災行政無線（衛星系）
有線電話
防災行政無線（地上系）
防災無線
広報車

(2) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

①被害発生状況等

被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況（様式１－１及び１－２によること。）

②人的被害・住家被害（様式２によること。）

③避難状況・救護所開設状況（様式３によること。）

④公共施設被害（様式４によること。）

・道路施設被害

・鉄軌道施設被害

・電信電話施設被害

・電力施設被害

・ガス施設被害

・水道施設被害

・下水道施設被害

・都市公園等施設被害

・公営住宅等被害

⑤その他

・商工被害（様式５によること。）

・観光被害（様式６によること。）

・林野火災被害（様式７によること。）

（注１）確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

（注２）特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

（注３）各様式は、資料編に記載

(3) 伝達系統

災害に関する町から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和 30 年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

第４章　災害救助法の適用

地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

地震災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

実施機関	救済及び減免調査班、町民班、総務班

第１　制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い、町長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時振替支弁する必要があることがある。

■災害救助法による救助の実施種類

・避難所の設置
・応急仮設住宅の供与
・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
・医療及び助産
・災害にかかった者の救助
・災害にかかった住宅の応急修理
・学用品の給与
・埋葬
・死体の捜索
・死体の処理
・住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

※実際の救助にて、県の実施分を町が、町の実施分を県が実施することが適当と認められるときは、県知事が実情に応じて決定する。

第２　適用基準

県及び町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後述「第３　町の措置」の手続をとる。

本町の場合、本町の人口は 15,362 人（平成 22 年国勢調査）であることから、次のような場合が該当する。

- 住家の滅失した世帯数が 50 世帯以上である場合
- 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が 25 世帯以上である場合
- 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数である場合
- 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

第３　町の措置

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が「第２適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

町長は、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜、情報提供をする。

第５章　広域応援

大規模な地震災害が発生した場合、町等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

実施機関	産業振興班、総務班

第１　職員の応援又は派遣要請

１　他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して、直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、町の指揮のもとに行動する。

町長は、次に掲げる事項を記載した文書によって応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭あるいは電話等により行い、事後文書によって処理する。

・被害状況
・応援を要する救助の種類
・応援を要する職種別人員
・応援を要する期間
・応援の場所
・その他応援に関し必要な事項

２　指定地方行政機関の職員の派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する（災害対策基本法第 29 条)。

■派遣要請事項

・派遣を要請する理由
・派遣を要請する職員の職種別人員
・派遣を必要とする期間

・派遣される職員の給与その他の勤務条件
・その他職員の派遣について必要な事項

3　職員の派遣の斡旋

知事又は町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする（災害対策基本法第 30 条)。

・派遣の斡旋を求める理由
・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の勤務条件
・その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第２　労務者等の雇用

1　要員の確保

災害応急対策を実施するため必要な労務者の雇用については、関係班の班長が本部長に届けて、それぞれ雇用する。

なお、要員の確保については、あらかじめ公共職業安定所及び土木建設事業者等と協議し、必要な措置を講じておく。

2　賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。

ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

3　労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

・被災者の避難
・医療及び助産における移送
・被災者の救出
・飲料水の供給
・救助用物資の整理、輸送及び配分
・死体の捜索及び処理

第６章　自衛隊災害派遣要請

大規模地震が発生し、人命又は財産保護のために必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊に災害派遣を要請する。自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。

実施機関	総務班、県

第１　災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

１　被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

２　避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

３　避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

４　消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

５　道路の啓開

道路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

６　診察、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを

使用する。

7　通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。

8　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

9　炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

10　救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

11　交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

12　危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

13　その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

第２　災害派遣要請等手続

1　知事等の派遣要請

知事等は、収集した被害情報及び町の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにする。

・災害の情況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間

・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

2　町長の派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請要求書の提出

町長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 要求書の提出ができない場合

町長は、(1)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3　撤収要請依頼

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

4　災害派遣要請等手続系統

■自衛隊の災害派遣要請要求

①要請手順　町長→要請権者（知事）→第 13 特科隊長（日本原駐屯地司令）

②日本原駐屯地司令の連絡先　　電話　0868-36-5151（内線 237　夜間等は 302）

ＦＡＸ　0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線　6440-031（事務室）

6440-038（宿直室）

6440-039（３科・ＦＡＸ併用）

5　自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

③航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

④その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第３　災害派遣部隊の受け入れ

町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

- 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

第４　ヘリコプターによる災害派遣

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分調整を行う。

- 着陸地点には、基準のH記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着睦時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

【資料】ヘリコプターによる災害派遣

第５　災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記の基準とする。

- 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）

及び入浴料
・派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費
・県等が管理する有料道路の通行料

第６　災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。

■災害派遣時における自衛官の権限

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	第 63 条第３項	
	他人の土地、建物等の一時使用等	第 64 条第８項	通常生ずべき損失の補償 第 82 条
	現場の被災工作物等の除去等	第 64 条第８項	除去した工作物等の保管 第 64 条９項
	住民等を応急措置の業務に従事させること。	第 65 条第３項	従事した者に対する損害の補償第 84 条
	自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 76 条の３	
自衛隊法	警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第 94 条	警察官職務執行法 第４条及び第６条
	警察官がその場にいない場合に救助等のための立入り		

第７章　緊急活動

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救出し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

実施機関	総務班、東備消防組合、消防団、自主防災組織、県

第１　実施内容

町及び県警察は、関係機関と連携協力して緊密な連携のもとに、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については、医療機関に収容することとする。

第２　救出活動

町は、救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

第３　負傷者の応急手当

１　消防機関

消防機関は、救出した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、医療機関へ搬送することとする。

２　医療救護班

日本赤十字社岡山県支部の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を救護所において行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

３　住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等の簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

第４　捜索対象施設の確認

町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力するものとする。

第５　救出方法

東備消防組合及び消防団は、救出に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行う。

また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

町は、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

第６　救出用資機材の確保

町は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。

第７　ペット等動物の保護

町は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。

第８章　資機材調達

町は、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

実施機関	都市建設班

第１　実施内容

町は、備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の調達を依頼する。

第２　応援協定等の締結

町は、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第９章　救急・医療

大規模地震災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制を整備する。

実施機関	救護医療班、病院、診療所、東備消防組合、県、日本赤十字社岡山県支部

第１　医療

１　医療救護班の編成

町長は、町内の病院及び町内診療所を救護所として指定し、民生班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまのない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

２　医療救護班の派遣要請

町は、医療救護班が不足する場合は、県や日本赤十字社岡山県支部へ民生班の派遣を要請する。この場合、町内の病院及び町内診療所を救護所として指定する。

３　重傷患者の移送

重傷患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、防災拠点病院へ移送して治療する。

４　医薬品等の搬送

救護医療班は、医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ、搬送する。

５　医療機関のライフラインの確保

町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への応急給水等の優先的な供給を要請する。

6　医療機関

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切り替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

第２　助産

助産については、町内の病院で対応する。

第３　傷病者搬送

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行うこととする。

1　搬送手段の確保

町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部あるいは消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第 65 条第１項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

2　消防機関

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うが、消防の救急車両が確保できない場合は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

第４　搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、国、県、町等は所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

第５　応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、町内の医師をもってしても医療の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第10章　避難及び避難所の設置・運営

避難は、地域住民が自主的又は勧告や指示に基づいて行うものとするが、老幼病弱者、歩行困難な者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこととする。

実施機関	総務班、消防団、救済及び減免調査班、町民班、警察官、自衛官、水防管理者、知事又は知事の命を受けた職員

第１　避難の勧告・指示及び報告・通知

１　町長（災害対策基本法第 60 条第１項）

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

町は、「避難準備（避難行動要支援者避難）情報」を位置付けるほか、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきかの客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に努めるとともに、その整備に当たっては、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、必要に応じ助言を求めるものとする。

(2) 避難の勧告・指示

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告又は避難指示の発令を行う。

(3) 必要な措置

消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、住民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告又は指示について、必要な措置を行う。

(4) 避難勧告・指示の内容の報告

(3)による避難のための避難のための立退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各班長を通して、本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告する。

(5) 県への報告

町長は、避難の勧告・指示を行った場合は、備前県民局を通じ、知事へ報告する。

(6) 災害対策基本法による避難の指示

伝達方法、避難場所及び避難方法等については、表（避難場所及び誘導員等）のとおりである。

■災害対策基本法による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 急を要すると認めるとき。 避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	立退きの勧告、指示 立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 60 条第１項 第 60 条第３項
知事	同上の場合 災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	災害対策基本法 第 60 条第６項
警察官	同上の場合 町長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	立退き指示 避難の措置（特に急を要する場合） 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条
町長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第 63 条第１項
知事	同上の場合 災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	災害対策基本法 第 73 条第１項
警察官	同上の場合 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	同上	災害対策基本法 第 63 条第２項
自衛官	同上の場合 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	同上	災害対策基本法 第 63 条第３項

■その他の法令による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法 第 28 条 第１項
警察官	同上の場合 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたとき。	同上	消防法 第 28 条 第２項
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第 25 条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第４条
自衛官	災害派遣を命じられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第４条並びに第６条第１項、第３項及び第４項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法 第 94 条

2　知事（災害対策基本法第 60 条第６項）

(1) 勧告・指示

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(2) 公示

町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

3　知事又は知事の命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退くことを指示する。

4　警察官

(1) 警察官職務執行法第４条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。

(2) 災害対策基本法第 61 条による措置

町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、

警察官はその措置を町長へ通知する。

5　自衛官（災害派遣時の権限）

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置を講ずる。

第３　警戒区域の設定

1　町長（災害対策基本法第 63 条第１項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2　警察官（災害対策基本法第 63 条第２項）

町長若しくは町長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の職権を行うことができる。この場合、警察官は町長へ通知する。

3　自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項）

町長（町の委任を受けてその職権を行う職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の措置をとることができる。この場合、自衛官は町長に通知する。

4　知事（災害対策基本法第 73 条第１項）

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は災害対策基本法第 63 条第１項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

第４　指示・勧告の周知徹底

避難勧告・指示の責任者は、周知徹底の方法として、おおむね次のような措置を講ずる。避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達する。住民への伝達方法は、次のとおりとする。

・防災行政無線
・町ホームページ
・あらかじめ定められた伝達系統を通し、口頭あるいはマイク等。

・サイレン、警鐘による信号
・広報車、放送設備を装備する車両
・一般電話、携帯電話

第５　避難誘導及び移送

１　避難者の誘導

(1) 要配慮者

避難者の誘導は、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の特に避難に時間を要する要配慮者から行う。

(2) 集団避難誘導の要領

避難誘導に当たっては、避難所リストを参照し、避難所の位置を確認した上で、道路の被災状況、がけ崩れ危険箇所図等により、危険箇所を避け安全の確保を第一に誘導する。

要配慮者の本人確認及び避難誘導に当たっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会・消防団・民生委員の協力を得て行う。

避難誘導は、次の要領に従い実施する。

■避難誘導要領

留意	留意事項
①避難誘導体制	・誘導責任者は、消防署員又は職員、消防団、警察官とする。 ・誘導員は、当該地域の消防団員、自主防災組織とする。 ・町長は、開設する避難場所を警察署に連絡し、避難勧告、避難指示及び危険区域の警戒について応援を要請する。
②優先して避難させるべき者	・乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の要配慮者
③移送の方法	・自力で避難できない場合は、近隣住民所有の自家用車両及び協力を得て避難所、施設に移送する。 ・広域医療機関への移送については、高速道路を利用する。 ・大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣町及び県に応援要請を行う。
④誘導時の留意事項	・誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・危険地点には、標示、縄張りを行う。 ・被災地は、避ける。 ・誘導中は、感電等の事故防止に努める。
⑤避難者への周知徹底事項	・戸締り、火気、通電の始末を完全にする。 ・携帯品は、必要最小限のものにする。（タオル、チリ紙、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

2　移送、輸送

(1) 移送、輸送の原則

避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施するが、状況によっては県警察及び職員が行う。

(2) 自力立退きが不可能な場合

避難者が自力で立退きが不可能な場合、町長が必要と認めたとき、又は避難者の要求があったときは、近隣住民の協力のもとに、車両等を確保し、移送、輸送を行う。

(3) 大規模な立退きの場合

災害が広域に及び大規模な立退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に、避難者の移送、輸送を要請する。

(4) 避難路の設定

緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、避難路を２箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(5) 交通孤立地区等が生じた場合

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、必要に応じて、県に要請する。特に孤立する可能性が高い集落の離着陸場所の確保については、事前に研究を行う。

第６　避難所の開設及び収容保護

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。収容対象者は、次のとおりとする。

・収容対象者は、災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者とする。
・避難命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

第７　収容の期間

災害救助法適用の救助による避難所の開設、収容保護の期間は原則として、災害発生の日から７日間以内とするが、それ以前に必要のなくなったものは、逐次退所させ、期間内に完了する。

ただし、開設期間内に被災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、町長は、設定期間内に県本部に開設期間の延長を要請する。

第８　避難所開設状況等の報告

避難所を開設したときは、速やかに備前県民局経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について、電話等により行う。

開設状況報告	避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
収容状況報告	施設別、収容人員、開設期間の見込み等
閉鎖報告	施設別閉鎖日時

第９　避難所の安全管理

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、救済及び減免調査班を配置する。なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

・避難所収容台帳
・避難所収容者名簿
・避難所用物品受払簿
・避難所設置及び収容状況

1　収容人員の把握

救済及び減免調査班は、避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

2　流言、飛語の流布防止

救済及び減免調査班は、常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

3　再避難の検討

町は、避難所が万一危険となった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

4　負傷者への対応

避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに救済及び減免調査班による適切な措置を講ずる。

5　健康状態の悪化等への対応

健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

6　物資の配給等

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、救済及び減免調査班、総務班による適切迅速な措置を講ずる。

7　避難所の運営管理

避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

８　男女によるニーズの違いへの配慮

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

９　長期避難生活への対応

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

10　避難所に滞在することができない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

11　応急仮設住宅の提供等

町は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

12　予防対策

避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

13　避難所運営マニュアルの整備

町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化に対応し、プライバシーの確保や避難者の中から代表者等を選任し、運営に関する規則の掲示等に関する運営の長期化に備えるため、避難所運営マニュアルの整備に努める。

第10　二次的避難地への移送

町は、災害による被災の状況が厳しく、避難生活の長期化が見込まれる場合は、デイサービスセンター等を二次的避難所として指定し、避難生活者のうち要配慮者の被災者を避難所から移送することとする。

第11　応援要請

1　避難者の誘導及び移送の応援要請

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

2　避難所の開設の要請

町は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

3　応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第11章　道路啓開

災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

そのため、関係機関と協議し、あらかじめ町防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

実施機関	都市建設班、各道路管理者、県警察

第１　県で定める緊急輸送道路

県は、第１次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路を第２次緊急輸送道路に指定している。

本町においては、国道、主要地方道が第２次緊急輸送道路に指定されている。

第２　町で指定する緊急輸送道路

本庁・佐伯庁舎と集落を結ぶ緊急輸送道路となる対象路線は、第２次緊急輸送道路と重複するために指定していない。

第３　緊急輸送道路の啓開

１　緊急点検パトロール

都市建設班は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

２　県の対応

県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

3　応援協定等の締結

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4　障害物の除去

道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て、実施する。

第12章　交通の確保

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保するとともに、必要資機材を確保する。

実施機関	都市建設班、県公安委員会、県警察、道路管理者、各輸送機関

第１　緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、備前県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第２　緊急輸送の実施

１　道路管理者

(1) 被害状況を把握

各道路管理者は、高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

(2) 民間（土木建築業者）等の協力

道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

２　県公安委員会・県警察

(1) 隣県警察との協力

県公安委員会・県警察は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

町は、緊急通行車両について、平常時から事前届出によりあらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

第３　輸送拠点の確保

１　輸送拠点の確保

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設（道路等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2　臨時ヘリポート

町は、施設の管理者と連携を取りながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

第４　輸送力の確保

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

第５　応援協力関係

1　他市町村又は県への応援要請

町は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

2　自衛隊その他輸送機関への応援要請

町及び県以外の各機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合、１に準じ、中国運輸局をはじめ、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

3　他市町村からの応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第13章　消火活動

大規模地震により火災が広域的に同時多発し、広域応援を想定した整備を図る。

実施機関	東備消防組合、消防団、総務班

第１　動員計画

１　招集計画

勤務時間外、休日等における消防職員の非常連絡は、次のとおりとする。

(1) 大災害発生の場合

大災害が発生した場合、通信施設の途絶が予想されるため、勤務時間外、休日等において、消防職員は自主的に参集することを原則とし、所属する署又は所轄する災害現場へ参集する。

(2) 災害発生の場合

消防職員は、通信施設利用可能な場合、非常連絡を必要とする注意報警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

２　応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を町長に告げ、町長は必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

応援消防隊の指揮は、その都度町長が特命する。応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

■応援要請の明示

・災害の状況
・応援車両の種類
・必要人員
・到着希望日時

第２　消防施設の整備

１　消防機械器具

東備消防組合は、現有の消防機械器具を更新等により確保し、整備充実を図る。

2　消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また、用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

第３　消防活動計画

1　火災警報

町長は、火災気象通報が発せられた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

(1) 火災警報発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

・実効湿度 50%以下、最少湿度が 30%以下のとき。
・実効湿度が 60%以下、最少湿度が 40%以下で、最大風速が毎秒７m以上となる見込みのとき。
・平均風速が毎秒 10m以上で、１時間以上継続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、防災行政無線、町ホームページ、広報車等により町全域に周知徹底を図るものとする。

2　火の使用制限

町長は、前記の警報を発した場合は、その解除までの間、別に定めるところにより、住民の火の使用を制限する。

3　危険区域及び特殊建築物等の消防対策

町は、火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火を誘発させるおそれのある地域や大規模な木造建築物、中層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象建築物ごとに消防活動計画の策定を指導し、火災防止、人命救助等の訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

4　危険物防御対策

(1) 危険物火災

町は、次の措置を講ずる。

・危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。
・消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。
・初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、又は県警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災

爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

5　自衛消防隊

自衛消防隊の活動は、東備消防組合及び消防団と緊密な連携をとるとともに、火災の現場においては、消防長、消防署長又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

6　緊急避難対策

町長が発する緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が的確に行う。

勧告、指示の基準

・火災が拡大するおそれがあるとき。
・爆発のおそれがあるとき。
・その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第４　大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地・林野火災等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

1　情報収集連絡

町は、大規模な火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

2　消火・避難活動

(1) 住民の避難誘導

町は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(2) 立入禁止区域を設定

県警察は、大規模な火事災害が発生した場合、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(3) ヘリコプター等の要請

町は、大規模な火災の発生した場合には、ヘリコプター等の出動を県に要請し、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。特に、林野火災については空中消火の活動を要請する。

3　交通の確保・緊急輸送

町は、大規模な火災の発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

4　救助・救急活動

東備消防組合は、火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、集団事故災害対策により活動を実施する。

5　応援要請

(1) 他市町村への応援要請

町は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。特に林野火災については、ヘリコプターによる偵察及び空中消火や近隣市町村の応援による消火・防御活動等が、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。また、化学消火薬剤、林野火災対策用資機材が、町で確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 他市町村からの応援要請の協力

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第14章　危険物等の応急対策

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を整備する。

実施機関	施設管理者、東備消防組合、消防団

第１　施設管理者の措置

１　石油類施設の応急対策

施設管理者は、施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

石油類施設の応急対策は、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。施設管理者は、県警察、東備消防組合に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

２　高圧ガス施設の応急対策

施設管理者は、施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。施設管理者は、県警察、東備消防組合に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

第２　町の措置

１　石油類施設の応急対策

東備消防組合は、施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。東備消防組合は、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

また、消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

２　高圧ガス施設の応急対策

東備消防組合は、施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。東備消防組合は、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

また、消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第15章　災害警備活動

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

実施機関	総務班、県警察

第１　県警察の措置

県警察は、町をはじめ関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

・避難地、警戒区域及び重要施設等の警戒
・民間防犯活動に対する指導
・不法事犯等の予防及び取締り
・その他治安維持に必要な措置

第２　応援協力

町は、県警察の実施する防犯活動及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第16章　緊急輸送

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をする。

実施機関	都市建設班、県公安委員会、県警察、各輸送機関

第１　陸上輸送の確保

都市建設班は町道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

第２　災害対策本部の輸送ルート調整

県及び町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

第３　人員、物資の輸送順位

１　輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど、緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。輸送第１段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

・人命の救助等に要する人員、物資
・応急対策に必要な人員、資材

２　輸送第２段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

・救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
・応急復旧等に必要な人員、物資

第17章　救援物資等の受け入れ・活用

援助物資の受入地は、被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて町内へ搬送することとし、受入地での受入・仕分け等の作業及び受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。

実施機関	救済及び減免調査班、総務班

第１　必要とする物資等の把握・情報提供

１　災害対策本部

町は、避難所等に不足している物資を、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、町で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

２　救済及び減免調査班

救済及び減免調査班は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、町本部に連絡する。

なお、町が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、自治会によって把握し、救済及び減免調査班を通じて町本部に連絡する。

第２　物資の受入体制等

１　集積場所の指定

町は、あらかじめ集積場所候補地として指定していた小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

２　避難所内での搬送

避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

第３　輸送方法

１　集積場所の指定

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

集積場所から避難所への輸送については、一般社団法人岡山県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

第４　物資の配布方法

１　救済及び減免調査班

避難所へ搬送された物資は、各避難所の救済及び減免調査班の指示により、各自治会組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、子どもや病弱者等の要配慮者を優先する。

２　地域組織の協力

町は、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資について避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

３　援助物資等の情報提供

町は、避難所以外で生活をする被災者に対して、援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、援助物資を届ける等の支援を行う。

第18章　ボランティアの受け入れ・活用

ボランティア活動が円滑に行われるよう、町及び町社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会との連携を保ちながらボランティアの自主性を尊重しつつ、申出者の調整ができる体制を整備する。

実施機関	総務班、救護医療班、日本赤十字社岡山県支部、町社会福祉協議会

第１　町の措置

町は、保健福祉センターをボランティア活動の拠点として提供するとともに、開設した避難所等のボランティアニーズを把握し、ボランティア現地本部に情報の提供を行う。

第２　町社会福祉協議会の措置

町の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、以下の業務を行う。

- 被災地のボランティアニーズの把握
- ボランティアの受付及び登録
- ボランティアのコーディネート
- ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- ボランティア活動の拠点等の提供
- ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又は救援本部への派遣要請
- その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動被災地のボランティアニーズの把握

第３　ボランティア救援本部の設置

ボランティア現地本部が被災により機能を十分果たせない場合は、その近隣市町村の社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上、ボランティア救援本部を設置し、当該現地本部の機能の一部又は全部を担う。

第４　専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボ

ランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

第５　ボランティアの健康に関する配慮

総務班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

救護医療班は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ボランティアグループの宿泊場所として町の宿泊可能な公共施設等を提供する。

第19章　要配慮者対策

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

町は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携のもとでの速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

実施機関	救済及び減免調査班、社会福祉施設管理者

第１　避難行動要支援者支援体制

町は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームとして、応援職員を派遣するものとする。

第２　迅速な避難

１　町の対応

町は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、施設等の管理者を指導する。

２　社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めた避難支援プランに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

３　地域住民の協力

地域の住民は、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

第３　避難後の対応

1　救済及び減免調査班・応援職員の派遣

町は、要配慮者を支援するため、次の措置をとる。

・自治会、自主防災組織の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
・ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
・要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
・特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
・避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。
・避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
・避難所又は在宅の要配慮者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第２次避難を要する者について、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。
・社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

2　社会福祉施設

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、町に応援を要請する。

3　避難住民

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

第４　２次避難

1　県内外の施設等へ受入要請

町は、それぞれの要配慮者の状況に応じて、県内外の施設等へ受け入れを要請するとともに、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

2　要配慮者の受け入れ

社会福祉施設は、町の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した受け入れを受け入れるものとする。

第20章　被災者に対する情報伝達広報

被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車、インターネットホームページ等により行う。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口として、避難者の自治組織を通じて行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

実施機関	記録集計班・広報班、総務・広報班、総務班、町民班

第１　実施体制

災害の総合的な広報は、まち経営課（災害対策本部設置時は、記録集計班・広報班）が担当する。

各課（班）以外の各課（班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、まち経営課（記録集計班・広報班）に提出する。

記録集計班・広報班は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

第２　災害広報

記録集計班・広報班は、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

総務班は、住民に周知徹底を図るため、町ホームページ、防災行政無線、広報車等を活用し、迅速的確な広報を行う。

なお、その際、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- 災害の発生状況
- 安否情報
- 地域住民のとるべき措置
- 避難の勧告・指示
- 災害応急対策の状況
- 道路情報
- 食料、生活必需物資等の供給状況

・ライフラインの復旧状況
・医療機関等の情報
・二次災害に関する情報
・被災者生活支援に関する情報
・その他必要事項

第３　災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

・災害関連番組
・災害関係の情報
・安否情報
・災害対策のための解説
・関係機関の告知事項
・道路情報
・被災地で不足している物資等の情報

第４　インターネットホームページ

町は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、町ホームページによる情報を提供するよう努める。

また、町は、電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するよう努める。

第５　情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報について紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

第６　問い合わせ窓口の設置

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの安否確認などの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

窓口の設置は、町民班が対応する。

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合に

おいて、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第７　災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や集中により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Ｗｅｂ171）」の提供を行う。

第８　応援協力

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

第21章　デマ・パニック防止対策

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、デマの防止対策も考慮しておかなければならない。

町は、デマの発生防止対策及び解消対策を実施する。

実施機関	記録集計班・広報班、総務・広報班

第１　発生防止対策

記録集計班・広報班、総務・広報班は、被災地及び避難所等に定時的に張り紙、又は車両巡回による広報手段により、情報の提供、均一化を図るとともに、報道機関の協力を得て、情報の周知に努める。

第２　デマ解消対策

記録集計班・広報班、総務・広報班は、デマの事実、又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第22章　食料供給・炊き出し

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めた初動マニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に基づいた確保・供給を行う。

実施機関	産業振興班、救済及び減免調査班、中国四国農政局食糧部、県

第１　米穀等の応急供給

１　米穀の確保

町は、炊き出し給食を行うなど米穀等の確保の必要があるときは、次により確保する。

(1) 米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

登録小売業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(2) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

２　米穀の確保が困難な場合

町は、米穀の確保が困難な場合かつ直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局消費・安全部地域課長に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

第２　炊き出しその他による食料の給与

１　炊き出し

町は、乾パン、飯缶をもって応急的な食料の供給を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。また、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、現物をもって支給する。

２　炊き出し場所

炊き出しは、避難所の庭･グラウンドなどの利便を考慮し、場所を選んで実施する。

3　調達困難な場合

町は、炊き出し用米穀を必要に応じ米穀小売業者から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、県に申請して、売却決定通知を受け実施する。

第３　応援協力関係

町は、自ら炊き出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施又はこれに要する人員及び食料につき応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第23章　飲料水の供給

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるので、その方法等について定める。

なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

実施機関	上下水道班、救済及び減免調査班、日本水道協会岡山県支部、県、自衛隊

第１　飲料水の供給

１　水源が被災した場合

上下水道班は、水源が被災した場合は、最寄りの被害を受けていない水源地から飲料水を確保し、困難な場合は自衛隊その他関係機関に要請するとともに、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、給水車による応急給水を実施する。

２　困難な地域への給水

上下水道班は、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

３　避難所における飲料水の供給

救済及び減免調査班は、飲料水として、当面１人１日３リットルの確保を目標にペットボトルなどにより応急給水を実施する。

４　優先応急給水の実施

上下水道班は、医療、福祉施設への優先応急給水を実施する。

５　仮設共用栓等を設置

地震発生後、約８日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日 20 リットル程度を目標とする。

第２　支援要請

町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会の相互応援協定に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

・給水を必要とする人員
・給水を必要とする期間及び給水量
・給水する場所
・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
・給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

第３　住民の飲料水の確保

住民は、地震発生後３日間程度は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は町の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、衛生上の注意を払い飲料水の確保に努める。住民は、町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分に積極的に協力するものとする。

第24章　生活必需品等調達供給

地震被害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない被災者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。

実施機関	産業振興班、町社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部

第１　実施内容

町は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、備蓄品の放出、生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達、県への応援要請を通じ、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

第２　日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し、毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

第３　住民の備蓄

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、町に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第４　応援協力関係

町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等につき応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第25章　遺体の捜索・検視・処理・埋葬

地震災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う。

実施機関	防疫班、県警察、火葬場、県、医師会、歯科医師会

第１　遺体の捜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

第２　検視・遺体安置場所の確保

町は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

第３　遺体の検視、処理

１　遺体の検視

町は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

２　遺体の洗浄、縫合、消毒

町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

３　遺体安置場所の確保

遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、地元自治会等と協議の上、遺体の安置場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を定め、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで一時保存する。

第４　火葬場の確保

町は、管内の火葬場の処理能力を調査し、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援

を含む。）の特別対応対策について対応する。

第５　遺体の埋葬等

町は、自ら遺体を埋葬又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意すること。

・身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
・被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬等は、行旅死亡人としての取扱とする。

第６　応援の要請

町は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬等の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋葬の実施又はこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第26章　災害時廃棄物処理等

町は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、町は、被災した市町村の支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県と体制整備に関する調整を行う。

実施機関	防疫班、し尿処理施設

第１　情報の収集、連絡

町は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

第２　組織体制の整備

町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

町は、被災した市町村の支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

第３　災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

第４　一般廃棄物の処理等

１　仮設トイレ等し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備するよう努める。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

2　避難所ごみ等

町は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所ごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや避難所ごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

3　一般廃棄物処理施設等の復旧等

町は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

第５　災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、町内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町及び県に広域支援を要請する。

1　損壊家屋の解体・撤去

町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

2　収集運搬

町は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ、収集運搬体制を整備する。また、適正な処理及びリサイクルのため必要な分別排出を住民に周知する。

3　仮置場

町は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受け入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。また、仮置場の規

模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

4　仮設焼却炉等

町は、仮設焼却炉・仮設破砕・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

5　分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

6　最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受け入れが可能な処分先の確保が重要であることから、町は、処分先が町内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

7　環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

8　広域的な処理・処分

町は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間が掛かると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

9　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

第６　住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設する

とともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第27章　防疫及び保健衛生

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために多数の避難者を収容し衛生状態の悪化が予想され、発生の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施するとともに、必要な資機材、人員の確保に努める。

また、避難所生活の長期化に伴う健康管理においても、要援護者への心身の健康相談や巡回による訪問相談指導体制を構築し、実施する。

実施機関	防疫班、上下水道班、救護医療班、医師会、福祉事業者等

第１　防疫

１　検査調査及び健康診断

防疫班は、県の協力を得て、被災者の感染症の調査、健康診断、衛生指導に当たる。

２　消毒等

町は、防疫班を編成するとともに、被災の直後に自治会や自主防災組織等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

３　仮設トイレの設置

町は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを早期に設置する。

４　ねずみ、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫剤、殺そ剤を散布する。

５　避難所の防疫

町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

６　臨時予防接種

町は、県から予防接種による予防措置を講ずるよう命令があった場合は、臨時予防接種を実施する。

7　動物の管理

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

8　その他の防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定により防疫活動を実施する。

第２　要配慮者への配慮

町は、高齢者、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、社会福祉協議会、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第３　巡回健康相談等

町は、保健師等が加わる救護医療班による巡回健康相談等を実施する。

第４　心のケア

町は、被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、救護医療班の訪問や保健所等との連携による精神保健相談等により心のケアを実施する。

第５　応援協力の要請

町は、県が実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な応援協力する。

町は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第28章　文教対策

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

学校の再開は、避難所となっている学校における避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

実施機関	総務・学校班、社会教育班、スポーツ振興班、総務班、救済及び減免調査班、小・中学校長、保育園長、幼稚園長

第１　児童生徒等の安全管理

１　臨時休校の措置

地震災害が発生したとき、小・中学校長は、児童生徒の安全な避難誘導を実施した後、地震災害情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努める。

小・中学校長は、速やかに被災状況を調査した後、教育委員会と協議し、必要に応じて休校等適切な措置を講ずる。

２　避難予定場所

小・中学校長は、登下校時に地震災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

小・中学校においては、状況等をみながら集団下校等の措置を講ずる。避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、地震災害発生の場合は、保護者に、児童生徒の動向を連絡できるような体制をも考慮しておくものとする。

第２　保育園・幼稚園の措置

保育園や幼稚園においては、幼児を保護者に手渡すことを基本とし、地震災害が発生したきは、安全な避難誘導を実施した後、実態に即して休園等の措置をとる。

また、地震災害の発生時は速やかに、保護者との連絡をとり、幼児を早期に直接、保護者へ手渡すこととする。

第３　応急教育の実施

1　建物の応急修理

地震に伴う火災による被災建物においては、主要構造材が炭化したもの以外の残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理した上で、児童生徒を収容する。また、災害により被災した建物は、応急修理の上使用可能な場合は、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の確認を行った後、使用することとする。

2　応急教育の実施

小・中学校長は、学校教育施設が被災した場合、各小・中学校間で災害を受けていない学校の余裕教室の活用等により、応急教育を実施する。また、この場合教室の不足がある場合は、二部授業や分散授業の実施についても検討する。

3　民有施設等の借り上げ

町は、相互利用でも必要教室が確保できない場合は、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとする。

4　応急使用の措置

校長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について総務・学校班と協議し、使用する。

5　スクールバス等

総務・学校班は、応急教育の場所が、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校舎が借用できないときは、スクールバス等による教員、児童生徒等の通学の便宜を図る。

6　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

第４　社会教育施設等の保護

1　社会教育施設等

社会教育班、スポーツ振興班は、社会教育施設等の利用者の安全な避難誘導を行う。

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全

を確認した上で、使用する。

２　文化財

社会教育班、スポーツ振興班は、国指定の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条により県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第８条、第 27 条及び第 36 条により県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがある場合、国、県の技術指導により実施する。

第５　教科書、文具の確保と給与

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講ずるものとする。

総務・学校班は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

第６　被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、県教育委員会に、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 63 条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

第７　避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、地震災害に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校職員の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、救済及び減免調査班と協力し、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、総務班とともに、教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

校長は、疎開児童生徒等への対応避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続の方法を知らせる。

第８　応援協力関係

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達

につき、応援を要請する。

町は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第９　学校の再開

町は、施設の診断及び他施設と調整し、学校を再開する。災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

第29章　ライフライン施設応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合には、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため、各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努める。

実施機関	中国電力株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ中国、西日本電信電話株式会社、ＬＰガス販売事業者、一般社団法人ＬＰガス協会・支部、上下水道班

第１　ガス施設応急対策計画（ＬＰガス）

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

ＬＰガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）及びＬＰガス防災協議会（以下「協議会等」という。）は、災害対策要綱等に基づき、総力をあげて応急対策を実施する。

１　ＬＰガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って、次の措置を行い、早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

(1) 被害状況の調査・報告

顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。

(2) 消費設備の調査・点検

被害状況の調査結果を踏まえ、調査・点検計画を作成し、次のとおり実施する。

・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
・マイコンメータ、調整器等の機能点検
・調査・点検時に実施可能な応急修理等

(3) 顧客先等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(4) 応援隊の派遣要請及び受入体制の整備

調査・点検及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、顧客先被害リスト、地図等の受入体制を整備する。

(5) 復旧作業の優先実施

復旧作業に当たっては、避難場所となる公共施設や老人ホーム等要配慮者を収容している施設を優先し、速やかに実施する。

2　ＬＰガス協会・支部及び協議会等

協会・支部及び協議会等の役員は、自社の顧客先で被害が発生したときは、緊急措置の実施とあわせ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対を災害対策要綱等に基づき実施し、ＬＰガスの早期安定供給に努める。

3　ＬＰガス消費者

ＬＰガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を行う。

・コンロのコック及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
・販売店に被害状況を連絡する。

第２　上水道施設応急対策計画

1　応急給水の実施

上下水道班は、水道施設の減・断水の被災状況により、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

2　災害時における応急工事

上下水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、応急給水を実施するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

3　災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

4　施設の復旧

(1) 施設台帳の分散化

管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であり、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を実施する。

(2) 応援協力関係

町は、資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、県、非被災市町村に応援を要請する。要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

(3) 復旧予定時期の明示

町は、施設の復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第３　電気施設応急対策計画

1　災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施するとともに、中国電力株式会社においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

2　地震災害時における電気の保安

電気施設の被害により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

3　復旧予定時期の明示

電気事業者は、復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

4　応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

また、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者に対し、電気の融通を行うよう中国経済産業局に要請する。

応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請し、応援を得ることが困難な場合、資機材の確保について、特に必要があると認めるときは、中国経済産業局へ、また、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

第４　電気通信施設応急対策計画

電気通信事業者は、電気通信施設の応急対策について、県・町及びその他指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

１　通信の確保と措置

電気通信事業者は、超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置、応急用町内・光ケーブル等による回線の応急措置、移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源を確保する。

２　一般通信の利用制限と輻輳緩和

電気通信事業者は、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

３　非常通話、非常電報の優先

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

４　公衆電話の無料化

災害による停電時に伴う公衆電話の支障により、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

５　設備の応急復旧

電気通信事業者は、被災した電気通信設備等の応急復旧工事ついて、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し、速やかに実施する。

６　応急復旧等に関する広報

電気通信事業者は、被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、窓口掲示、広報車又はマスコミ媒体を通じ、広報

を行う。

第５　下水道施設応急対策計画

町が管理する下水道施設の応急対策は、県に準じた対策を講じることとするが、処理区域の拡大と管渠延長が長大になったことから、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管渠ルートの優先確認と暫定供用可能な形での優先的な応急復旧に努める。

第30章　住宅応急対策

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居を行う。また、被災住宅を自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

さらには、地震発生後に危険度判定士により、被災住宅等の危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

実施機関	都市建設班

第１　応急仮設住宅の建設

１　実施責任者

応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

２　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置

(1) 設置予定場所

仮設住宅設置場所は、公有地とするが、私有地の場合は所有者と町の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とする。町は、事前に仮設住宅の建設地を予定し、生活の実態に即した用地の提供に協力する。

(2) 建物の構造及び規模等

軽量鉄骨組立方式とし、１戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 35 年岡山県規則第 23 号）に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、

その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

(3) 建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から２年以内とする。

3　入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力でもってしても、住宅を確保することのできない者であること。

4　応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行う。

5　管理

応急仮設住宅の管理は、町長の協力を得て県が行う。ただし、状況に応じ町長に委任できる。

第２　個人住宅の支援策

1　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、町長からの情報提供に基づき、居住のために必要な最小限度の部分について知事が行うが、知事は町長に委任することができる。

2　応急修理の内容

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から１箇月以内に完成するものとする。

応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

3　協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、一般社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。

第３　住宅等に損傷を与えた土石等障害物の除去

1　災害救助法が適用となった場合

住宅等に損傷を与えた土石等障害物の除去については、町長からの情報提供に基づき、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について知事が行うが、知事は町長に委任することができる。

２　土石等障害物の除去の内容

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

第４　公営住宅への一時入居

県及び町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 号の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

１　入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者

２　使用期間

１年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

第５　建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、町が行うが、不足する場合は、県に協力を求める。

第31章　公共施設等応急対策

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

実施機関	都市建設班、道路管理者

第１　復旧体制の整備

１　町及びその他の公共施設管理者

町及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

２　各公共施設管理者

各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

第２　公共施設ごとの応急復旧計画

１　河川施設の応急対策

町及びその他の河川管理者は、県及び町水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土嚢や矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

２　砂防施設等の応急対策

町は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

3　ため池施設の応急対策

県及び町は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土嚢などによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

4　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、震災建物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

第３　交通施設の応急復旧計画

1　道路施設の応急対策

(1) 車両通行機能の確保

各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(2) 人員、資機材等の確保

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 啓開作業

道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

(4) 災害発生時の体制

災害の発生規模により召集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・召集を行う。

事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。

状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

(5) 人員・資機材の確保

災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常召集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。

災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

(6) 広報及び旅客案内

旅行客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、復旧見込み等適切な案内を行う。

(7) 旅行客の待避誘導救護

災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、旅行客の適切な誘導に努める。

待避場所、通路等の待避誘導体制の確立と救護器具の整備を行う。

火災が発生した場合は、消防隊が到着するまで、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。

負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救出、安全な場所に移しての応急処置を講ずる。

(8) 教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的に実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

・非常召集訓練及び初動処置訓練
・消防（通報・消火・避難）訓練
・旅行客誘導、救出、救護訓練
・総合復旧訓練

第５編　その他災害応急対策計画

第１章　道路災害対策

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

実施機関	都市建設課、東備消防組合、消防団、道路管理者、ライフライン事業者、県警察

第１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

第２　応急活動及び活動体制の確立

道路管理者及び関係機関は、発災後、速やかに必要な体制をとり、被害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

町及び県は、早急に被害状況を把握し、救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。また、道路管理者は、町の要請を受けた場合、救助・救出活動に協力する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じて民間事業者に要請し、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

第４　道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等の道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

道路管理者は、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

県警察は、被災現場及び周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必

要な措置を講ずる。

第５　災害復旧への備え及び再発防止

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第６　応援協力要請

町は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

警察署は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講ずることができない場合、岡山県警備業協会に協力を要請する。

応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第２章　航空機事故災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、県警察、大阪航空局、航空運送事業者、関係機関

第１　大阪航空局の措置

岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合、情報を収集し、大阪航空局へ伝達を行う。また、航空機事故が発生したことを自ら知ったとき、又は発見者から通報を受けたときは、大阪空港事務所に通報する。大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

第２　町の措置

町は、航空機事故の発生を知った場合、発見者等からの通報を受けた場合、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。

町は、必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施するとともに、死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。消防力を必要とする場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第３　県警察の措置

墜落現場が不明の場合、航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、警察は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。

航空災害が発生した場合、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

事故発生地を管轄する警察署員、警察災害派遣隊員等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

第４　航空運送事業者の措置

事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡し、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。

事業者は、発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制を取る。

第５　応援協力要請

防災関係機関は、町、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第３章　危険物等災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、県警察、危険物施設の管理者

第１　危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、所有者、管理者、占有者は、次の措置を講ずる。

・施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講ずる。
・県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
・自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
・消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
・事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
・事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
・事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。
・事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
・大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は防除措置を講ずる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第２　県警察の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、県警察は、次の措置を講ずる。

・情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
・被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
・必要に応じ、流出した危険物等の防除活動等を行う。
・交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第３　町の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、町は、次の措置を講ずる。

・県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
・危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
・町は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
・消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
・火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
・さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
・町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

第４　危険物等積載車両

危険物等積載車両において、事故等が発生した場合、危険物等輸送事業者、県警察及び町は、上記第１から第３に準じた措置を講ずる。

第５　応援協力要請

防災関係機関及び関係企業等は、町、県、災害発生企業から応援の要請等を受けた場合、積極的に協力して消火活動等を実施し、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第４章　高圧ガス災害対策

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、県警察、高圧ガス施設等事業者

第１　高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

事業者は、施設が危険な状態になった場合、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移動、放出し、充てん容器が危険な状態となった場合、直ちに安全な場所に移動、水（地）中に埋める等の応急措置を講ずる。

災害が発生した場合、事業者は、県・県警察及び町の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

さらに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、被害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

第２　県警察の措置

県警察は、情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行うとともに、被災地、避難場所、危険箇所等の警戒、避難路等の確保、被災者等の救出救助、必要に応じて流出した危険物等の防除活動等を行う。

また、交通秩序、通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第３　町の措置

町は、被害の及ぶおそれのある地域住民に対し、被害状況を周知するとともに、必要な場合は警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、必要に応じ流出した危険物等の防除活動等を行うとともに、施設等の所有者、管理者、

占有者等に対し、流出防止措置について指導する。

第４　高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び町は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講ずる。

第５　応援協力要請

防災関係機関及び関係企業等は、町、県、災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第５章　火薬類災害対策

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	火薬類施設及び火薬類の所有者、占有者・火薬類輸送事業者・町

第１　火薬類施設及び火薬類の所有者・占有者の措置

火薬類施設及び火薬類の所有者・占有者は、施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。

火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

県・県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況をについて報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずるとともに、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

第２　町の措置

県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接消防庁へも連絡する。

火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遭について斡旋を求める。

第３　応援協力体制

防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

町は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第６章　放射性物質災害対策

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、県警察、放射性物質の取扱事業者

第１　放射性物質の製造、使用、運搬その他の取扱者の措置

１　事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合は、町防災計画によるほか、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。

２　事故の状況に応じ、次の応急措置を講ずるとともに、警察官又は消防職員の現地到着後は必要な情報を提供し、その指示に従って活動する。

- 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- 放射性物質の安全な場所への移動
- 立入禁止区域の設定及び立入制限
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

第２　町及び東備消防組合の措置

１　町長は、通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、町防災計画に定めるところにより、県環境企画課・危機管理課等関係機関に直ちに通報する。

２　事故の状況に応じ、町及び消防組合は、次の措置を講ずる。

・消火及び当該放射性物質への延焼防止
・警戒区域の設定による立入禁止
・避難準備情報・避難勧告又は避難指示
・汚染の拡大防止及び除染
・医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
・地域住民等に対する広報
・その他放射線障害の防止のために必要な措置

第３　応援の要請

町及び東備消防組合は、自ら上記第２の措置の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第４　県警察の措置

放射性物質に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置をとる。

・放射性物質事故情報の収集とその活用
・被災者等の救出救助及び屋内待避の措置
・被災地域住民の避難等広報及び避難誘導
・警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
・迂回路の設定等に必要な交通規制

第５　応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、東備消防組合又は県若しくは災害発生企業からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動等を実施する。

第７章　有害ガス等災害対策

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質あるいは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、直ちにその被害の拡大防止及び施設の復旧措置を講ずる。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、特定施設等の設置者

第１　特定施設等の設置者の措置

特定施設等の設置者は、事故が発生した場合、応急の措置の実施、事故の速やかな復旧に努めるとともに、町長又は知事に事故発生を通報し、必要に応じて付近の住民の避難に必要な措置を行う。

なお、町長又は知事の措置があった場合は、これに従う。

第２　町の措置

町長は、有害ガス等が大気中に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告、指示等により人身への被害を防止する。

第３　応援協力要請

防災機関及び特定事業所等は、町又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第８章　集団事故災害対策

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

実施機関	総務課危機管理室、総務福祉課、東備消防組合、消防団、各施設管理者、県警察

第１　総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、町長は、総合救急対策本部を設置する。

町長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。

なお、総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

第２　総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

・災害現場での救出
・現場付近での応急手当
・負傷者の分類
・収容医療施設の指示
・医療施設への搬送
・死体の処理

第３　総合的応急体制の組織

総合救急対策本部は、各機関の現地責任者により構成され、防災班、農林建設班、民生班により活動を行う。

■活動組織の構成機関等

町長・消防団長・警察署長・地元医療機関代表・保健所長・事故発生責任者（企業体等）代表・施設管理者・学識経験者・空港出張所長（航空機事故の場合）

■活動組織の主な機能

組織		主な機能
総合救急対策本部		・情報の収集 ・判断の統一 ・各機関の指揮の総合調整 ・地区外機関への応援要請の決定
	総合調整班	・全般計画及び各機関の連絡調整 ・傷病者収容施設の確保
	庶務班	・人員の把握 ・報道その他渉外事務
	資材班	・各種資機材の補給

■実施機関

関係機関	活動区分	主な業務
消防・警察・事故関係者等	消防 警戒	・警戒区域の設定と出入規制 ・現場の危険排除 ・災害の鎮圧
警察・事故関係者等	警備 交通規制	・現場の治安、秩序の維持 ・交通規制
消防・警察・事故関係者等	救出	・傷病者の救出
消防・事故関係者等	救急搬送	・搬送車両の区分 ・救急車等による病院への搬送 ・搬送中の傷病者管理
日赤・医療機関 （民生班）	救急医療	・現場での救命医療 ・傷病者の応急措置 ・傷病者の分類 ・収容病院の指示
町・警察	死体収容	・仮安置所の設置 ・死体の検視（見分）及び身元確認等

第４　関係機関の措置

1　事故発生責任者（企業体等）の措置

事故発生後直ちに町(消防)、県警察に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、

必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し、救急及び防災活動を行う。

2　町の措置

町長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請する。総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

3　東備消防組合、県警察等の措置

通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに町長に通報するとともに所定の応急活動を実施する。総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

4　日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

町長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

5　応援協力要請

町長は、町の区域において、救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。

協議会は、町の区域の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、総合救急訓練等を実施し、常に緊密な体制を維持する。

関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則

第１　南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

１　計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第５条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　計画の性格

本計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画（平成 26 年３月 28 日、中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。

第２　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第３条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、【和気町】、都窪郡早島町、里庄町、矢掛町

※　平成 26 年３月 31 日内閣府告示第 21 号

第３　南海トラフ地震の被害想定

第１編「総則」第４章「地震被害想定」に記載する。

第４　防災会議

第１編「総則」第２章「防災会議」に準ずる。

第５　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１編「総則」第６章「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第６　災害対策本部等の設置等

第３編「風水害災害応急対策計画」第１章「防災体制」及び第４編「地震災害応急対策計画」第１章「応急体制」に準ずる。

第７　地震発生時の応急対策等

第３編「風水害災害応急対策計画」及び第４編「地震災害応急対策計画」に準ずる。

第８　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第２編「災害予防対策計画」に準ずる。

第９　防災訓練計画

第２編「災害予防対策計画」に準ずる。

第10　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１　地域住民に対する教育

町は、県及び防災関係機関等と協力して地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

２　児童生徒等に対する教育

町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じ、地震に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

３　その他

その他必要な取り組みは、第２編「災害予防対策計画」に準ずる。

第７編　災害復旧・復興計画

第１章　地域の復旧・復興

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

実施機関	全課

第１　地域の復旧・復興の基本方向の決定

１　町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

２　被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

３　町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第２　被災者等の生活再建等の支援

町は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

1　住まいの確保

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとし、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

2　生活資金等の支給等

町は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

3　雇用の確保等

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

4　迅速な罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化に努める。

5　情報、サービスの提供等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるとともに、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、町は被災者台帳を作成するため、県に対し、被災者に関する情報提供を要請する。

第２章　公共施設等の復旧・復興

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、更に災害に強いまちづくりについても検討する。

実施機関	全課

第１　基本方向の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

第２　迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第３　更に災害に強いまちづくり計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、更に災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し、計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供し、できるだけ速やかに計画を作成する。

町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第４　特定大規模災害被災地の復興

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国との連携、

広域調整）に努める。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第５　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

○公共土木施設災害復旧事業
- ・河川災害復旧事業
- ・砂防設備災害復旧事業
- ・林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ・地すべり防止施設災害復旧事業
- ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ・道路災害復旧事業
- ・下水道災害復旧事業
- ・公園災害復旧事業

○農林水産業施設災害復旧事業

○都市災害復旧事業

○水道災害復旧事業

○住宅災害復旧事業

○社会福祉施設災害復旧事業

○公立医療施設、病院等災害復旧事業

○学校教育施設災害復旧事業

○社会教育施設災害復旧事業

○その他の災害復旧事業

第３章　激甚災害の指定

甚大かつ広範囲に及ぶ被害に対して、早急な復旧を図るためには、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく多方面に及ぶ国の支援が不可欠である。そのため、早期指定に向け、各種情報の提供、必要な手続を行う。

実施機関	全課

第１　激甚災害の種別

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。

第２　被害情報の収集・報告

町は、県が国に対して激甚災害の指定を受けるための被害状況の報告が速やかに行われるよう、町内の被害状況について収集、調査、取りまとめを行い、県に報告する。

第３　激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられ、その対象は次のとおりとなっており、町及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅等災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業

・婦人保護施設災害復旧事業
・感染症指定医療機関災害復旧事業
・感染症予防事業
・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
・湛水排除事業

2　農林水産業に関する特別の助成

農林水産業に関する特別の助成は、次のとおりである。

・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
・共同利用小型漁船の建造費の補助
・森林災害復旧事業に対する補助

3　中小企業に対する特別の助成

中小企業に対する特別の助成は、次のとおりである。

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4　その他の財政援助措置

その他の財政援助措置は、次のとおりである。

・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資機材費の補助の特例
・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
・公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４章　災害復旧事業に伴う財政援助・助成

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

実施機関	総務課危機管理室、産業振興課、都市建設課、事業課、上下水道課、教育委員会

第１　法律

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する法律は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第２　要綱等

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する要綱は、次のとおりである。

- 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- 都市災害復旧事業国庫補助
- 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

第５章　災害復旧事業に必要な融資等

災害により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、町、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

実施機関	町・県・町社会福祉協議会

第１　個人被災者への融資等

災害により被害を受けた個人の生活の安定のため、町、県及び関係機関は、生活支援策を実施する。

■個人被災者への融資等

融資等	主体	内容
災害弔慰金の支給	町	災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	町	災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
被災者生活再建支援金	県	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
災害援護資金の貸付	町	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。
生活福祉資金の貸付	県社協	災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金を貸付ける。
母子福祉資金の貸付	県・町	災害により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、母子福祉資金を貸付ける。
公的負担の免除等	県・町	被災状況等に応じ、税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講じる。
罹災証明書の交付	町	各種支援策が早期に実施できるよう、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。
被災者への広報	町	被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

【資料】和気町災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料】和気町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第２　中小企業への融資等

被災した中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう町及び県は、次の措置を実施する。

- 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 町は、商工会等中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 県に対し、岡山県中小企業支援資金融資制度（災害資金）による貸付を優先的に行うよう要請する。

第３　農林漁業関係への融資等

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に、県、町は、次の措置を実施する。

- 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資斡旋を実施する。
- 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

第４　住宅関係融資等

町及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震等により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

- 災害復興住宅資金

・地すべり等関連住宅資金
・宅地防災工事資金
・産業労働者住宅資金
・マイホーム新築資金
・リフォームローン